

会 議 録

会議の名称	令和元年度(2019年度)第4回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和元年9月30日 開会13時30分 閉会16時00分		
開催場所	つくば市役所 2階 防災会議室		
事務局(担当課)	こども部こども政策課		
出席者	委員	飯田 浩之、橋本 佳子、串田 令子、成島 美穂、根本 一城、江原 孝郎、館野 正弘、橋本 幸雄、浦里 晴美、間野 聡子、河村 和恵、松本 義明、栗栖 和恵、浅野 英公子	
	その他	—	
	事務局	(こども部) 中山部長、松本次長、飯泉政策監 (こども政策課) 安曾課長、飯村課長補佐、柳町課長補佐、 中川係長 (幼児保育課) 岩田課長補佐、鈴木統括保育士 (こども育成課) 鳴海課長、埜口課長補佐 (子育て相談室) 鈴木室長 (教育局) 森田局長、中山次長 (学務課) 間中課長 (健康増進課) 吉原課長、風見係長	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条第2号		
議題	協議事項 (1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)について (2) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について		

様式第1号

会議録署名人		確定年月日	平成	年	月	日
会議次第	1	開会				
	2	挨拶				
	3	協議事項				
	4	その他				
	5	閉会				

<審議内容>

協議事項

(1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：ただ今、第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)の第5章、量の見込みと確保方策についての説明がありました。まずこれについて、ご意見、ご質問を伺ってまいりたいと思います。特に第5章は、途中からこの会議に関わった皆さんにとっては、非常にわかりにくいところがあるのではないかと思います。この会議でご意見を聞くのは、今日が最後になります。この後パブリックコメントに入りますので、できるだけ皆様のご意見を伺いたいと思っております。そういう意味で、順番に、委員の皆さまに一言ずつご発言いただこうと思っております。まず確認ですが、第3章は、先ほど説明がございましたが、基本理念や基本目標の文章について、私と事務局の方で作り直させていただいております。そして、施策は、基本理念に基づき、基本目標、基本方針、そしてそれらを実現するための基本事業と

いう位置付けで展開されております。あくまでも基本であり、市としては、これ以外の事業も当然ながら行っていくことになります。基本理念、基本目標を達成していくために、特に基本となるような事業がそこに並んでいるとご理解いただければと思います。もちろん、まだこういう事業もこの中に入るとはならないかというようなご意見もあろうかと思えますけれども、一応この枠組みで進めたいという案を作らせていただいております。その後の、量の見込みと確保方策については、ここに挙げさせていただきましたように、人口動態及びニーズ調査から数値をはじき出しているということでございます。以上のことを踏まえて、まずは基本的なことで何かご質問がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

橋本（佳）委員：第5章の説明をもう少ししていただければ助かります。

飯田会長：もう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。

事務局（こども政策課）：教育・保育提供区域の設定ということで、今回のプランにおきまして、つくば市内を3つのエリアに分けております。北部と中央部と南部の3つです。現計画では5つあったエリアを3つにして設定いたしました。中央部エリアが一番待機児童が多くなるエリアです。つくばエクスプレスの沿線がかなり待機児童が多いエリアになります。そちらを大きく設定して柔軟に対応できるようにしております。続きまして、人口の見込みについて、現在策定中の未来構想で使用している人口推計を使って、2015年に約23万人、2048年に約29万人になるという設定で見込みを算出しております。見込み量と確保方策については、53ページの表に令和2年度から令和7年度までの数値を記載しております。そのあとに続きます、北部エリア、中央部エリア、南部エリアの合算になっております。1号認定の数値としては、令和2年4月1日時点で開園予定を含んだ施設の定員の数を根拠とし

まして設定しています。2号認定も同じように令和2年4月1日時点の開園予定を含みました施設の定員で、以後毎年90人定員の保育所等を4園整備していくという想定で設定しています。続いて3号認定も同じような設定根拠となりますが、令和2年4月1日時点の開園予定を含めました施設の定員で、以後毎年90人定員の保育所等を4園、小規模保育事業を4園整備していく設定です。続いて、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策ということで、それぞれの利用者支援事業、子育て支援拠点事業等の数値を各担当課と調整の上、設定いたしました。以上、5章の見込み量等の説明とさせていただきます。

飯田会長：ありがとうございました。

橋本（幸）委員：53ページですが、各年度の②確保方法のところに「確認を受けない幼稚園」とあります。その3号認定のところですけども、0歳児はもちろんなくていいのですが、1・2歳児というと、子ども安心プランとか、それから、満3歳児入園というのは、私立幼稚園では認められているということになると、おそらくその区分だけがどうしたものか。もしかしたらそれが、3号認定のいわゆる2歳児の枠に入ってくる可能性があるのではないのかと思っの質問です。

飯田会長：今、実際は2歳児でも幼稚園で受け入れている部分ですね。そうしますと、3号認定の2歳児のところにもこの数字が入ってきている可能性があるということですね。この計画の中では想定していないということでしょうか。

事務局（こども政策課）：想定はしていないということです。

橋本（幸）委員：想定して入れると、ここの数値が高くなってきますので、いろいろな点で解消につながっていきますし、また、制度上はあると思いますので、調べてみてください。

事務局（こども政策課）：ありがとうございます。検討させていただきます。

飯田会長：他、ご質問はありませんか。

橋本（佳）委員：企業主導型保育施設の地域枠が書いてありますが、これは4月1日開園する園も含めて、今これだけの枠があるという理解でよろしいですか。

事務局（こども政策課）：はい、そのとおりです。

橋本（佳）委員：では、それが企業主導型地域枠についてはずっと数字の動きがなく、他のところは動きが出ているというのは、どういうことでしょうか。

事務局（こども政策課）：企業主導型につきましては、実際に企業で予定していたものができないという場合もございますので、確保量として見込むことが難しいという観点から入れていません。

橋本（佳）委員：了解しました。私も見込まない方がよいと思ったものですから確認しました。

飯田会長：確保方策としては見込んでいないということです。現状のまままでいくということでございます。それでは、ご意見を伺っていきたいと思います。第5章と申し上げましたが、第3、4章にも関わるご意見でも結構でございます。文言の修正等もご指摘いただければ修正してまいりたいと思います。順番にお願いします。

栗栖委員：第4章の37ページから、目標値の指標が載っています。例えば37ページの左側では、「つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合の増加」が現状59.9%で目標70.5%という書き方があるのですが、ぱっと見た時に少しわかりづらいと思います。「割合が増えたパーセント」というのは回りくどく、どれだけの人が満足しているかという単純な割合を示した方が、すぐにわかりやすいのではないで

しょうか。それを踏まえて、「つくば市は目標としてここまでもっていきたいです。」と言えるのがよいと思います。また、右側の「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合の減少」も、現状が9.2%はわかりますが、インパクトがなく、もう少しわかりやすい書き方がよいと思います。

飯田会長：59.9%が70.5%に上がるということですので、これはいずれ調査をされるということが前提になっていますね。今回のニーズ調査では、59.9%だったものが、次回調査をしたときに70.5%になるということを目指しますということですので、その数字の根拠も書き加えるとわかりやすいのではないかと思います。あくまでも調査で出てきている数字だということでございます。できるだけ市民の皆様が見てわかりやすいものにしていきたいと思えます。

松本委員：46 ページで追加になりました、③遊びの機会と場の充実というところですが。閉校になった学校のグラウンドを公園として使ってよいとなっているのですが、地域の方からは、草が生えたままでは遊べず、使わせていただけるのであれば、管理もお願いしたいという声がありますのでお伝えします。また、遊びの機会と場の充実というのは、具体的にどのようなことを考えているのかご説明いただきたいと思えます。

飯田会長：姿勢はわかりますが、具体性に欠けるプランだという気がいたしますので、ご意見も伺って、できるだけプランの中に入れていきたいと思っておりますが、遊びの機会とか場の充実について今お示しいただけることはございますか。

事務局（こども政策課）：遊びの機会と場の充実については、放課後など、子どもたちが遊べるような場所がなかなか確保されていないという現状がございます。また、要望なども出ておりますので、この項目

を追加させていただいたところです。先ほど松本委員からお話がありました、廃校の利用なども考えられると思いますし、現在の旧桜庁舎の隣に整備をしておりますプレイパークなどの利用なども考えているところでございます。子どもたちが安心して過ごせるような居場所を整備していく予定です。

飯田会長：ありがとうございます。プランの中に書き込むかどうかということは検討が必要ですが、できるだけいろいろなアイデアをいただいております。

間野委員：私は前回から入らせていただき、今までの経緯等わからない部分もありますので教えてください。基本目標がⅠからⅢまであり、先ほどK G Iの目標値のことが出ましたが、待機児童ゼロ以外は、保護者が答えた割合が指標となっています。しかし、例えば、基本目標Ⅲの基本方針1や2などは、子どもたちがどう感じるかという点が大切なのではないかと思います。保護者が感じるというのももちろん大切だと思いますが、子ども・子育て支援なので、できれば子どもたちがそこで過ごす時間をどのように感じているかなどの評価ができるとういのではないかと感じます。また、38ページ、基本目標Ⅰ、基本方針1の取組③子育てを支援する環境整備事業についてです。この言葉からは、もっと広い範囲をイメージしているのですが、その内容を見ると大変限定されています。「保護者の突発的な事情などにより、一時的に保育が必要となった場合のために、子どもを一時的に預かる事業の充実や安心して外出できる環境の整備等を図ります。」という説明は、もちろんありがたいのですが、これだけなのかと誤ってしまいます。「子育てを支援する環境整備事業」というのであれば、もう少し広く考えるべきで、もしこの1点しかできないのであれば、③の項目は変えた方がよいのではないかと思います。もっといろいろと整備し

てくれるのではないかと、大変期待を持たせる言葉ですが、下を読んでいくとそうではありませんので、表現に違和感を覚えます。

飯田会長：ありがとうございます。今の点はいかがですか。下に書いてある部分が中心であって、範囲が広すぎたという気がしますが、施策ではどのような趣旨で作っていますでしょうか。もっといろいろなことを含めて作るのか、あるいは下のところが中心なのかということです。

事務局（こども政策課）：確かにご指摘のとおり、環境整備事業というお題目で、中身は一時預かりのみという内容になっています。これだと尻すぼみという感じですので、中身について付け足せるものがあれば、考えたいと思います。

飯田会長：ぜひ検討してください。子育てを支援する環境整備事業は非常に大きく、期待感を持たせてしまいますので、内容とタイトルを上手に合わせることをお願いいたします。

間野委員：そこで追加です。前回のグループワークにおいて、「環境の整備」といったときに、基本目標Ⅲなどにも関わってくると思いますが、サービスの提供だけではなく、市が子育て応援を主導して、地域で子育てしている人たちを、みんなでできるだけ温かく見守って支える仕組みができればよいという話をしました。そのような、ある意味間接的な子育て支援のようなものも、大変必要だと思っています。もし③に項目を加える方向で検討していただけるのであれば、そういったところもぜひお願いしたいと思います。

事務局（こども政策課）：前回のグループ分けで話し合っていた中で、子育てに関係しない方も一緒に子育てや教育をしていきたいと思いますという啓蒙があればよいというお話は確かにございました。ですので、入れ込むことができれば、検討してみたいと思います。

飯田会長：ありがとうございます。基本理念に「共に」と最初にありますので、これは何か新しい事業としてというよりは、それぞれの事業の進め方に関わることとっておりますので、もう一度、事業の説明等の中で「共に」ということがどういかにされているのかという観点から見直していった方がよろしいのではないかと思います。特に何か入れるというよりは、全体でその方向で考えていただきたいということだと思います。他によろしいですか。

浦里委員：32ページの基本理念の「共に」で始まる文章ですが、いま一つじっくりこないと考えたところ、これは日本語的におかしいのではないかということに気がつきました。もっと意味を捉えて語順を直すと、「すべての子どもに未来を共に拓く力を育むまち」だと思います。それが意味としては一番わかりやすいですし、日本語的にそういう語順ではないかと思いました。

飯田会長：「育む」につなげるということですか。

浦里委員：「共に」というのは、「協力して」という意味合いの「共に」だと思うので、最初に「共に」がきてしまうと、「協力して」という意味にはなかなか取りづらいので、「未来を共に（協力して）拓く力を育む」ということなのではないかと思いました。最初に「共に」ときたら、「共に」が「協力」であると発想できません。

飯田会長：これは、「未来を共に拓く」としてしまうと、「共に拓く」のではなくて。

浦里委員：協力して拓くということですよ。

飯田会長：改めて考えさせていただければと思いますが、元は「共に力を合わせ」でした。「市民と行政が共に」と、主体としてはぼやかしてありますが、「行政だけではなく、市民も一緒になって育む」というところにつなげようと思ったのです。わかりにくいでしょうか。

様式第1号

浦里委員：「未来を拓く力を共に」ですか。

飯田会長：そうです。

浦里委員：その方がいいです。

飯田会長：もし後に回すとしたら、「未来を拓く力をすべての子どもに共に育むまち」となるのですが、すわりが悪いものですから前に持って行って「共に、」で後につなげたという作り方です。「未来を拓く力をすべての子どもに共に」では「共に共に」となってしまうので、前に持っていき、「共に、」を読点で切って、「育む」にこれをかけようと思ったのです。もう一度考えさせていただきます。他にいかがですか。

浦里委員：児童クラブ、学童クラブ、放課後児童クラブとありますが、この区別が、関わっていない方には大変わかりにくいと思います。

飯田会長：注のようなものが必要でしょうか。例えば44ページでいえば、①で「放課後児童クラブ」の横に「放課後児童健全育成」という名前もついていますし、以下にも政策上の名称が次から次へと出てきます。それらが区別しにくく、わかりにくいということだと思います。注のようなものをつけた方がよろしいですか。

橋本（佳）委員：普通だと「放課後児童クラブ」と言いますが、つくばの場合はそれも承知でずっと「児童クラブ」という言い方をしているようです。正式には「放課後児童クラブ」です。「学童」などとも言いません。

飯田会長：これは正式名称で書くということですか。

浦里委員：私たち児童館を利用している者の見方としては、「児童クラブ」というのは、きちんと児童館に登録をして毎日放課後に来ている児童クラブで、「放課後児童クラブ」というのは、イベントをたまにする時に、児童クラブに入っていないなくても参加ができるクラブという認識です。「放課後子供教室」ですね。

飯田会長：放課後子供教室は、今のところつくばは常設ではなく、イベントです。

浦里委員：そのあたりが区別しにくいかもしれません。

飯田会長：通常使っている名称も混乱しているのかもしれませんが、もう一度全体を見直して、わかりやすいようにする、あるいは、両方が区別できるような説明を付けるように心がけていきたいと思います。もう一度、どなたが読んでもわかるような表現であるかどうかをご検討いただければと思います。

橋本（幸）委員：26ページの（3）成果指標の評価ですが、表の成果指標項目の増加、減少という言葉や、当初値の数値が、当初なのか目標なのかが、わかりにくかったです。また、33ページの基本目標Ⅱの2段落目にどうしても気になってしまいます。「つくば保育の質ガイドライン等を活用した」とありますが、ここに「等」は入っていますが、それについては示されていません。保育ガイドラインは皆さんもよくお読みになっていると思いますが、幼児教育のもっと教育的なところに踏み込んでおらず、保育の質はガイドラインでなくては担保できないのだというのでは、保育の質とは何だ、ということを問うていった場合に、首をひねってしまいます。また、39ページの②子ども家庭総合支援拠点事業についてです。虐待問題が大変なことになっています。「すべての子どもとその家庭及び妊産婦を必要なサービスにつなぐ」とありますが、きちんと情報を得てもっと深く踏み込んでいかないと、あのような痛ましい虐待死をどのように防いでいけるのか、この文言だけでは心配です。また、保育の質ガイドラインと幼児教育との整合性が低いと思います。さらに、41ページの①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業の2文目に、「幼稚園・認定こども園の利用希望」とありますが、「公立・私立の特徴」というのは、

本当に担保されているのかが、私たちのように私立認可を運営している者にとっては一番大事です。保育の無償化が始まり、多くの公的な資金がそれぞれの施設に導入されるのですが、導入したからこういうことをやりなさいではなく、それはそれで認めていくことはできるのですが、その中でも、私立の特徴がきちんと保障されるような制度になっているのかどうかを洗い直してほしいです。公立も私立も同じような制度の中で進んでいきますが、やはり公立と私立はそれぞれ特徴がありますので、それが私たち園を運営する者に明確に保障されればよいと思います。

飯田会長：確かにそうですね。いかせるようにという趣旨がもっと表に出た方がよいということでしょう。

橋本（幸）委員：一つひとつ言えばきりがありませんが、いずれにしてもそのところは非常に微妙ですが、大事なところだと思います。

飯田会長：そのような姿勢でこの計画を立てていきたいと思います。書き方一つのようなのですが、施策を行うときの根拠にすることですので、今のようなご指摘もありがたいところです。また、39 ページの子ども家庭総合支援拠点事業と虐待問題との関係についてですが、ここだけでなく、計画のなかで事業についての記述が表に出してしまうと、その目指すところが後退してしまうところもありますので、検討させていただきます。

舘野委員：28 ページの中ほど、「子ども・子育て会議において指摘された課題」の2 番目に「保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上」とあり、また 41 ページ、②保育人材の確保事業に、「保育士等の処遇改善等を実施します」と書いてありますが、これがなかなか難しい状況になっていると思われます。またその下に、「保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、適正な保育者の配置と良好な労

働環境の実現のための助言等を行います。」とありますが、先ほど出た、支援をする環境整備事業ということで、保育士の処遇改善が一番重要になってきます。今、保育園が空いているが、なぜ入れないのかというと、0、1、2歳児をみる保育士がいないのです。保育士については、0、1、2歳児は無償化にはなりません。例えば、0歳児3人に対して保育士1人、1歳児については6人に対して1人は変わっていません。ただ、この点、1歳児については公立は4人に対して1人、民間は6人に対して1人になっています。同じつくば市の子どもを扱っている我々社会福祉法人の認可保育所としては、このところが納得できません。一方は6対1、もう一方は4対1ということで、この公私の格差が是正できていない点は、やはり先生方からも聞かれますので、そこを早急に是正し、同じつくば市の子どもを同じレベルの環境で扱うということをぜひ考えてもらいたいと思います。職員の資質向上のためには、勉強してもらわなくてはならないので研修のための出張にも行ってもらいたいのですが、1人研修に行かせますと、その場所に1人を付けなければならない状況下にあります。保育士1人の大事さをつくば市に考えてもらい、民間に対しても4対1の保育士の確保をしていただきたいと思います。

飯田会長：この部分については、「適正な保育者の配置と、良好な労働環境の実現のための助言等」となっているのですが、「等」の中に何か具体的な措置が含まれるのか、含まれないのか、それも議論になってくると思います。単に助言するだけではなく、適正な配置が可能なように市として何かやっていますよということを、書くか書かないか、これは非常に大きいところになってくると思います。

橋本（佳）委員：私は、ここに書くというよりは、そういった具体的なことになると、保育の質ガイドラインにどう入れ込むかという話になる

と思います。これは大きなプランですので、そこまで書いてしまうと大変です。ここは、保育ガイドラインにおいて、保育の質というところでどうするかということなので、そういう分け方が必要かと思いません。

飯田会長：これも検討させていただきたいと思います。民間において6対1を4対1にするということも1つの方策としては当然ながら考えられます。ご意見として承っておきたいと思います。他にいかがでしょうか。

館野委員：保育士の子どもたちが保育園に入れなかったということがありましたが、これが改善されて、約6割近くが、自分の働くところではなく、他の保育園や幼稚園等に預けながら勤めています。ですから、その点で今は処遇がかなり改善されましたが、自分の園に自分の子どもを預ける人もいます。0，1，2歳児の場合は大変で、4月当初は、母親であると同時に保育士もやらなくてはなりません。今まで抱っこしていた子どもを、泣きながらよそに預けるといった状態が、現場では続いています。今後はますます保育士が預けられる保育所になっていただきたいと思っています。

飯田会長：計画に書き込むかはどうかとして、この計画の下でいろいろな措置ができてくるわけですね。アイデア等を出していただきますので、こども政策課の中で課題として貯めておいていただければと思います。そして、この計画の中で実際の事業としてあるいは施策としていかしていったらいいかと思っています。

江原委員：46ページで気になったのですが、②特別な配慮を必要とする児童の支援事業で、できれば医療的ケア児という言葉を入れてほしいです。医療的ケア児については、別途支援プランを作ることになっているので、ここは医療的ケア児という言葉だけでも入れていただき、

つくば市としては医療的ケア児に配慮をしているというところを出してほしいと思います。それから目標値ですが、どのように算定したのか、それが見えてきません。ざっと計算したら1割増し、ということになっているようですが、37ページの目標値は6.2%や70.5%ですが、小数点以下の0.5をつける必要があるのでしょうか。できれば目標値を算出した根拠があればいいと思います。全体的には、おおむね妥当だと思います。

事務局（こども政策課）：37ページの目標値は、アンケートには統計上の誤差がございまして、55%から何%との間と、幅がある形になっております。小数点以下が入るのは、大きな幅の中でそれを超えないといけないので、小数点以下の数字を入れているという設定になっています。

飯田会長：誤差の範囲が当然数値には入りますので、誤差の範囲を加味しているようですね。

江原委員：できれば全国のどこかの参考値があれば、それを付けるとよいと思います。

飯田会長：難しいかと思いますが、ご検討いただければと思います。

根本委員：このプランは、小さい子どもたちが前提と思うのですが、中学生等もぜひ考えていただきたいと思います。また、57ページの(2)地域子育て支援拠点事業というところですが、出張広場というところで、出張広場は今どのように行われているのか、また、見込みの数字の意味を教えてください。

飯田会長：中学生を含むかはこの会議でも話題になっていたところで、なかなか入れ込むことが難しいということですが、当然ながらライフステージということを加味しながらつくっていくということで、支援、育成という問題は、重要視しなければならないと思います。ご質問が

ありましたところ、必要なことについてご説明ください。

事務局（こども政策課）：57 ページ、（2）地域子育て支援拠点事業ですが、表をご覧ください。区分の、確保方策（施設数）というところで 9 とあるのは、支援拠点の場所の数です。旧桜庁舎の場所にある支援センター、各保育所等、また N P O 法人が運営しております支援拠点があり、全部で 9 つございます。また、出張広場とは、拠点が無いところに出張し、広場を設けている支援拠点のことです。代表的な所では、この研究学園地区エリアに支援拠点はございませんので、筑波銀行の 2 階の部屋をお借りして、そこで出張広場を開催しています。そこに親子に来ていただいて、情報交換などをしていただく場所としています。他には、各交流センターでも、出張して広場を設け、そちらに来ていただいて、同じ世代の方の交流をしていただいています。

根本委員：未来塾のようなところですか。

事務局（こども政策課）：それとはまた別です。

根本委員：「子育て支援」ということでいうと、つくば市内には公立の高校が少ないということが、のちのち高校に上がってくることもあるので課題となります。ご一考いただければありがたいです。

飯田会長：教育大綱の方も今進んでおりますね。高等学校の話までは出ていないのかもしれませんが、子ども・子育て支援プランを受けて、「未来を拓く力」を踏まえながら教育大綱につなげていくことも意識して検討していただければと思います。

成島委員：同じく 57 ページの（1）利用者支援事業の量の見込みと確保方策のところですが、利用者支援事業における基本型とは何でしょうか。

事務局（こども政策課）：利用者支援事業と申しますのは、子どもやその保護者の身近な場所で、施設のことや育児に関する相談を受ける事業

です。現在は、基本型・特定型として1つ、そして母子保健型として4つ進めております。具体的には、基本型・特定型というのは、こども部の方で保育コンシェルジュを採用しており、コンシェルジュが対応している相談事業などについて、基本型・特定型のうちの特定型ということで進めております。母子保健型は、保健センター等で、保健センターと健康増進課の保健師が中心となって育児の相談等に対応している事業になっております。

飯田会長：基本型はまだ実施に向けた検討段階で、幼稚園や保育所についてどういうところがあって、どこに行くのが適切であろうかという相談に乗ることを特定型でやっている段階ですね。

成島委員：「基本型の実施に向けた調整を行い」と書いてあるので、基本型が何なのか教えてください。

事務局（こども政策課）：基本型というのは、現在は実施していませんが、保育所や児童支援センターなど、拠点をおいて、そちらでやっていただく事業になります。内容としましては、育児の相談を受けるだけではなく、例えば保育所や子育て拠点の施設と連携をして、地域における子育ての体制づくりをすることも含めたものが基本型です。こちらで今後の5年間の計画の中では、整備をしていきたいと考えています。

成島委員：それは、幼稚園や保育園とか児童館等を拠点にした相談所にするというイメージですか。

事務局（こども政策課）：そうです。拠点は、具体的にまだ検討しているわけではないのですが、つくば市は子育て総合支援センターを持っており、そちらが果たす役割として必要なものではないかと考えておりますので、そちらに整備することがまず第1だと思います。そちらの職員が、例えば各保育所や児童館などの職員と連携して、相談に応じ

ていくということになってきます。

成島委員：地域子育て支援拠点事業と近い感じになるのですか。

事務局（こども政策課）：そうです。

成島委員：ですから、この5年間にわたり、地域子育て支援拠点事業の拠点数を増やしていこうという計画というわけでもないということですか。

事務局（こども政策課）：地域子育て支援拠点事業数は、令和4年度で増やしていますが、1つは利用者支援事業の基本型とすることを想定しています。

成島委員：ありがとうございます。

飯田会長：様々な子育ての支援の機関やサークル・団体がありますので、それらを網羅的に視野に入れつつ、情報提供や相談等行っていくような仕組みとして地域連携を行う基本型が欲しいということですね。今はもう幅広く連携し、ネットワークを作りながら行っていかなければならないところにきていると思います。

成島委員：53ページからの量の見込みでは、中央部エリアが増える見込みになっています。他の、北部エリアなどは、1号認定などはほとんど変わらない見込みだとわかりました。中央エリアの現状として、足りていないところをなんとかしていこうという計画案でしょうか。

事務局（こども政策課）：中央部としては、やはりつくばエクスプレス沿線に転入される方がまだたくさんいらっしゃる、まだ住宅の飽和ということでもないようで現時点でも待機児童が発生している状況ですので、将来のことを見通すと、どうしても中央部は需要が多くなってまいります。北部や南部については、数としては転入される方も少ないですので、どうしても現状維持のような数字になってくると思います。

飯田会長：よろしいでしょうか。

串田委員：38ページの①出産施設開設支援事業ですが、今、市内で分娩できないというのが普通に起きています。第1子を産むときでしたら、少々遠くても隣の市や実家で産んでも大丈夫なのですが、それが第2子、第3子となりますと、上の子が小学校、保育園、幼稚園、中学校などに通っているなかで、つくば市では産めずに、仕方がなく隣の市や実家で産むしかないという方も結構いらっしゃいます。その対策として、分娩施設開設や増床への支援を行いますというのは、つくば市で医療機関に対して助成金などの支援を行うということでしょうか。

事務局（健康増進課）：医療機関に対する助成金です。新しく医療機関として産婦人科を設けた所、もしくは、助産院で分娩できる施設を増床したときには必要経費の2分の1、限度5000万円を助成するという条例を、昨年度策定、改正しました。現在募集をしているところですが、なかなか現れていただけないというのが現状でございます。

串田委員：もう1点あります。子ども・子育て支援プランの冊子がありますが、この会議に参加するまで冊子があることは知りませんでした。保育園の他のお母さんたちに聞いても、それを知っている人は非常に少なかったです。5年ごとに改正しているようで、内容もじっくり考え、時間をかけていて、良いものだと思うのですが、これはどのように配布して、今後どのように使っていく予定なのかを教えてください。また、もし可能であれば、入学式などで冊子を基に勉強会を開き、内容を説明すると、つくば市で子どもを育ててよかった、育てやすいというパーセンテージがもっと増えると思いますので、つくば市できちんと子どもの未来を見守っていますという姿勢をもっとアピールしてもよいのではないかと思います。この冊子は、子どものいる家庭だけに配布するのか、または全家庭なのか、あるいはホームページで見ただけのものなのかを、教えていただきたいと思います。

事務局（こども政策課）：冊子は、基本的にホームページで市民の方に見ていただけるような形になります。これは、庁内で事業を進めていく基になるプランですので、それほど今まで広く配布してきませんでした。

飯田会長：前回の計画では、「第6章 計画の推進」という章が設けてありますが、今のご意見は、もし計画の推進という章が第5章の後に付くのであれば、その中に入ってくるのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。

事務局（こども政策課）：そちらは第1章で、4ページにまとめています。

飯田会長：第1章の「4 計画の達成状況の点検及び評価」というところに圧縮されてしまっているわけですね。少し入れにくいようですが、どこかでいかすことを検討していただければと思います。

橋本（佳）委員：42ページの保育の質ガイドラインについてです。前回の会議でグループを分けて話し合ったときも議論があり、あくまでも保育の質という点でいえば、認定こども園や保育所等での保育に関するものなので、幼児教育にひとくくりに挙げるのはどうかというような意見でまとまったと思います。その時のことを踏まえて、42ページの一番下に、茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョンを7項目書いていただき、これが教育といわれる部分の県のビジョンなのかとわかるようになりました。ここに書くことで、考慮していただいたというのはわかるのですが、「幼児教育・保育」とひとまとめにせず、書き方をもう少し分けた方がよいのではないかと思います。せっかく7項目書いていただいたので、それを活用するのであれば、もう少し工夫していただければ違った書き方になるのではないのでしょうか。

また、第5章では、これまでの5つの区割りを3つにし、中央部の施

設等を活用するというお話でした。お母さんたちが子どもを預ける場所が拡大された場合、預ける時間等はどうなっているか疑問に思いました。5つから3つにした根拠について、もう少し説明をしていただきたいです。エリアを広くしすぎてしまって、入れなかった人が中央部エリアにある施設を活用するにしても、距離的に大丈夫なのかという心配ありましたので、その説明をお願いしたいです。また、冊子の概要版はつくりますか。冊子は多く作って配るというわけにはなかなかいかないので、ぜひ概要版を活用してPRしていく、また、いろいろな説明のときに概要版をお渡しするなどの活用方法を検討していただきたいです。せっかく作った概要版がいかされないのではと感じましたので、それを付け加えます。また、先ほど中学生や高校生の話がありましたが、子ども・子育て支援プランは、小学生までということに限定されます。教育局に話を聞いたところ、青少年健全育成計画などで、中高生の居場所や社会力をどうつくるかというところを考えていくというお話がありましたので、ここで中高生まで網羅するよりは、教育局の中で、今まで中途半端になっていて、いろいろな意見が出ていた中高生の位置づけを、しっかりと網羅していただきたいとお願いします。また、高校のことですが、市もちろん、市長が高校を作ってほしいということで、県とは毎年交渉しておりますが、なかなか厳しいということです。また、昨今、中高一貫をするということで、1校のクラス数が減るといような流れがあります。9月の文教福祉常任委員会ではこのことについて問題意識を持ち、委員の皆さんと県に説明を受けにいき、検討して、今回意見書を県に出す予定です。また、議会は議会として出しますが、PTAの皆さんも、できればPTAの場で声を上げるということのも必要ではないかということで、お話をしました。

飯田会長：1点確認です。保育の質ガイドラインを作ったのですが、幼児教育に関して、教育局では幼児教育の質に関わるような、また、ガイドラインに代わるようなものをつくるという計画はありますか。ないですか。そうしますとやはり、教育局ではなく、こちらの子ども・子育て会議ができる部分で、教育に関わるようなガイドラインをこれから計画していくことが必要となりそうです。

橋本（幸）委員：ぜひ、幼児教育も教育局で行ってください。無償化において、申請など、管轄が県から市町村に移行していき、公立と私立の比率がすっかり変わってしまいました。市町村が管轄していくような時代ですので、保育の質ガイドラインに負けない、幼児教育の質ガイドラインを教育局でお作りいただければありがたいと思います。

飯田会長：それは教育局とともに行っていかなければならないことだと思います。

事務局（こども政策課）：教育・保育提供区域の設定ですが、これまでは5つということで、簡単に言いますと、これまでの中央部エリアと西部エリアを一つにしたようなイメージです。エリアを細かく分けると、例えば、エリアの境のところに事業者が保育所を作りたいといった場合、こちらのエリアには必要ないが、隣のエリアでは必要な場合であっても、エリアの問題でそこには要らないという話になってしまいます。それを避けるため、待機児童が発生している部分を中心にエリアを広くとることによって、できるだけ設置を柔軟にできるような形でこれまでの中央部と西部のエリアを中心に一緒にしています。北と南につきましては、あまり変更はありません。

浅野委員：まず、子ども・子育てプランの公開につきましては、基本的にホームページということを言われていますが、子ども・子育て支援プランのところを開くと、プランのPDFが出てくるというのが最終的

な形なののでしょうか。なぜ聞いたかという、今、私どもがプランを見ていても、非常にわかりにくいからです。文言の難しさもありますが、やはり見やすさの点において、一般市民の視点から見てもう少しわかりやすく公開するような工夫をぜひお願いしたいと思います。先ほど、中高生については、青少年健全育成計画というところがあると教えていただきました。そうしますと、3 ページに各計画やプラン等の関係性が表されていると思うのですが、そこにもぜひ青少年健全育成計画など、中高生に関するものを入れていただければありがたいと思います。また、1 点確認をしたいです。先ほど栗栖委員からご指摘のあった 37 ページですが、「つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合の増加」で、現状は 59.9%、目標が 70.5%となっています。前回の資料の 106 ページでは、「つくば市は子育てしやすい」という人の増加の、現状値が平成 27 年までですが 70.5%です。これは、数値がどうなっているのでしょうか。また、次の「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合の減少」は新しく立てられた項目だと思いますが、現行の計画では、「子育てへの不安や負担感を持つ人の現状」は、当初値だと 52.3%です。「非常に」がついていることで違う見込みになっているのかと思いますが、比べる元が違ってよいのかを確認したいです。

飯田会長：本来は目標値で書くのですが、この間、現状値が下がったので目標値も下がって設定することになってしまったのですね。

栗栖委員：平成 27 年では「現状値」とあります。

飯田会長：どちらも更に以前の調査ですと、もっと低かったのです。

事務局（こども政策課）：前回の資料の 106 ページに記載されている現状値は 70.5%ですが、そちらは前回のニーズ調査の結果であり、今回の基本目標 I の、目標値の現状 59.9%が、昨年行ったアンケート調査

の数値です。もちろん、前回のアンケートから数値が低くなってしまったということで、元に戻すという意味もありますし、アンケートの内容についても、前回と多少変えている部分もありますので、まったく同じというわけではないですが、数値的には前回の数値を確認して設定しています。

飯田会長：このことについて、何かございますでしょうか。

浅野委員：非常に減ってしまったというのであれば、私たちはその検証から始めなければいけなかったのかなと思いました。また、この厳しい数字をもう少し初めから認識すべきでした。

飯田会長：私からの意見もあります。特に確保方策に関しましては、見込み量があり、増やしますというような表現は見受けられますが、どのように確保していくのかという具体的な記載がなく、もう少し書き込んでほしい部分がありましたので、事務局へ伝えております。また、パブリックコメントは11月でよろしかったですか。それまでの間に、今日ご意見いただいたところにつきましては、再度見直して、成案を得て、パブリックコメントの案をつくっていきたいと思っております。それと同時に、この間まだ少し時間がございますので、ご意見がありましたら、積極的に事務局の方にお知らせいただければと思います。もちろんパブリックコメントの時点でもご意見をお寄せいただきたいと思っております。いただいた意見をもとに、私も関わりまして、成案を得ていきたいと思っておりますので、パブリックコメントの方に移らせていただくということで、今日はご了承いただきたいと思っております。これと関連して、量の見込みと確保方策につきましては、事務局の説明にもありましたように、10月に茨城県のヒアリングがあり、数値の修正があると思われまますので、修正を事務局と会長である私に一任させていただきたいと思っております。お任せいただけますでしょうか。

他委員：異議なし。

飯田会長：千代原委員から44～46ページのところでご意見をいただきました。44ページの①放課後児童クラブ整備事業のところで、2行目に「国の面積要件に従い」という言葉がありますが、国の基準は参酌化されています。その点を踏まえますと、むしろ国の基準に従うということではなく、地域のニーズに応じると同時に、質の高い保育を提供するために、つくば市に合ったものを作っていくという方向で書いていただきたいというご意見でした。そのとおりだと思いますので、これも反映させていただければと思います。

事務局（こども育成課）：千代原委員からのご意見で、つくば市の特色ということですが、昨年度、国が面積要件を児童一人当たり1.65㎡の基準ということで参酌化しました。このことについて、市の児童クラブの保護者会とも意見交換会を行いました。やはりこのことによつて基準がなくなり、またこの基準が平成30年3月31日までの経過措置期間付きでしたので、これで現状でよしとされるのかとご心配をされている方がかなり多くいらっしゃいました。その中で、今年の3月議会でも質問を受けましたが、市としての方向性としては、経過措置期間を延長してでも整備を行っていききたいということです。確かに、山間部等で特殊性があるところでは、自治体が悲鳴を上げているというのが現状ですが、現時点で市全体では床面積要件を満たしておらず、安全安心の子育てを実現するためには、やはり整備して床面積の要件を確保していききたいという気持ちの表れがあるものですから、これを踏襲させていただきたく思います。

飯田会長：つくば市としては現状の基準をきちんと守っていくということですね。

事務局（こども育成課）：はい。千代原委員へはこちらからも私どもの真

様式第1号

意をお知らせしたいと思います。

飯田会長：ありがとうございます。それでは、協議事項（1）について終了いたします。

（2）小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：それでは、審議をお願いいたします。つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、関係者の出席の下で意見を述べさせることができます。本日、（仮称）すてっぷ保育園の法人代表が来ておりますので、内容についてご説明を求めます。よろしいでしょうか。それでは、説明を求めたいと思います。法人代表の方に内容を説明していただいた上で、審議を進めてまいります。傍聴者の方をお願いいたします。法人代表者に説明を求める際には、会の冒頭において非公開と決定しておりますので、ここでいったんご退出くださいますようお願いいたします。

（傍聴者退室）

（非公開）

（傍聴者入室）

飯田会長：それでは、審議を再開いたします。いかがでしょうか。特に安全のところではいくつか意見がありました。

橋本（幸）委員：申請地の中で、建物とその隣にある駐車場の間に仕切りがあるのかないのか、これを聞くのを忘れました。これによって安全

度が全然違います。

飯田会長：もうご退出されましたので。駐車場の位置が、申請地で囲っているところの、下の方が駐車場になるのでしょうか。縦線が入った部分が直接駐車場ではなさそうですが、どうでしょうか。

事務局（幼児保育課）：建物の右側の細い縦線は階段です。実際その下側の申請地とその建物の間には、今のところ柵はなかったと思います。

飯田会長：申請地と書かれている部分が駐車場で、そこその建物の間は今のところ柵はないということですね。入口は直接駐車場の方を向いているわけではないのですね。そこが段差になっていて、下がって駐車場に行くアプローチがあるという理解でよろしいですか。

橋本（佳）委員：階段らしきものが2つあります。これも階段ですか。

事務局（幼児保育課）：ドアから出る階段です。

橋本（佳）委員：ドアから出て、そこも階段なのですか。

事務局（幼児保育課）：階段が1、2段あります。

橋本（佳）委員：親御さんは申請地の駐車場に車を停めて、子供を連れて階段を上がって入っていくのですか。

事務局（幼児保育課）：駐車場が高くなっていますので、駐車場から直に。

橋本（佳）委員：道路はどういう関係なのですか。どこの道路ですか。

事務局（幼児保育課）：申請地と書いてありますが、下の部分は車が入れるように開いておりますので、そちらから車が入ります。ここは段差がありますので、ここからは入れないです。こちらの階段があつて、車道まで結構幅の広い歩道があります。

橋本（佳）委員：では、出たら幅の広いところを子どもたちはカートなどに乗って外に行きますが、スロープのようになっていますか。

事務局（幼児保育課）：駐車場側に出ればスロープも何もなく、平らに駐

様式第1号

車場まで行けると思っています。もちろん車の出入りもあるスペースになっていますので、ここから向かうようになっています。

橋本（幸）委員：建物の敷地と駐車場の敷地の高さは同じですか。

事務局（幼児保育課）：同じだと思います。

橋本（幸）委員：そうすると、向かって左側に出入口がありますが、そこから駐車場へは、直接子どもたちも行けてしまうというような感じがします。どこかにバリアがないと。

飯田会長：裏の方ですね。

橋本（幸）委員：申請地と建物の隙間、隙間といっても、これは結構広いと思います。

飯田会長：そちらの方にドアが開きますよね。いかがですか。何か提案等あれば、お願いします。

館野委員：申請地から代替園庭の諏訪保育園まで行くのにはベビーカーですか。また、あるいは危険な箇所はないのですか。

事務局（幼児保育課）：歩道はかなり広いと思います。3mです。カスミの通りがまたその1本手前なので、谷田部の方から行きますと、カスミより手前の信号を曲がって、円を描くように行きます。

館野委員：駅のところですよ。

事務局（幼児保育課）：そうです。駅の南側です。

橋本（佳）委員：すてっぷ保育園ですが、現実には1年弱運営していて、監査など、見にいたりしているのですか。その様子を聞きたいです。

事務局（幼児保育課）：監査にはいいいていないですが、当初入園の問題等いろいろ改められましたので、今のところは主だった問題はありません。

橋本（佳）委員：夏場などは、プールで遊ばせたとは言っていますが、全面アスファルトで非常に強い照り返しがあるところですから、私は

たまに廻ってみますが、外に出ている様子は全然ありません。中にいるのだらうと思って見ていました。もう少し、食事の内容など、保育の内容がどうなっているのかは知りたいところです。

飯田会長：いかがでしょうか。まだ実績がなく、園の評価が済んでいないというところもございますが。

橋本（幸）委員：私が心配なのは、駐車場の柵が今のところないことです。子どもがぱっと飛び出してはいけないので、それを改善してもらいたいです。

飯田会長：わかりました。駐車場等の境目における安全の確保をお願いとして出すということですね。

江原委員：両方とも看護師が配置されていないようで、できれば早く看護師を確保してほしいと思います。

飯田会長：必置ではないですよ。

江原委員：そうです。小規模ですが、やはり0歳児がいるので、必要に応じてお願いしたいです。また、近くに小児科医院があるので、何かあったらそちらに頼むなど、そういう方法もあることはあります。

橋本（佳）委員：避難の経路と、散歩に行く経路と、それからお母さんたちが駐車場に来る経路というのは、どうなっているのでしょうか。1か所しかないのか、裏から逃げられるのか、見ただけではよくわからないので、導線をきちんと分けて、もう少し詳しく示していただきたいと思いました。

飯田会長：散歩の計画などを何か作っているというような話がありますか。計画の図面などはそろっていますでしょうか。

事務局（幼児保育課）：文言で書かれています。

飯田会長：あとは、お母さんとお子さんの行き来する経路については、先ほど出たアクセスの問題が関わってまいりますね。

様式第1号

橋本（佳）委員：言葉だけでなく、しっかり導線で書かないと、現実避難訓練をしないといけないでしょうから、必要ではないでしょうか。

事務局（幼児保育課）：確認します。後日その部分を調べます。

飯田会長：わかりました。いずれにしても、避難経路、散歩経路及び保護者とお子さんとの駐車場からの導線ですね、これについて、図示をしてくださいということをお願いするということです。もう1つは、駐車場と建物との間の境目に柵を設け、安全配慮をしてくださいということでもよろしいでしょうか。

橋本（佳）委員：0、1、2歳児ですので、経験年数のある保育士をしっかり入れられるかどうか確認をお願いします。

飯田会長：まだ確保されていない状況だと心配になったんですね。もう12月に開園するにもかかわらず、採用のところがゼロでしたので。その点も少し気になるところです。経験のある保育士さんの採用、配置をお願いしたいという点も載せたいと思います。こういうご時世で採用状況が不安でございますので。

江原委員：看護師が確保できない場合には、公園の隣に小児科があります。近くにせっかくありますので、何かあったときのために、そちらとの連携を取ってほしいと思います。

飯田会長：文章として示すかどうかは別として、今のような看護師さんの配置の問題、及び近隣の小児科医との連携の問題も考えてくださいということをお伝えしたいと思います。それでは、お伝えする文言は、私にお任せいただきたいと思います。文章だけではなく、より具体的な形で示すよう伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。それでは、この案件につきましては、これで終了いたします。

(3) その他について

ア 事務局報告

つくば市立保育所の施設改善に関する基本方針（案）について、配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：何かありますでしょうか。

串田委員：保育連合会の方で、年1回市役所のこども課の方に、各園から意見を提出させていただいています。その中で、施設改善の声が非常に多く上がっており、提出させていただきました。保育園の建て替えや改善をするというのは、保護者の方へ連絡がっていないのであれば、こういう案があって、随時改善していきますという連絡をしていただけると、保護者の方も安心して子どもを預けられると思います。写真を拝見したら、本当に床がささくれ立っていて、これは絶対痛いだろうという所もたくさんあったので、ぜひお願いしたいと思います。

事務局（こども部）：これは今始めたばかりなのですが、今後のスケジュールとしては、来月早々に、まず保育所の所長さんに、内容をお知らせしようと思います。それから随時、もちろん保護者の皆様方にもご報告しますし、今の保育所にお子さんを入れている方たちだけの問題ではないので、市全体にもお知らせをして、ご意見をお伺いします。そのために集会等を開き、パブリックコメントでご意見をいただくような段取りをしていきたいと思っております。

飯田会長：これは、会議の中での資料という扱いをお願いいたします。

それでは今後のスケジュール等についてお願いいたします。

事務局（こども政策課）：（今後のスケジュールについて説明）

飯田会長：よろしく申し上げます。この後10日ぐらいの間にご意見がありましたらお寄せくださるようお願いいたします。それを踏まえてプラン

様式第1号

をより精緻化していきたいと思っております。それ以降はパブリックコメントをお願いします。他にございますでしょうか。それでは、これで第4回子ども・子育て会議を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。

以上

令和元年度(2019年度)第4回つくば市子ども・子育て会議

日 時：令和元年(2019年)9月30日(月)
午後1時30分から4時00分まで
場 所：市役所 防災会議室

<次 第>

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

- (1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)について
- (2) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

4 その他

5 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

任期：2018年2月20日～2020年2月19日

組織等	氏名	役職等	※選出区分
議会	橋本 佳子	市議会議員	(1)
保育園保護者会	串田 令子	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会会長	(2)
幼稚園PTA	成島 美穂	つくば市立幼稚園PTA連絡協議会会長	(2)
小・中学校PTA	根本 一城	つくば市PTA連絡協議会会長	(2)
児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会会長	(2)
小児医療	江原 孝郎	つくば市医師会	(3)
学識経験者	飯田 浩之	元筑波大学准教授	(3)
	土井 隆義	筑波大学教授	(3)
民間保育園	舘野 正弘	つくば市民間保育協議会会長	(4)
民間幼稚園	橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会	(4)
子育て支援団体	浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会長	(5)
	間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん 代表理事	(5)
主任児童委員	河村 和恵	つくば市主任児童委員連絡会	(5)
公立学校長	土田 十司作	つくば市学校長会会長	(6)
公立学校長	松本 義明	つくば市学校長会副会長	(6)
公募	ヘイズ 紀子	こどもの保護者，子育て支援に関心がある市民等	(7)
	栗栖 和恵	〃	(7)
	浅野 英公子	〃	(7)
	折本 ちはる	〃	(7)
	高橋 晃雄	〃	(7)

計20名

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員， (2) 子どもの保護者， (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者，
 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者， (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
 (6) 関係行政機関の職員， (7) その他市長が必要と認める者

第2期つくば市
子ども・子育て支援プラン
(案)

令和2年〇月
つくば市

目 次

第 1 章 計画の概要.....	1
第 2 章 つくば市のこどもを取り巻く状況.....	5
第 3 章 計画の理念・基本目標.....	31
第 4 章 施策の展開.....	35
第 5 章 量の見込みと確保方策.....	47
資料編	69



第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の件数の増加及び深刻化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる、そして次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる、環境の整備など、子どもを育てる家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の利用希望の増加などにより、保育を必要とするすべての子どもが利用できていない状況にあり、待機児童の解消は喫緊の課題となっています。

さらに、就学児童についても、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることが、新たな課題として顕在化してきました。

つくば市（以下、「当市」という）においては、つくばエクスプレス沿線地区、特に研究学園地区やみどりの地区において、子育て世代を中心に人口の流入が続いていることに伴い、特に、認可保育所では県内で最多となる待機児童が発生していて、必要な保育が提供できていない状況であり、また、就学児童については、放課後等に安全に安心して過ごす場所の整備等が強く望まれている状況です。

こうした中、当市では、平成 27 年 3 月に策定した「つくば市子ども・子育て支援プラン」のもと、子ども・子育て支援対策を総合的に推進してきました。

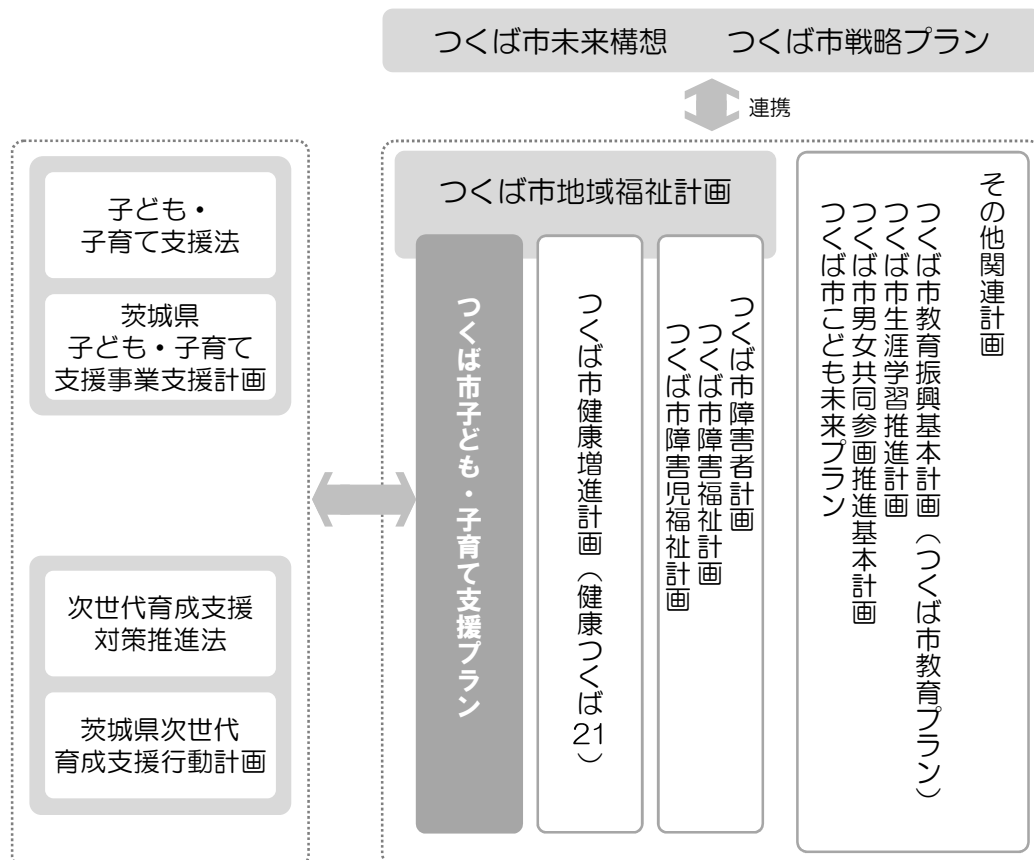
これまでの課題で解決に至らなかったものについては引き続き、さらに、新たな課題にも対応するため「第 2 期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定したものです。

市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画は、根拠法は異なるものの、子どもの育ちと子育てを支援する地域づくりという計画の目指す理念は共通しており、今後の子ども・子育て支援施策の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

本計画は、まちづくりの基本理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、教育振興基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等）と調和を保って策定しています。



3 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

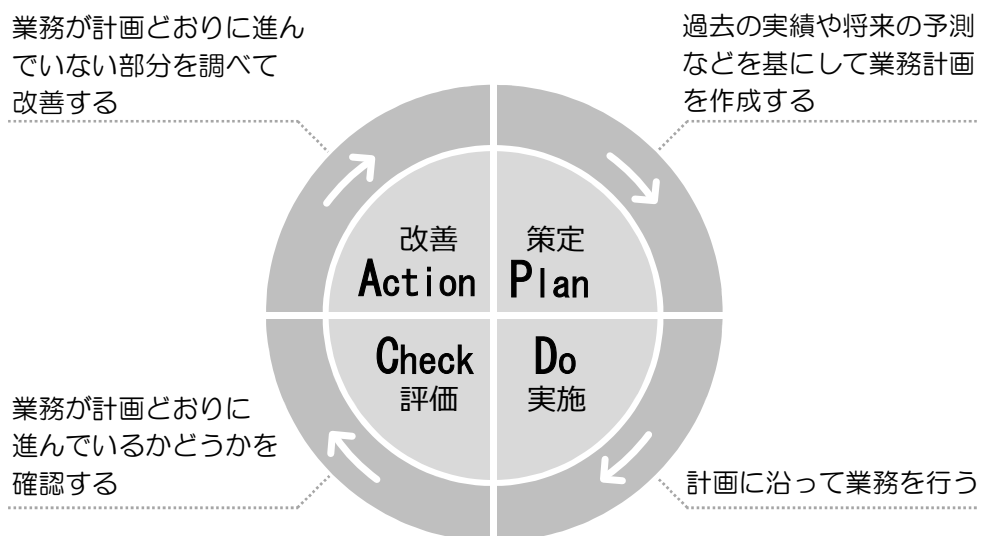
また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 以降
第1期つくば市 子ども・子育て支援プラン					第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン (本計画)					次期 計画
						適宜見直し				

4 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。





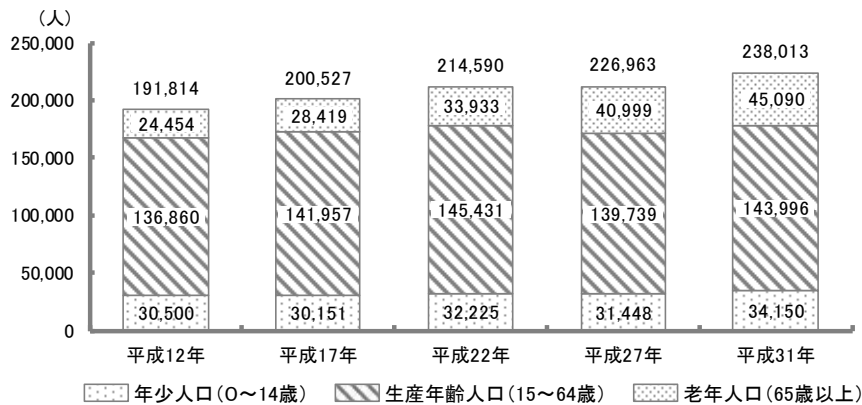
第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の現状

(1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、平成31年4月現在で238,013人となっています。年少人口、生産年齢人口については微増傾向で推移していますが、老年人口は平成12年に比べ、平成31年で約1.8倍となっており、高齢化が急激に進んでいることがうかがえます。

年齢3区分別人口の推移



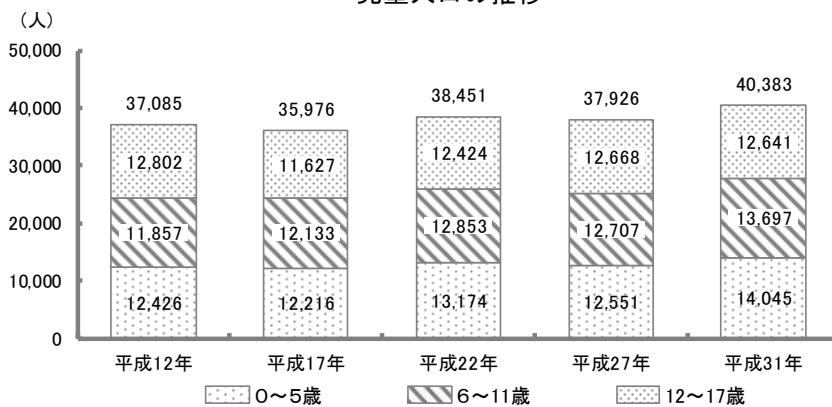
資料：国勢調査、平成31年は常住人口（4月1日現在）

※ 年齢不詳があるため、内訳の計は総数に一致しません。

(2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、平成31年4月現在で40,383人となっています。平成27年以降0~5歳、6~11歳は増加傾向にあります。

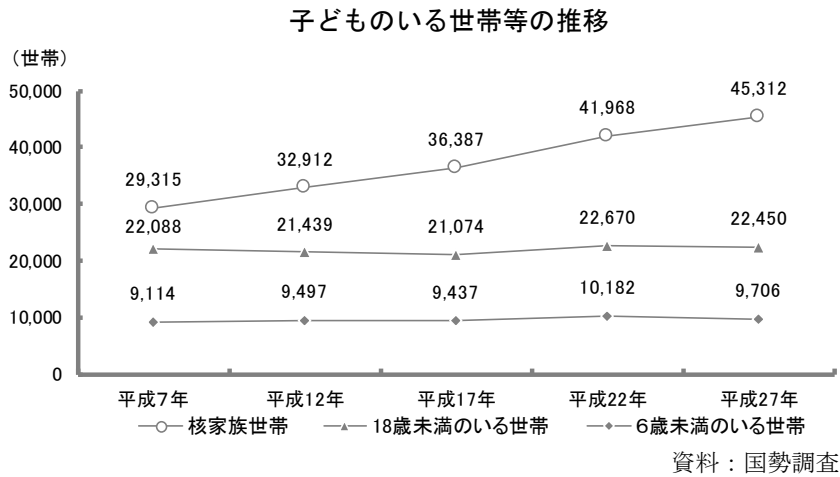
児童人口の推移



資料：国勢調査、平成31年は常住人口（4月1日現在）

(3) 子育て世帯等の現状

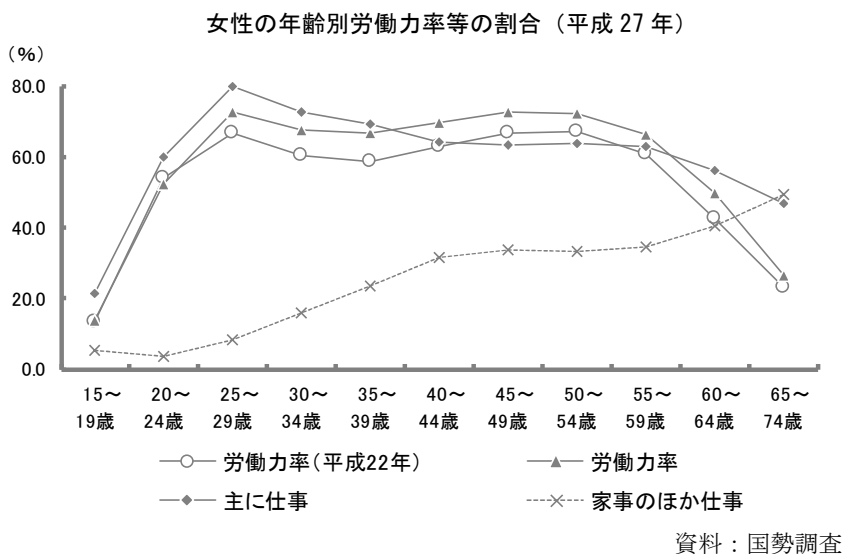
当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、平成 27 年で 45,312 世帯と、平成 7 年に比べ 1.5 倍となっています。一方、18 歳未満のいる世帯、6 歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ平成 27 年で 22,450 世帯、9,706 世帯となっています。



(4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25 歳から 39 歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M 字カーブ」を描いていますが、平成 22 年と比較すると、平成 27 年で M 字カーブは緩やかになっています。

「主に仕事」の割合は、25～29 歳の 79.8%が最も高く、次いで 30～34 歳の 72.7%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は 25～29 歳で 72.7%、50～54 歳で 72.1%となっています。



(5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、平成 29 年でそれぞれ 2,186 人、9.9 となっており、出生率は県、国より高い水準で推移していますが、近年減少傾向にあります。また、当市の合計特殊出生率は、平成 25 年以降微増傾向にあります。

出生数・出生率の推移

単位：人等

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数（市）		2,175	2,232	2,232	2,205	2,186
出生率 （人口千人対）	市	10.4	10.4	10.4	10.1	9.9
	茨城県	8.0	7.6	7.5	7.3	7.2
	国	8.3	8.0	8.0	7.8	7.6
合計特殊出生率	市	1.37	1.43	1.41	1.46	1.48
	茨城県	1.41	1.43	1.48	1.47	1.48
	国	1.40	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：茨城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、ほぼ横ばいになっており、婚姻・離婚件数は平成 29 年でそれぞれ 1,414 件、360 件となっています。

県、国に比べ、婚姻率は高く、離婚率は平成 28 年以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：人等

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
つくば市	婚姻	1,291	1,300	1,300	1,327	1,414	
	離婚	374	402	402	328	360	
	婚姻率（人口千対）	6.1	6.1	6.1	6.1	6.4	
	離婚率（人口千対）	1.8	1.88	1.88	1.51	1.63	
茨城県	婚姻率（人口千対）	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	
	離婚率（人口千対）	1.74	1.72	1.80	1.68	1.65	
	平均初婚 年齢	夫	30.7	30.8	30.8	31.1	31.0
		妻	28.9	29.0	29.1	29.1	29.1
全国	婚姻率（人口千対）	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	
	離婚率（人口千対）	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	
	平均初婚 年齢	夫	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
		妻	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

資料：茨城県人口動態統計

2 ニーズ調査結果・子育ての現状

(1) アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の策定に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、子ども・子育て支援施策に関する利用ニーズの把握のための調査を実施しました。

② 調査対象

つくば市在住の「就学前の子ども」(平成30年4月1日現在の0歳児～5歳児)及び「就学児童」(平成30年4月1日現在の小学1年生～6年生)から各2,000人の保護者を無作為抽出

③ 調査期間

平成30年11月22日から平成30年12月14日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,000通	1,128通	56.4%
小学生児童の保護者	2,000通	1,144通	57.2%

(2) アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、主に「第5章 量の見込みと確保方策」に示す子ども・子育て支援事業に関するニーズ量を把握することを目的としているため、ここでは子ども・子育てに関わる背景・環境の概要を取りまとめています。

○現在家庭類型・潜在家庭類型

家庭類型をみると、タイプA「ひとり親家庭」は3.2%です。タイプB「両親共働き家庭」は38.3%、タイプC「父母いずれかがフルタイム就労でいずれかが長時間パートタイム」が18.0%、タイプC'「父母いずれかがフルタイム就労でいずれかが短時間パートタイム」が6.7%で、両親共働き家庭は潜在家庭類型では多くなっています。タイプD「専業主婦(夫)家庭」は33.1%ですが、潜在家庭類型では25.5%と少なくなっています。

*現在家庭類型：ニーズ調査結果から現在の父母の有無、就労状況、教育・保育事業等の利用意向に応じて、家庭類型をAタイプからFタイプまで8種類に区分した分布です。

*潜在家庭類型：算出した現在家庭類型に、主に母親の就労状況の変化及び教育・保育事業の利用意向を反映させた分布です。

■0歳～就学前

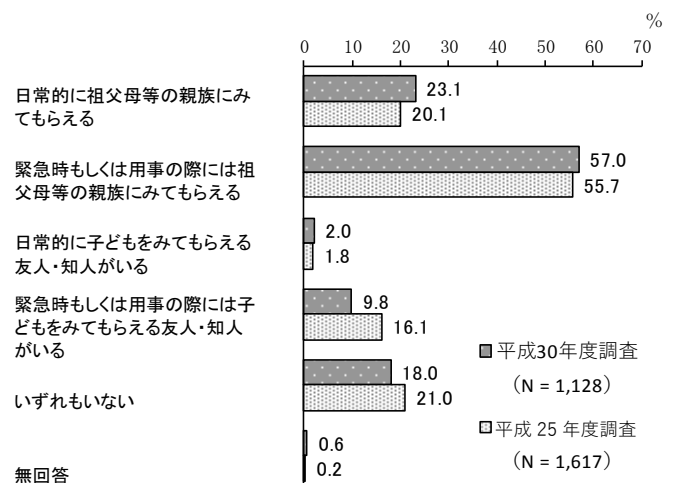
	現在家庭類型		潜在家庭類型	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	32	3.2%	32	3.2%
タイプB フルタイム×フルタイム	384	38.3%	423	42.2%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	181	18.0%	195	19.4%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	67	6.7%	90	9.0%
タイプD 専業主婦(夫)	332	33.1%	256	25.5%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	3	0.3%	3	0.3%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1	0.1%	1	0.1%
タイプF 無業×無業	3	0.3%	3	0.3%
全体	1003	100.0%	1003	100.0%

■就学児

	現在家庭類型		潜在家庭類型	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	74	6.9%	74	6.9%
タイプB フルタイム×フルタイム	370	34.5%	414	38.6%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	365	34.0%	365	34.0%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	68	6.3%	70	6.5%
タイプD 専業主婦(夫)	191	17.8%	145	13.5%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	3	0.3%	3	0.3%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	1	0.1%	1	0.1%
全体	1072	100.0%	1072	100.0%

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.1%、「いずれもない」の割合が18.0%となっています。

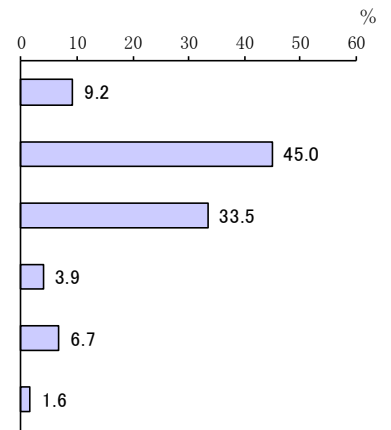


○子育てに関する不安や負担感（就学前児童保護者）

「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が 33.5%、「非常に不安や負担を感じる」の割合が 9.2%となっています。

回答者数 = 1,128

- 非常に不安や負担を感じる
- なんとなく不安や負担を感じる
- あまり不安や負担などは感じない
- まったく不安や負担などは感じない
- なんともいえない
- 無回答

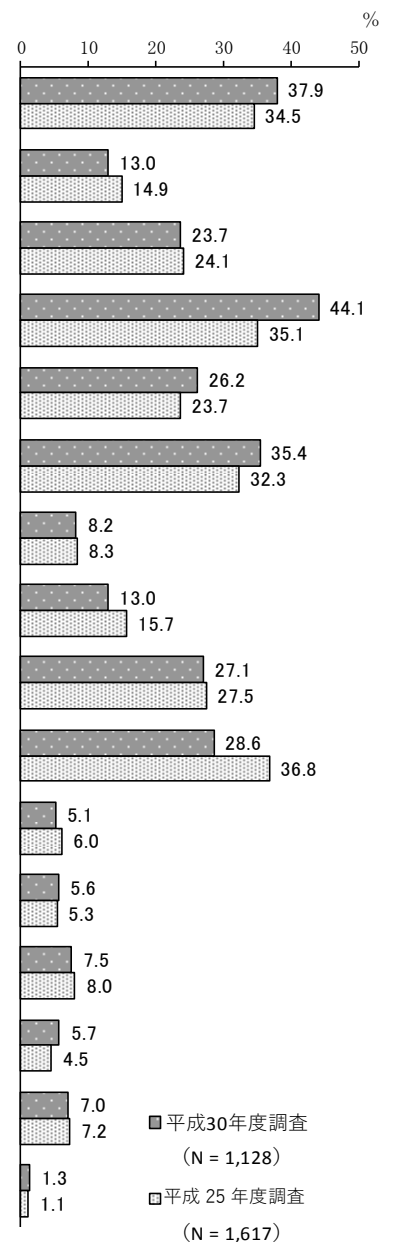


○子育てに関して、日常悩んでいることや気になること（就学前児童保護者）

「子育てで出費がかさむこと」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「子どもの健康や発育・発達に関すること」の割合が 37.9%、「仕事と子育ての両立が難しいこと」の割合が 35.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「子育てで出費がかさむこと」の割合が増加しています。
（複数回答）

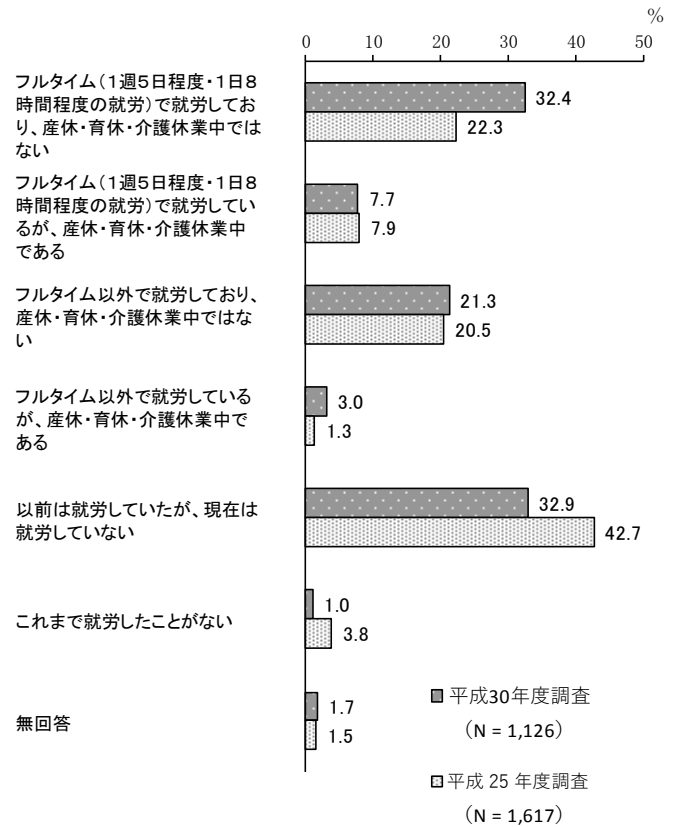
- 子どもの健康や発育・発達に関すること
- 育児の方法や子どもとの接し方が分からないこと
- 子育てによる精神的・身体的な疲れが激しいこと
- 子育てで出費がかさむこと
- 自分自身や夫婦で楽しむ時間が持てないこと
- 仕事と子育ての両立が難しいこと
- 子育てに関して配偶者や家族の協力・理解が不十分なこと
- 配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
- 緊急の場合に子どもを預かってくれる場所がないこと
- 子どもをしかりすぎているような気がする
- ストレスなどで子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと
- 身近に気軽に相談できる人や場所がないこと
- 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないこと
- その他
- 特になし
- 無回答



○母親の就労状況（就学前児童保護者）

母親の就労状況では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 32.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 32.4%、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 21.3%、「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 20.5%、「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が 3.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 42.7%、「これまで就労したことがない」の割合が 1.0%、「無回答」の割合が 1.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

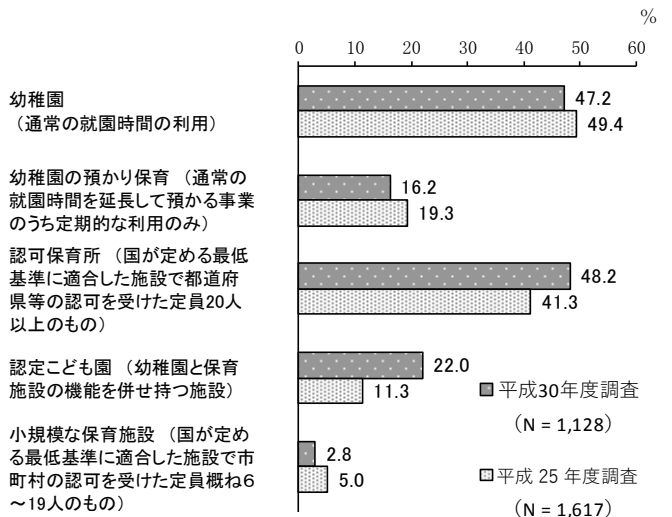


○今後、定期的にご利用したいと考える事業（就学前児童保護者）上位5項目

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 48.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 47.2%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 22.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。

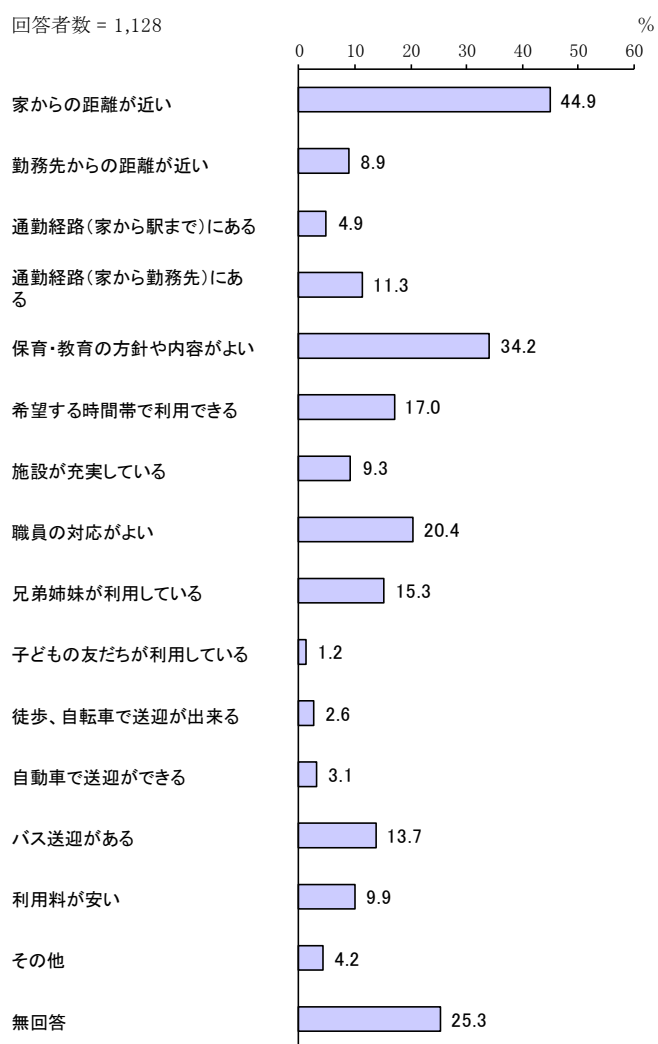
（複数回答）



○教育・保育事業を選ぶ基準（就学前児童保護者）

「家からの距離が近い」の割合が44.9%と最も高く、次いで「保育・教育の方針や内容がよい」の割合が34.2%、「職員の対応がよい」の割合が20.4%となっています。
（複数回答）

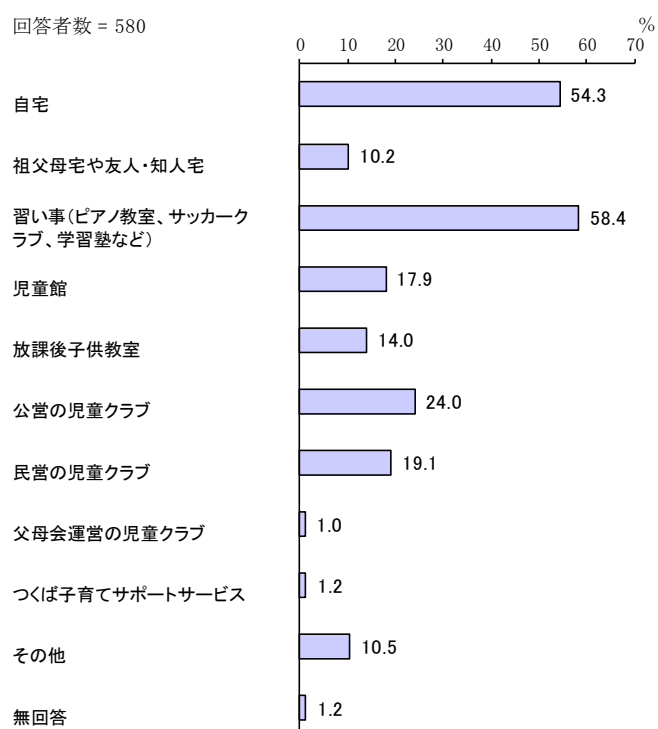
回答者数 = 1,128



○低学年（1～3年生）時に、放課後過ごさせたい場所（小学生児童保護者）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が58.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が54.3%、「公営の児童クラブ」の割合が24.0%となっています。
（複数回答）

回答者数 = 580

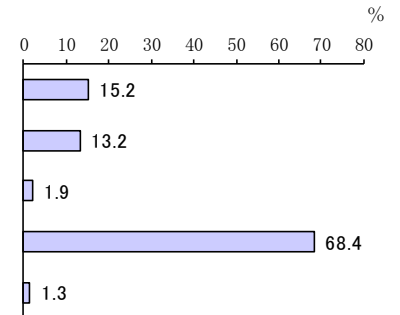


○児童クラブの利用状況（小学生児童保護者）

「公営の児童クラブを利用している」の割合が15.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が13.2%となっています。

回答者数 = 1,144

公営の児童クラブを利用している
 民営の児童クラブを利用している
 父母会運営の児童クラブを利用している
 利用していない
 無回答

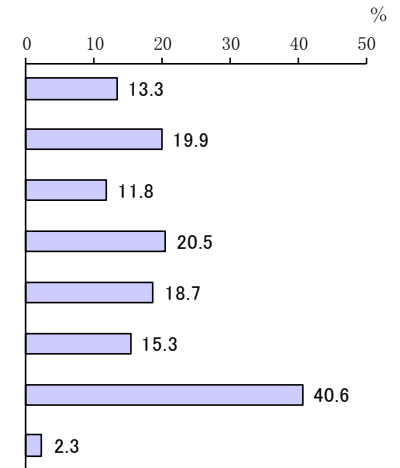


○現在通っている児童クラブに対する要望（小学生児童保護者）

「現在のままでよい」の割合が40.6%と最も高く、次いで「施設設備を改善してほしい」の割合が20.5%、「土曜日も開いてほしい」の割合が19.9%、「指導内容を工夫してほしい」の割合が18.7%となっています。（複数回答）

回答者数 = 347

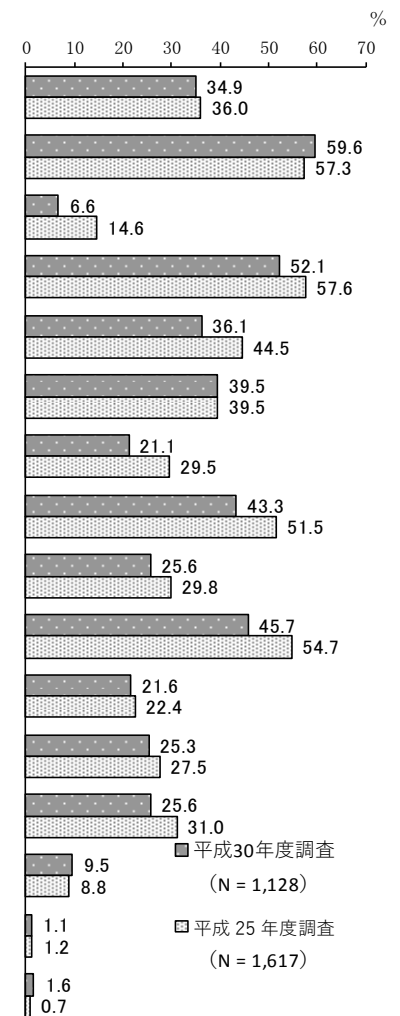
利用時間を延長してほしい
 土曜日も開いてほしい
 日曜日・祝日も開いてほしい
 施設設備を改善してほしい
 指導内容を工夫してほしい
 その他
 現在のままでよい
 無回答



○力を入れてほしい事業や対策（就学前児童保護者）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が59.6%と最も高く、次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実」の割合が45.7%となっています。（複数回答）

児童館など、親子が安心して集まれる場所
 子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり
 子育て支援のサークルなどの充実
 保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実
 一時保育などの一時的な預かりサービスの充実
 妊娠・出産に対する支援
 母親・乳幼児の健康に対する支援
 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
 育児休暇の取得促進など企業に対する職場環境改善の働きかけ
 子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実
 子育てに困ったときに相談できる体制の充実
 幼児教育の内容・環境等全般的な充実
 子育て情報を入手しやすい体制づくり
 その他
 特になし
 無回答

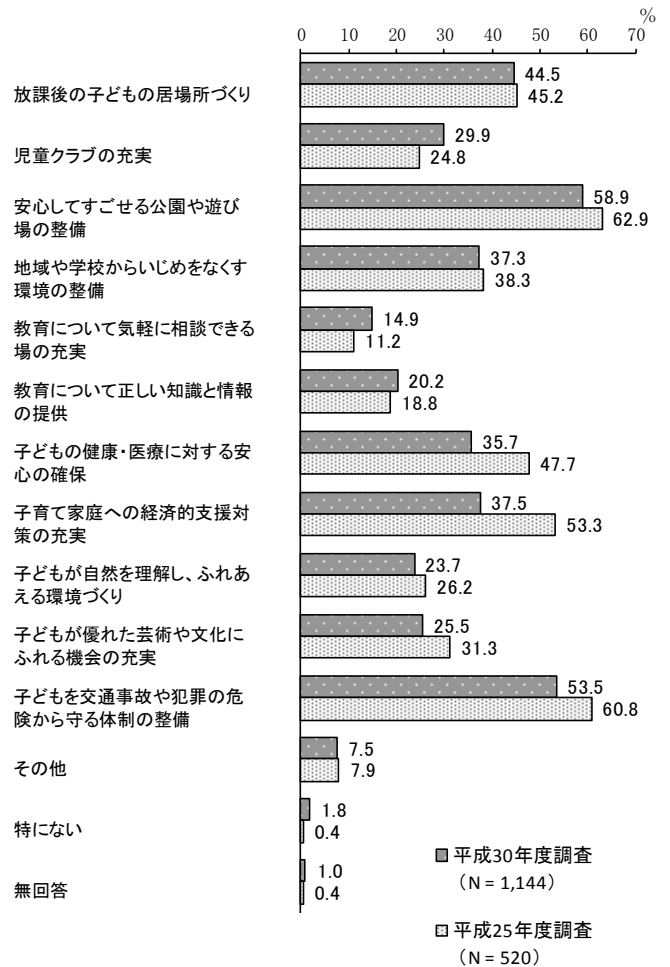


○力を入れてほしい事業や対策（小学生保護者）

「安心してすごせる公園や遊び場の整備」の割合が58.9%と最も高く、次いで「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」の割合が53.5%、「放課後の子どもの居場所づくり」の割合が44.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「児童クラブの充実」の割合が増加しています。

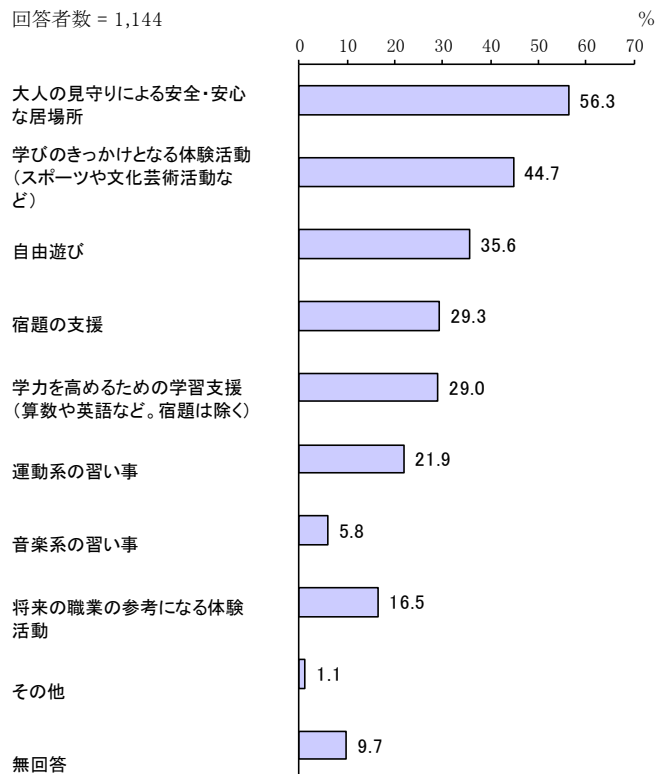
（複数回答）



○子どもの放課後に必要と思うもの（小学生保護者）

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が56.3%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動（スポーツや文化芸術活動など）」の割合が44.7%、「自由遊び」の割合が35.6%となっています。

（複数回答）



3 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

①認可保育所等

就学前児童数の増加に伴って、認可保育所等の申込者数が増加していることに加えて、申込率も年々増加しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前児童数	0 歳児	2,286 人	2,314 人	2,267 人	2,286 人
	1・2 歳児	4,643 人	4,777 人	4,866 人	4,864 人
	3 歳以上児	7,125 人	7,206 人	7,314 人	7,523 人
	合計	14,054 人	14,297 人	14,447 人	14,673 人
認可保育所等 申込者数	0 歳児	267 人	282 人	319 人	445 人
	1・2 歳児	1,850 人	1,984 人	2,122 人	2,298 人
	3 歳以上児	3,059 人	3,196 人	3,399 人	3,602 人
	合計	5,176 人	5,462 人	5,840 人	6,345 人
認可保育所等 申込率	0 歳児	11.7%	12.2%	14.1%	19.5%
	1・2 歳児	39.8%	41.5%	43.6%	47.2%
	3 歳以上児	42.9%	44.4%	46.5%	47.9%
	合計	36.8%	38.2%	40.4%	43.2%
認可保育所等 利用児童数	0 歳児	251 人	274 人	306 人	419 人
	1・2 歳児	1,719 人	1,816 人	1,964 人	2,083 人
	3 歳以上児	3,035 人	3,174 人	3,388 人	3,575 人
	合計	5,005 人	5,264 人	5,658 人	6,077 人

注：4月1日現在。申込者数には市外への委託児童を含む。

<計画の見込量に対する実績>

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値		240 人	515 人	610 人	584 人
実績値		270 人	476 人	474 人	249 人
(実績内訳)	保育所新設	150 人	360 人	180 人	132 人
	保育所拡充等	30 人	60 人	40 人	10 人
	認定こども園	90 人	—	180 人	—
	認定こども園拡充等	—	—	—	73 人
	小規模保育事業	—	56 人	74 人	34 人
	その他地域型保育事業	—	—	—	—

②幼稚園・認定こども園（教育部分）

3歳以上の児童数の増加に伴って、認定こども園の教育部分の利用者数は増加しています。幼稚園の利用者数は、ほぼ横ばいの状況です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園	設置数	23 園	23 園	22 園	22 園
	園児数	2,272 人	2,217 人	2,234 人	2,195 人
認定こども園 (教育部分)	設置数	5 園	6 園	6 園	8 園
	園児数	313 人	387 人	461 人	586 人

注：5月1日現在。幼稚園には市外からの受託児童を含む。

③認可外保育施設等

認可保育所等の整備による定員の増加により、認可外保育施設の利用者数は減少傾向です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可外 保育施設	設置数	37 箇所	32 箇所	36 箇所	42 箇所
	園児数	877 人	770 人	635 人	602 人
企業主導型 保育事業	設置数	—	2 箇所	7 箇所	8 箇所
	園児数	—	29 人	97 人	101 人

④ 認可保育所等の待機児童

当市の認可保育所では、毎年、定員増加等を行っていますが、希望しても入所できない待機児童が発生しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
待機児童数 (4月1日)	0歳児	3人	0人	0人	0人
	1歳児	73人	75人	84人	72人
	2歳児	18人	26人	30人	44人
	3～5歳児	10人	0人	0人	0人
	合計	104人	101人	114人	116人
待機児童数 (10月1日)	0歳児	104人	41人	36人	36人
	1歳児	80人	78人	89人	81人
	2歳児	12人	24人	57人	63人
	3～5歳児	0人	0人	0人	0人
	合計	196人	143人	182人	180人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下の通りです。

① 時間外保育事業

時間外保育事業の1日あたりの利用児童数及び1園当たりの利用児童数は微減しています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日平均利用児童数	258人	224人	229人	227人
1日平均利用児童数 (1園当たり)	9.9人	7.5人	7.6人	7.3人

※1日平均利用児童数は、一般型(保育標準時間認定)の児童が保育標準時間後に利用した人数。

<計画の見込量に対する実績>

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値		55箇所	58箇所	63箇所	70箇所
実績値		50箇所	54箇所	57箇所	63箇所
(内訳)	公立	17箇所	16箇所	16箇所	16箇所
	民間	33箇所	38箇所	41箇所	47箇所

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童クラブは、児童数及び保護者の就業率の増加に伴い、登録児童数も増加しています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	1年生	780人	873人	914人	1,075人
	2年生	779人	781人	849人	956人
	3年生	602人	648人	702人	838人
	4年生	246人	316人	335人	484人
	5年生	140人	145人	193人	279人
	6年生	59人	80人	97人	150人
	合計	2,606人	2,843人	3,090人	3,782人

注：登録児童数は5月1日現在。

<計画の見込量に対する実績>

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値		55 クラブ	61 クラブ	68 クラブ	82 クラブ
実績値		55 クラブ	61 クラブ	68 クラブ	89 クラブ
(内訳)	公設公営	18 クラブ	18 クラブ	20 クラブ	34 クラブ
	公設指定管理者	2 クラブ	2 クラブ	2 クラブ	2 クラブ
	公設民営	17 クラブ	18 クラブ	16 クラブ	12 クラブ
	民設民営	18 クラブ	23 クラブ	30 クラブ	41 クラブ

注：クラブ数は、定員 40 人規模（支援の単位）で算出

③ 放課後子供教室

放課後子供教室は、実施回数及び利用児童数が共に増加し、1 回当たりの利用児童数も微増傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	35 か所	38 か所	38 か所	40 か所
実施回数	154 回	169 回	180 回	217 回
延べ利用児童数	6,955 人	8,531 人	8,379 人	11,310 人
利用児童数（1 回当たり）	45.2 人	50.5 人	46.6 人	52.1 人

④ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、利用者数及び利用日数が共に増加傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	17 人	7 人	12 人	18 人
延べ利用者数	28 人	24 人	26 人	32 人
延べ利用日数	132 日	60 日	67 日	116 日

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
実績値	5 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、利用者数の増加とともに、1日当たりの平均利用者数も増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	110,805 人	129,513 人	140,214 人	151,976 人
一日平均利用親子組数	155 組	185 組	191 組	205 組

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	7 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所
実績値	7 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所

⑥ 一時預かり事業

■一般型

一時預かり事業は、開所日数に比例して利用者数は増加していますが、1日当たりの平均利用者数は微減傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	21,385 人	24,286 人	22,714 人	23,275 人
開所日数	4,908 日	6,289 日	6,719 日	6,294 日
1日平均利用者数	4.4 人	3.9 人	3.4 人	3.7 人

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	23 箇所	25 箇所	27 箇所	30 箇所
実績値	21 箇所	24 箇所	26 箇所	25 箇所

■幼稚園型

幼稚園在籍児童を対象とする一時預かり事業（預かり保育）は、実施日数及び利用者数が共に増加傾向です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実施日数	平日	197 日	205 日	421 日	475 日
	長期休業日	—	—	101 日	70 日
	休日	55 日	45 日	190 日	175 日
延べ利用者数	平日	3,350 人	2,678 人	3,263 人	3,450 人
	長期休業日 (8 時間未満)	—	—	618 人	1,120 人
	長期休業日 (8 時間以上)	—	—	655 人	194 人
	休日	556 人	339 人	125 人	221 人

注：市内に所在する幼稚園の在籍園児のうち、自市町村分のみ合計。

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	10 箇所	11 箇所	12 箇所	14 箇所
実績値	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所

⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、利用者数が減少傾向にあります。

<計画の見込量に対する実績>

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	延べ利用者数	550 人	700 人	850 人	1,000 人
	実施箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	5 箇所
実績値	延べ利用者数	634 人	451 人	556 人	460 人
	実施箇所（病児対応型）	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	実施箇所（病後児対応型）	—	—	—	—

⑧ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、協力会員の活動回数が増加しており、協力会員一人当たりの活動回数も増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力会員の実活動者数	75 人	69 人	82 人	85 人
協力会員の延べ活動者数	336 人	374 人	407 人	488 人
協力会員の活動回数	2,569 回	2,448 回	2,978 回	3,794 回
協力会員一人当たりの活動回数	34.3 回	35.5 回	36.3 回	44.6 回

<計画の見込量に対する実績>

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	利用会員数	1,440 人	1,570 人	1,700 人	1,830 人
	協力会員数	257 人	280 人	303 人	326 人
実績値	利用会員数	1,164 人	1,154 人	1,165 人	1,210 人
	両方会員数	42 人	42 人	47 人	40 人
	協力会員数	200 人	209 人	202 人	197 人

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業は、特定型(保育コンシェルジュ)及び母子保健型(母子健康包括支援センター)を実施しており、特定型は相談件数が年々増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育コンシェルジュ 相談件数	—	39 件	472 件	687 件
母子健康包括支援センター 妊娠届出時面接	—	—	2,342 件	2,326 件

<計画の見込量に対する実績>

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	特定型・基本型	—	—	—	1 箇所
	母子保健型	—	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実績値	特定型・基本型	—	—	—	1 箇所
	母子保健型	—	—	1 箇所	1 箇所

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、訪問対象家庭に対する訪問数は例年どおりの状況です。

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（訪問数）	2,262 人	2,266 人	2,268 人	2,272 人
実績値（訪問数）	2,326 人	2,257 人	2,258 人	2,277 人

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、平成 27 年度から平成 29 年度まで減少傾向です。

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（訪問数）	81 人	81 人	82 人	82 人
実績値（訪問数）	161 人	138 人	126 人	276 人(※)

注：訪問時不在は除く。※印は非常勤職員と常勤職員の訪問数の合計としたため参考値。

⑫ 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、延べ対象者数に対する延べ受診者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

<計画の見込量に対する実績>

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（延べ対象者数）	31,724 人	31,752 人	31,808 人	31,696 人
実績値（延べ受診者数）	27,770 人	27,160 人	26,430 人	25,705 人

注：計画値（延べ対象者数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14 回から算出

(1) 実施事業の評価

① 計画の進捗状況の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページ等で公表してきました。

② 事業評価

平成30年度の91事業についての担当課による評価は、「A：計画を先行して進んでいる」が5.5%、「B：計画どおりに進んでいる」が81.3%、「C：計画に遅れが生じている」が11.0%、「D：計画の見直し等の必要性が生じている」が2.2%です。

また、今後の事業方針では、「i：計画を前倒して実施」が5.5%、「ii：継続」が91.2%、「iii：計画の変更（拡充又は縮小）」が1.1%、「iv：事業の中止又は廃止」が2.2%です。

基本目標	施策の方向性	基本施策	個別事業	(うち重点事業)	延べ担当課	平成30年度評価			今後の方針		
								%			%
I 子ども・子育て支援の総合的な推進	3	6	29	(18)	33	A	1	3.4	i	1	3.4
						B	18	62.1	ii	25	86.2
						C	8	27.6	iii	1	3.4
						D	2	6.9	iv	2	6.9
II すべての子どもの健やかな育成・教育環境の整備	3	9	26	(0)	30	A	2	7.7	i	2	7.7
						B	22	84.6	ii	24	92.3
						C	2	7.7	iii	0	0.0
						D	0	0.0	iv	0	0.0
III どの子どもかがやくきめ細かな事業の充実	3	9	23	(0)	25	A	2	9.5	i	2	9.5
						B	21	91.3	ii	21	91.3
						C	0	0.0	iii	0	0.0
						D	0	0.0	iv	0	0.0
IV 安心して子育てできる地域の環境づくり	3	8	13	(0)	15	A	0	0.0	i	0	0.0
						B	13	100.0	ii	13	100.0
						C	0	0.0	iii	0	0.0
						D	0	0.0	iv	0	0.0
計	12	32	91	(18)	103	A	5	5.5	i	5	5.5
						B	74	81.3	ii	83	91.2
						C	10	11.0	iii	1	1.1
						D	2	2.2	iv	2	2.2

〈評価基準〉

- A：計画を先行して進んでいる
- B：計画どおりに進んでいる
- C：計画に遅れが生じている
- D：計画の見直し等の必要性が生じている

〈今後の事業方針〉

- i：計画を前倒して実施、ii：継続、iii：計画の変更（拡充又は縮小）、iv：事業の中止又は廃止

(2) 重点事業の評価

つくば市子ども・子育て支援プランでは3項目の重点事業を設定して積極的に事業推進を図ってきました。

① 教育・保育施設の整備

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

事業名	評価		方針	
保育所	C	計画に遅れが生じている	iii	拡充
幼稚園	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
認定こども園	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続

② 地域型保育事業の整備

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業があり、市民の保育ニーズに対応し、施設配置に努めました。

事業名	評価		方針	
小規模保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
その他の地域型保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続

③ 地域子ども・子育て支援事業

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

事業名	評価		方針	
時間外保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
放課後児童健全育成事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
子育て短期支援事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
地域子育て支援拠点事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
一時預かり事業(保育所等・幼稚園)	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
病児・病後児保育事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
ファミリーサポートセンター事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
利用者支援事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
乳児家庭全戸訪問事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
養育支援訪問事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
妊婦健診事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
実費徴収に係る補足給付を行う事業	D	計画の見直し等の必要性が生じている。	iv	中止・廃止
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	D	計画の見直し等の必要性が生じている。	iv	中止・廃止

(3) 成果指標の評価

「つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「子育てと仕事が両立しているという母親」が増加している一方で、「つくば市は子育てしやすいという人」「子育ては楽しいと思う人」「子育て・教育についての相談・情報提供を良好という人」「子育てしやすい地域環境づくりを良好という人」はいずれも減少しています。

	成果指標項目	当初値	現状値	評価	備考
1	つくば市は子育てしやすいという人の増加	70.5%	59.9%	×	「子育てしやすい」と「どちらかといえば～」の計
2	子育ては楽しいと思う人の増加	69.9%	61.2%	×	「楽しいと感じることのほうが多い」
3	子育てへの不安や負担感を持つ人の減少	52.3%	54.2%	△	「非常に不安や負担を感じる」と「どちらかといえば～」の計
4	子育てと仕事が両立しているという母親の増加	35.7%	46.1%	○	「問題なく両立」と「多少の困難はあるが両立」の計
5	教育・保育サービスを良好という人の増加	64.3%	63.7%	△	「良い」と「まあ良い」の計
6	子どもの健康や医療にかかわる事業を良好という人の増加	68.7%	66.9%	△	「良い」と「まあ良い」の計
7	子育て・教育についての相談・情報提供を良好という人の増加	53.6%	48.5%	×	「良い」と「まあ良い」の計
8	子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業を良好という人の増加	31.0%	28.5%	△	「良い」と「まあ良い」の計
9	子育てしやすい地域環境づくりを良好という人の増加	46.9%	37.2%	×	「良い」と「まあ良い」の計

○=改善 △=横ばい（標本誤差の範囲内の変化） ×=悪化

(注) 当初値は「つくば市子育てアンケート・就学前調査結果」（平成 25 年 11 月実施）

5 子ども・子育て支援にかかわる課題

(1) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になるなど、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、保護者の子育ての負担や不安、孤立感が高まっていると考えられます。アンケート調査結果を見ると、半数の保護者が子育てに関して不安や負担を感じており、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に子どもを見てもらえ親族・知人がいない保護者も2割弱みられます。こうした家庭における子育てに対する負担や不安、孤立感が深まらないようにするとともに、産後うつや新生児への虐待予防を図るため、産後の初期段階における母子が支援を受けられるよう、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制や子育て親子の交流等を促進する場の提供など、子育て世帯の包括的な支援体制を充実していくことが必要です。

また、貧困が世代を超えて連鎖する、いわゆる貧困の連鎖が問題となっています。

当市においても経済的に困難を抱える子育て世帯が一定数見られ、また、アンケート調査結果によると、子育てに関して日常悩んでいることや気になることとして、「子育てで出費がかさむこと」が最も高くなっています。経済的に困難を抱える子育て世帯を、適切な支援やサービスに結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、子どもの貧困の連鎖を断ち切るための環境整備が必要です。

さらに、各種相談窓口での相談において、子どもの発達相談の件数が増加しています。当市としても早期発見・早期支援に取り組んでいますが、発達支援の専門機関を中心としたフォロー体制の更なる充実が必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- ・市内での出産を可能とする分娩施設の確保
- ・一時預かり事業の拡充
- ・病児・病後児保育事業の方向性についての検討
- ・利用者支援のあり方の検討
- ・利用者支援における子育て総合支援センターの位置付けと役割についての再検討
- ・障害児保育事業の充実
- ・乳幼児の発達支援体制の確立
- ・相談事業の高度化
- ・児童虐待防止に向けた総合的な取組
- ・困難な状況に置かれた子どもを救うシステムの構築
- ・「心のゆとり」を生み出す支援の提供
- ・各種講座・教室の充実

- ・家庭教育学級のあり方、役割についての再検討
- ・父親、祖父母等、母親以外の子育て力・教育力向上のための取組
- ・「子育て情報システム」「子育て便利帳」など、情報提供事業の改善

(2) 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上

女性の年齢別労働力率を見ると、「M字カーブ」は以前に比べて緩やかであることから、共働き世帯が増加しています。アンケート調査結果においても、フルタイムで就労している母親が増加しており、また、就労していない母親も今後の就労を希望する人が多くなっているなど、母親の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズが高まっており、特に低年齢児における保育利用が求められています。現在発生している待機児童を解消する取組を継続するとともに、地域ごとの子どもの数の動向や保護者の保育の利用希望の傾向を見据えて、保育ニーズの変化に対応していくことが必要です。

また、教育・保育事業を選ぶ基準として、家からの距離に次いで、「保育・教育の方針や内容がよい」、「職員の対応がよい」等の質に関するニーズが高くなっており、幼児教育・保育の量の確保とともに、質の向上にも取り組むことが必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- ・幼児教育・保育需要の地域的アンバランスへの対応
- ・保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上
- ・公立幼稚園のあり方・役割の再検討
- ・小規模保育事業の検証、その支援とあり方の再検討
- ・幼児教育・保育の無償化への対応
- ・平成31年3月に策定した「つくば保育の質ガイドライン」の有効活用
- ・就学前教育の充実と幼保小の円滑な接続

(3) 地域や放課後における子どもの居場所づくり

女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれ、待機児童を解消し、いわゆる「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっています。

アンケート調査結果によると、保護者の約4割が低学年時に放課後過ごさせたい場所に児童クラブを挙げるとともに、市に力を入れてほしい事業や対策についても児童クラブの充実を求める声が増加しており、放課後児童クラブの拡充による待機児童の

解消が必要です。

また、子どもの放課後に必要なものとして、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」や「学びのきっかけとなる体験活動」などの希望が高く、地域や放課後において子どもが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保していく必要があります。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- ・児童クラブのあり方の検討
- ・放課後子供教室事業のあり方の全面的再考
- ・児童館の機能の充実・再検討
- ・地域交流センター、図書館の利活用
- ・自然体験、社会体験等、子どもの体験の機会の拡充
- ・通学路等の安全確保
- ・「まちづくり」を視野に入れた「子ども・子育て支援プラン」の策定



第3章 計画の理念・基本目標

1 基本理念

子どもは、未来に生き、未来の社会をつくる存在です。子どもたちの未来を拓く力を育むことは、子どもたち自身にとっても、また、社会にとっても重要な課題です。

子どもたちの未来を拓く力を育むためには、子どもたちの生命・暮らし・育ちを確かなものとする必要があります。子どもたちの生命・暮らし・育ちに関わる環境を整備・充実させ、権利を保障し、子どもたち一人ひとりの現在（いま）を未来（あした）につなげていくことが不可欠です。

つくばは、現在を未来につなげる力のあるまちです。つくばに住む人々は、すべての子どもが、それぞれに、未来を拓く力を身につけ、一人の人間として生涯を送るとともに、未来の社会の担い手となることを望んでいます。

当市では、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めます。

[基本理念]

共に、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち



本計画においては、『つくば市未来構想』における目指すまちの姿や『つくば市SDGs未来都市計画』における子どもの未来の方向性の考え方などを踏まえ、基本理念を具現化するために各施策を実施していきます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、子育て世代のライフステージを視野に入れながら、3つの基本目標を掲げ、事業を展開していきます。

基本目標Ⅰ たしかな生命（いのち）と元気を育む

～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びを通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する「量の拡充」と、つくば保育の質ガイドライン等を活用した「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がってきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくこととなります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。



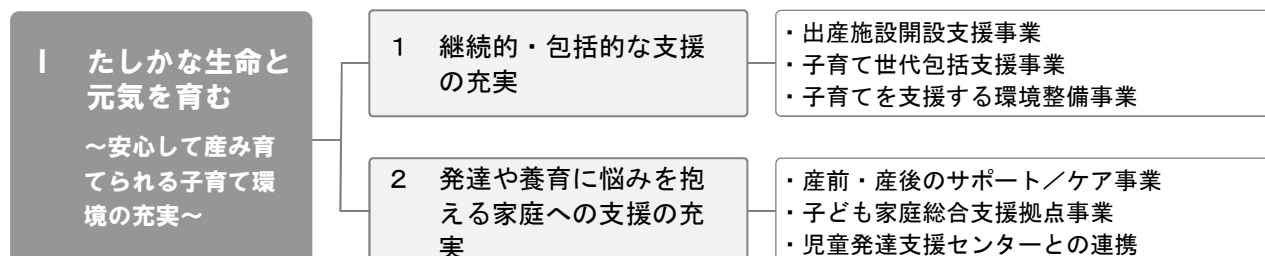
第4章 施策の展開

基本目標と事業の体系

[基本目標]

[基本方針]

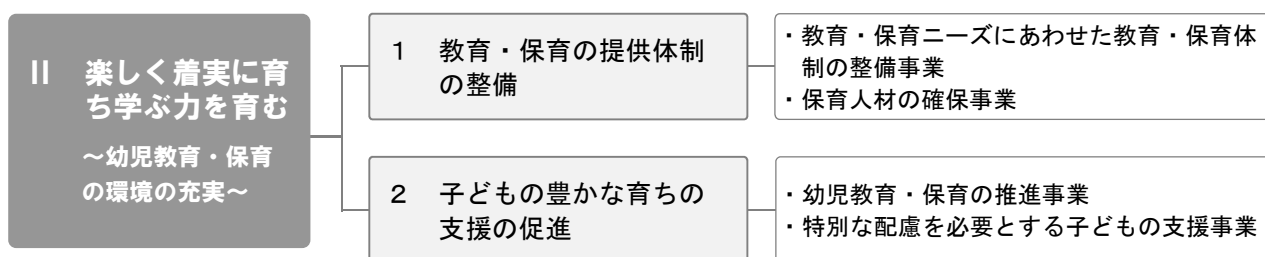
[基本事業]



[基本目標]

[基本方針]

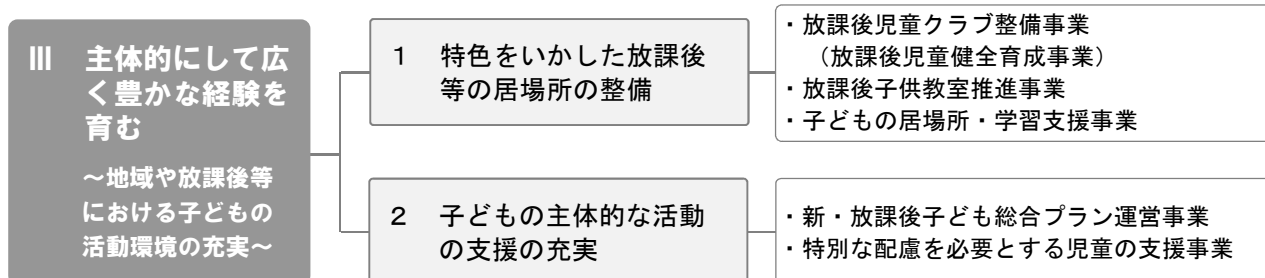
[基本事業]



[基本目標]

[基本方針]

[基本事業]



基本目標 I

たしかな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

【目標値 (KGI)】

指標	
つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合の増加	
現状	目標 (令和6年度)
59.9%	70.5%

指標	
子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合の減少	
現状	目標 (令和6年度)
9.2%	6.2%

【基本方針】

[基本目標]

I たしかな生命と元気を育む
～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

[基本方針]

1 継続的・包括的な支援の充実

○市内で安心して出産できる環境の充実を図るとともに、親子の状況を把握し、適切な支援につなげる母子保健事業と身近な場所で親子に寄り添いながら実施する子育て支援事業のそれぞれを、関係機関が連携して、継続的・包括的に行います。

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

○すべての子どもが心身共に豊かな乳幼児期を送れるように、心身の健康状態、障害の有無等を早期に把握し、適切な支援につなげるための連携体制の強化を図ります。

基本方針1 継続的・包括的な支援の充実



【取組】

① 出産施設開設支援事業

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床への支援を行います。

② 子育て世代包括支援事業

○予防的な視点を基本として、訪問型（アウトリーチ型）や参加型（デイサービス型）の様々な方法で親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助等を行うことで適切な支援につなげる母子保健事業を実施します。

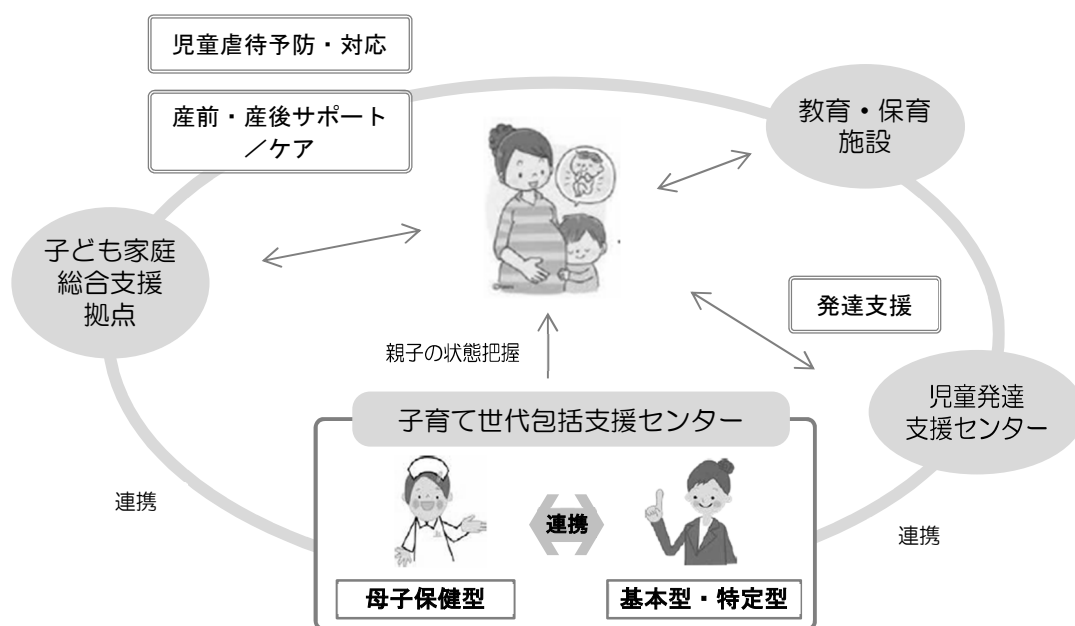
○地域子育て支援拠点などの身近な場所での情報提供や地域で活動する子育て支援者等と協力しながら、制度の谷間で支援を必要とする親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業のそれぞれの関係機関が連携・協働し、子育て世代包括支援センターによる継続的・包括的な支援の推進を図ります。

③ 子育てを支援する環境整備事業

○保護者の突発的な事情などにより、一時的に保育が必要となった場合のために、子どもを一時的に預かる事業の充実や安心して外出できる環境の整備等を図ります。

基本方針2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実



【取組】

①産前・産後のサポート／ケア事業

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、来所してもらう参加型（デイサービス型）や利用者の家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）による傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、専門的な支援やケアを行います。

②子ども家庭総合支援拠点事業

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応し、虐待から子どもを守るため、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を担い、関係機関と連携しながら、実情の把握・アセスメント・支援業務等の専門的な相談対応を行う体制の整備を行います。

③児童発達支援センターとの連携

○子育て世代包括支援センターや保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

基本目標Ⅱ

楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

【目標値（KGI）】

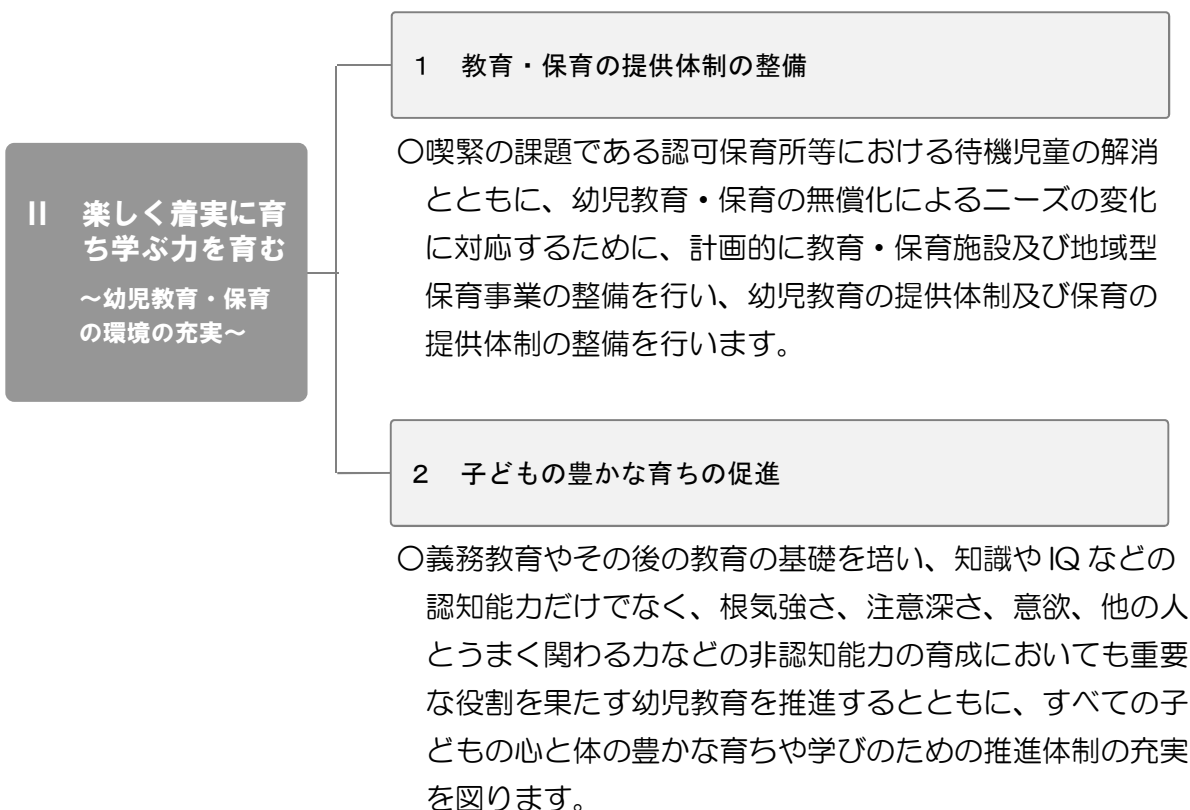
指標	
保育所等の待機児童ゼロ (4月1日時点)	
現状	目標（令和6年度）
131人	0人

指標	
保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合の増加	
現状	目標（令和6年度）
63.7%	67.0%

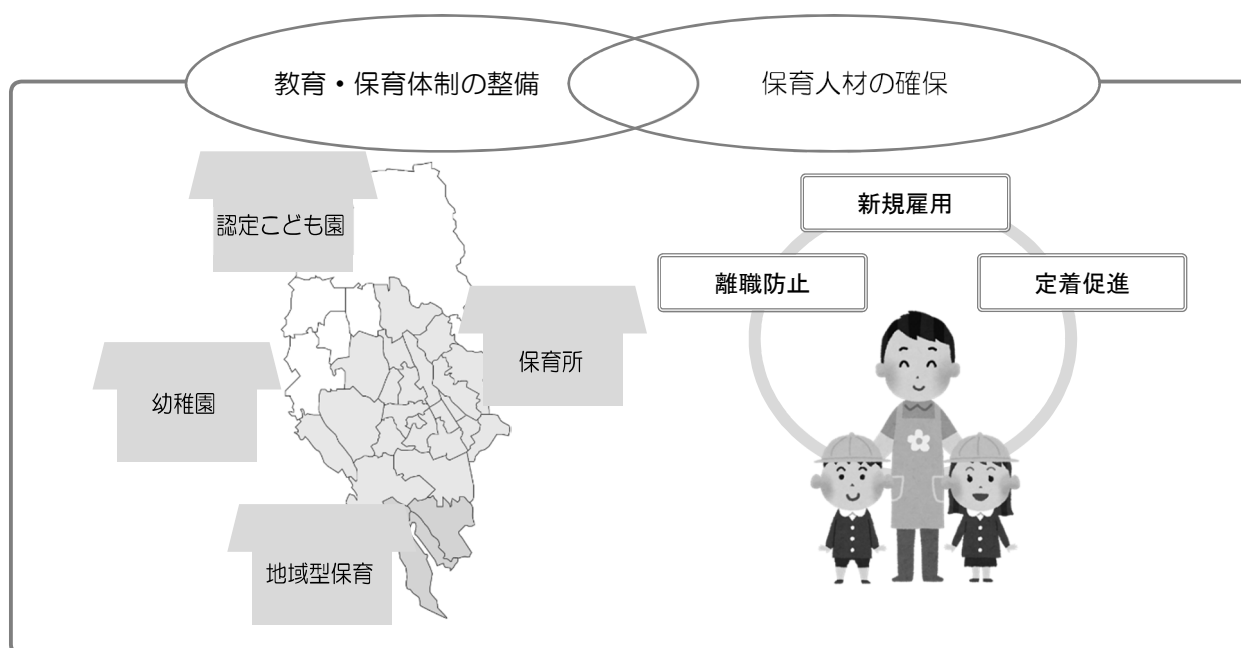
【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]



基本方針1 教育・保育の提供体制の整備



【取組】

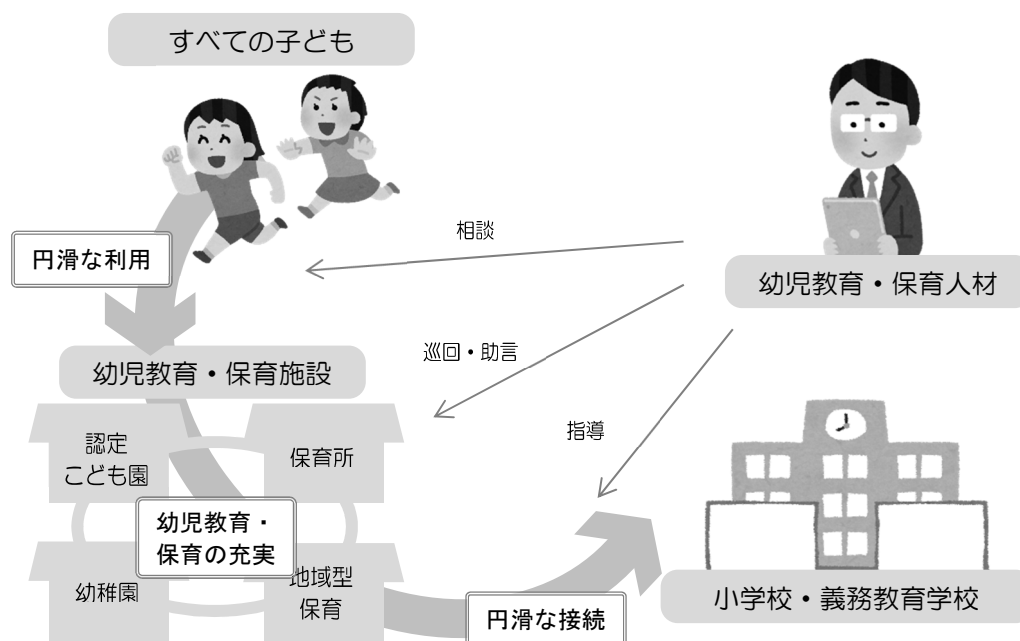
①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

- 喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けや地域ごとの保育ニーズを勘案して、保育施設や地域型保育事業のそれぞれの特徴をいかした整備を行います。
- 幼稚園・認定こども園の利用希望や教育時間後の預かり保育の利用希望に対応できるように、公立・私立の特徴をいかながら、教育・保育ニーズに対する体制の整備を行います。

②保育人材の確保事業

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、適正な保育者の配置と良好な労働環境の実現のための助言等を行います。

基本方針2 子どもの豊かな育ちの促進



【取組】

① 幼児教育・保育の推進事業

○ 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿（※）に向かって、つくば保育の質ガイドラインや幼児教育・保育に関する専門性を有する人材の活用等により、幼児教育・保育の充実と保幼小の円滑な接続のための連携を図ります。

② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

○ 国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○ 発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように、保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が児童発達支援センターによる専門的な知識・技術による支援を受けられるように連携を図ります。

※ 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿（茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン 平成29年3月）

- ① 健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
- ② 自分のことを自分で行おうとする子ども
- ③ 早寝早起き朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
- ④ 自然と触れ合い、命を大切にできる子ども
- ⑤ 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを守ろうとする子ども
- ⑥ 生活や遊びを通じた物事（物の性質や数量、図形、文字、標識等）への関心・感覚をもつ子ども
- ⑦ 豊かな感性とそれを表現できる言葉などをもち、自分の考えや思いを様々な方法で伝えようとする子ども

基本目標Ⅲ

主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

【目標値 (KGI)】

指標	
放課後児童クラブ待機児童ゼロ (5月1日時点)	
現状	目標 (令和6年度)
119人	0人

指標	
放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思ふ保護者の割合の増加	
現状	目標 (令和6年度)
48.3%	52.0%

【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

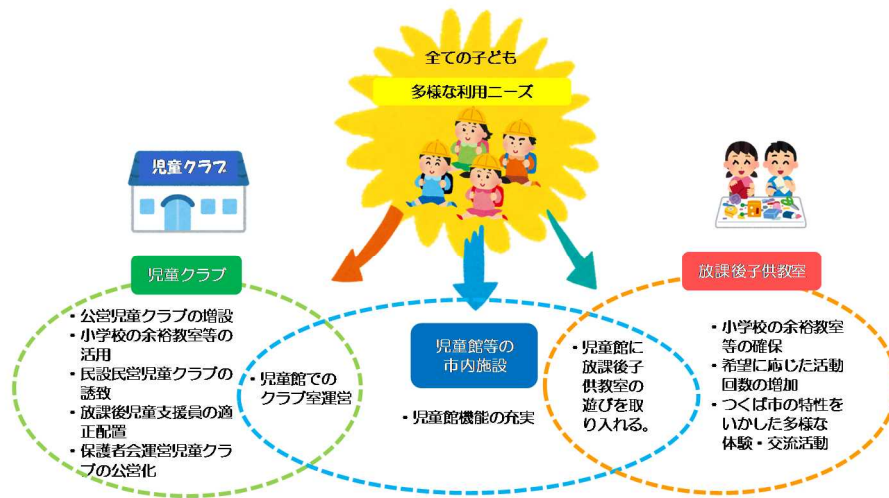
1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

○保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

2 子どもの主体的な活動の支援の充実

○子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを支援します。

基本方針1 特色をいかした放課後等の居場所の整備



【取組】

①放課後児童クラブ整備（放課後児童健全育成）事業

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブのニーズは全国的にも突出して高まっていることから、国の面積要件（児童一人当たり 1.65 m²以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

〇子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

②放課後子供教室推進事業

〇放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特色をいかして、研究機関等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

〇当市では市内に多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っている。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

〇児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

③子どもの居場所・学習支援事業

〇経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

基本方針2 子どもの主体的な活動の支援の充実



【取組】

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

- 放課後の全ての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- 当市は全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実践しています。今後もプランの強化のため、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入により児童館機能の充実を図っていきます。
- 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
- 平成30年度に開校した3小学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3小学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

○障がいのある児童、虐待やいじめを受けた児童、外国につながる児童等が主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入体制を構築していきます。

③遊びの機会と場の充実

○子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全・安心して過ごせる環境を整備します。



第5章

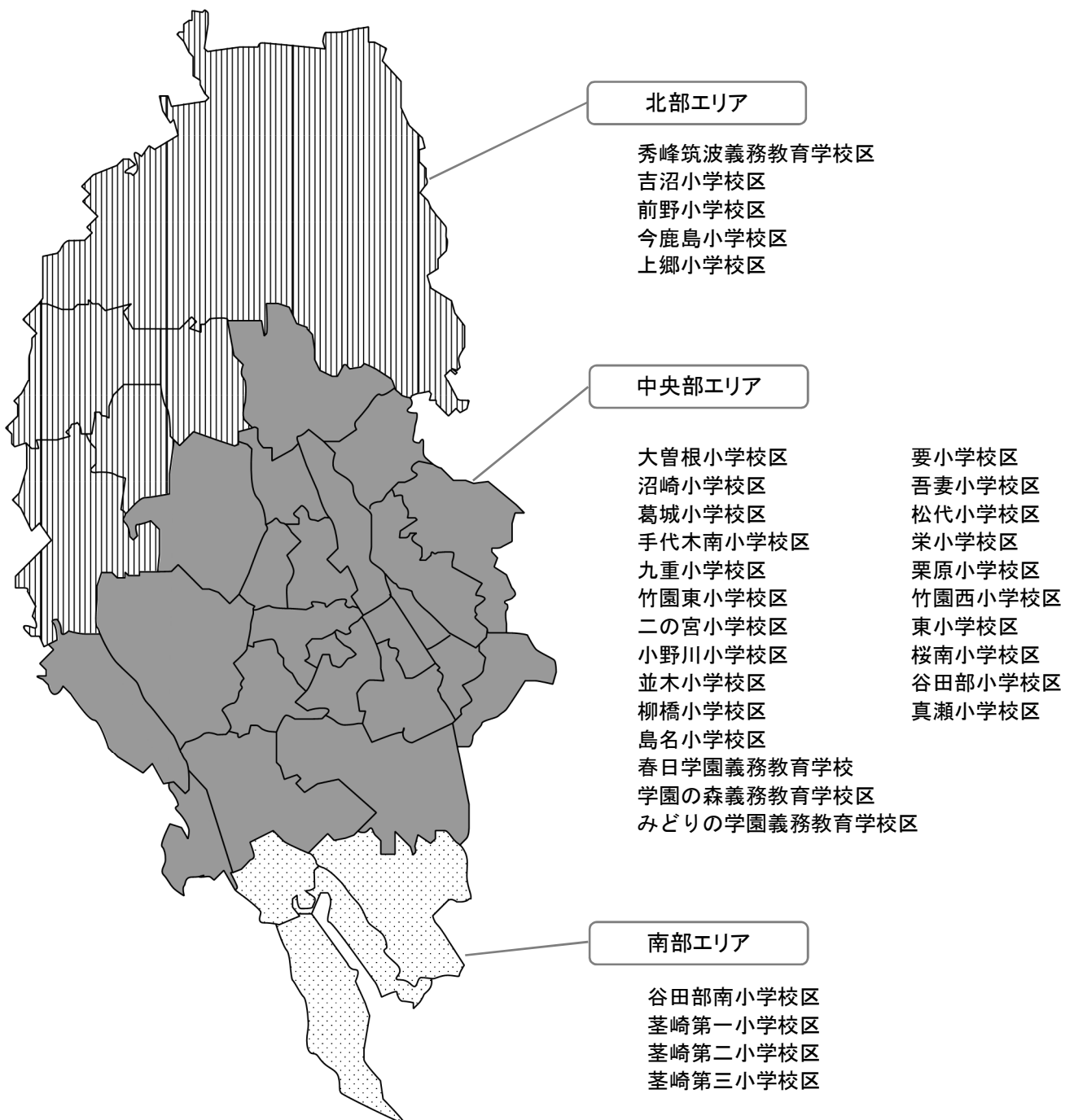
量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

当市の認可保育所等の申込率やつくばエクスプレス沿線地域の待機児童の発生状況を勘案し、教育・保育提供区域の基本区域として3つのエリアを設定します。



また、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとの性格や特徴から提供区域を定めます。

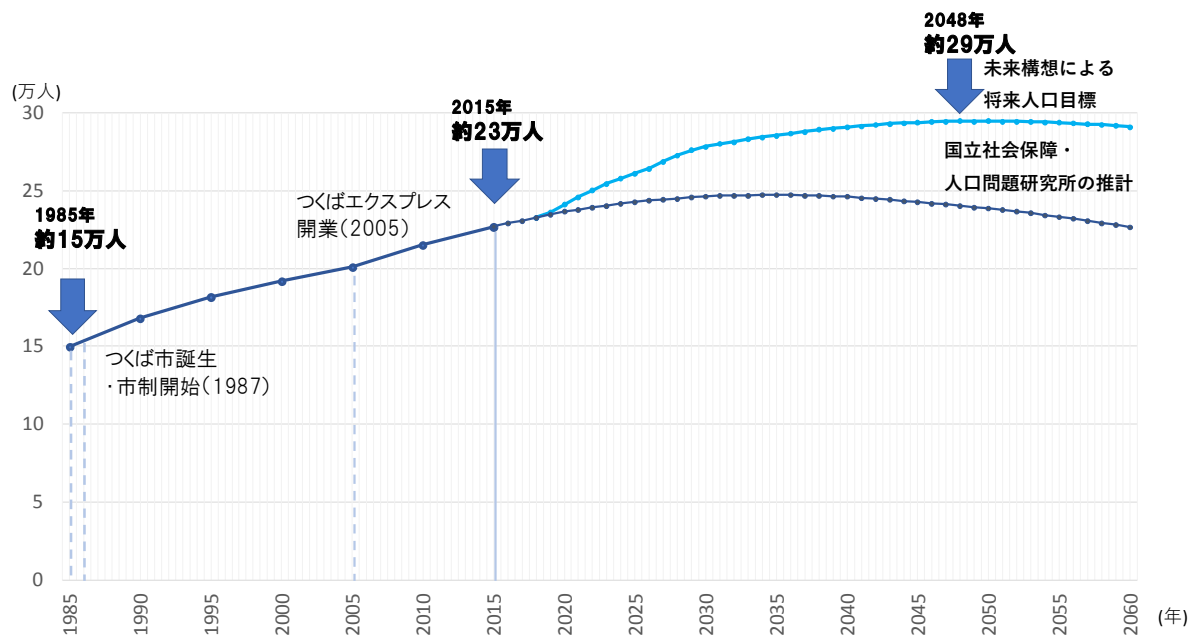
- 1) 教育・保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）及び教育・保育施設と一体的な性格をもつ時間外保育事業は基本区域とします。
- 2) その他の事業は事業の性格から、市全域での提供事業とします。

【 事業ごとの提供区域 】

区分	事業	基本目標	区域	備考
教育・保育施設	保育所	Ⅱ	基本区域	
	幼稚園	Ⅱ		
	認定こども園	Ⅱ		
地域型保育事業	小規模保育事業	Ⅱ	基本区域	
	家庭的保育事業	Ⅱ		
	事業所内保育事業	Ⅱ		
	居宅訪問型保育事業	Ⅱ	市全域	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	Ⅰ	市全域	
	地域子育て支援拠点事業	Ⅰ	市全域	
	一時預かり事業	Ⅰ	市全域	
	病児保育事業	Ⅰ	市全域	
	子育て援助活動支援事業	Ⅰ	市全域	
	子育て短期支援事業	Ⅰ	市全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	Ⅰ	市全域	
	妊婦健診事業	Ⅰ	市全域	
	養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	市全域	
	時間外保育事業	Ⅱ	基本区域	教育・保育施設との連携
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	市全域	
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	市全域	
	放課後児童健全育成事業	Ⅲ	市全域	
	放課後子供教室	Ⅲ	市全域	

2 人口の見込み

人口の将来展望は、「つくば市未来構想等改定 中間取りまとめ案」（令和元年5月30日公表）の人口ビジョンの推計値によると、これまでの人口推移や沿線の市街地開発等を踏まえ、各開発地区での定着見込みを考慮し、加えて、社会増と自然増の両方で積極的な政策を行うことによる定着人口の維持及び自然増加によって、2048年に約29万人のピークを迎えると推計しています。



本計画の計画期間の人口の見込みは、上記の人口ビジョンの推計値から各年の0～11歳までの年齢ごとに次のとおり見込みます。

【市全体】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235
1歳	2,262	2,303	2,335	2,394	2,417
2歳	2,483	2,423	2,460	2,507	2,554
3歳	2,475	2,602	2,532	2,597	2,626
4歳	2,568	2,593	2,721	2,670	2,712
5歳	2,483	2,684	2,535	2,547	2,377
6歳	2,592	2,457	2,627	2,521	2,546
7歳	2,641	2,522	2,356	2,560	2,477
8歳	2,381	2,597	2,448	2,325	2,538
9歳	2,597	2,316	2,491	2,386	2,282
10歳	2,371	2,515	2,375	2,632	2,607
11歳	2,595	2,337	2,601	2,361	2,663
合計	29,550	29,482	29,650	29,713	30,034

【 北部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	155	166	177	189	200
1歳	166	179	190	204	216
2歳	183	189	200	214	228
3歳	182	202	206	222	234
4歳	189	201	222	228	242
5歳	234	242	217	207	183
6歳	245	221	225	205	196
7歳	249	226	202	207	190
8歳	225	234	209	189	195
9歳	245	208	213	194	175
10歳	270	275	250	267	254
11歳	295	256	274	239	259
合計	2,638	2,599	2,585	2,565	2,572

【 中央部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,842	1,852	1,865	1,884	1,884
1歳	1,983	1,999	2,008	2,039	2,038
2歳	2,177	2,103	2,115	2,135	2,155
3歳	2,170	2,258	2,178	2,211	2,215
4歳	2,251	2,251	2,340	2,274	2,287
5歳	2,088	2,276	2,169	2,198	2,070
6歳	2,179	2,084	2,248	2,176	2,217
7歳	2,222	2,141	2,016	2,211	2,158
8歳	2,002	2,203	2,095	2,007	2,210
9歳	2,184	1,965	2,132	2,059	1,988
10歳	1,901	2,038	1,944	2,175	2,175
11歳	2,081	1,893	2,129	1,952	2,222
合計	25,080	25,063	25,239	25,321	25,619

【 南部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	105	115	127	140	151
1歳	113	125	137	151	163
2歳	123	131	145	158	171
3歳	123	142	148	164	177
4歳	128	141	159	168	183
5歳	161	166	149	142	124
6歳	168	152	154	140	133
7歳	170	155	138	142	129
8歳	154	160	144	129	133
9歳	168	143	146	133	119
10歳	200	202	181	190	178
11歳	219	188	198	170	182
合計	1,832	1,820	1,826	1,827	1,843

(1) 市全体の教育・保育の見込量と確保方策

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

特に、待機児童が発生しているエリアにおいては、待機児童の早期解消に向けて地域型保育事業の追加整備を行う等の対策を強化します。満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との円滑な連携が可能となるように支援します。

また、引き続き、教育・保育の一体的・連続的な提供を可能とする認定こども園の普及促進を図ります。

計画期間である令和2年度から令和6年度(令和7年4月1日を含む)における、市全体の教育・保育の見込量と確保方策は次頁に示すとおりです。

＜令和2年度～令和7年度＞

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	2,695	1,037	3,618	505	2,454	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,631	365	3,849	760	2,260
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				41	105
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,001	405	3,927	837	2,452	
過不足(③-①)	2,306	△ 632	309	332	△ 2		
令和3年度	①量の見込み	2,567	1,037	3,748	539	2,561	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	410	4,203	781	2,445
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				47	137
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,031	450	4,281	864	2,669	
過不足(③-①)	2,464	△ 587	533	325	108		
令和4年度	①量の見込み	2,441	1,037	3,876	573	2,669	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	410	4,383	790	2,526
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				59	201
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,031	450	4,461	885	2,814	
過不足(③-①)	2,590	△ 587	585	312	145		
令和5年度	①量の見込み	2,315	1,037	4,004	607	2,779	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,691	455	4,503	799	2,604
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				71	265
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,061	495	4,581	906	2,956	
過不足(③-①)	2,746	△ 542	577	299	177		
令和6年度	①量の見込み	2,191	1,037	4,130	641	2,889	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,691	455	4,683	808	2,685
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				83	329
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,061	495	4,761	927	3,101	
過不足(③-①)	2,870	△ 542	631	286	212		
令和7年度	①量の見込み	2,067	1,037	4,256	676	3,000	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,721	500	4,803	817	2,763
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				95	393
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,091	540	4,881	948	3,243	
過不足(③-①)	3,024	△ 497	625	272	243		

注：4月1日時点

(2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策

① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、北条保育所の整備のほか、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。 (単位:人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		509	33	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	509	33	178	
過不足(③-①)	531	△ 122	202	19	△ 25		
令和3年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和4年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和5年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和6年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和7年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		

注: 4月1日時点

② 中央部エリア

定員 90 人規模の保育所の整備を基本として、事業者からの提案状況を勘案しながら、確保見込量を満たすよう地域型保育事業の整備も含めて柔軟に対応していきます。

待機児童が発生している1歳児・2歳児について、令和4年4月1日までに1歳児 156 人分・2歳児 180 人分を、令和7年4月1日までに1歳児 360 人分・2歳児 405 人分を確保するようにします。

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	2,406	851	3,086	477	2,104	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,581	275	3,173	686	1,950
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				41	105
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,531	315	3,251	763	2,142	
過不足(③-①)	1,125	△ 536	165	286	38		
令和3年度	①量の見込み	2,278	851	3,216	511	2,211	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,611	320	3,473	704	2,109
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				47	137
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,561	360	3,551	787	2,333	
過不足(③-①)	1,283	△ 491	335	276	122		
令和4年度	①量の見込み	2,152	851	3,344	545	2,319	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,611	320	3,653	713	2,190
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				59	201
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,561	360	3,731	808	2,478	
過不足(③-①)	1,409	△ 491	387	263	159		
令和5年度	①量の見込み	2,026	851	3,472	579	2,429	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,641	365	3,773	722	2,268
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				71	265
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,591	405	3,851	829	2,620	
過不足(③-①)	1,565	△ 446	379	250	191		
令和6年度	①量の見込み	1,902	851	3,598	613	2,539	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,641	365	3,953	731	2,349
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				83	329
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,591	405	4,031	850	2,765	
過不足(③-①)	1,689	△ 446	433	237	226		
令和7年度	①量の見込み	1,778	851	3,724	648	2,650	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,671	410	4,073	740	2,427
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				95	393
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,621	450	4,151	871	2,907	
過不足(③-①)	1,843	△ 401	427	223	257		

注：4月1日時点

③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位:人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和3年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和4年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和5年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和6年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和7年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		

注: 4月1日時点

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てにかかわるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

子育て世代包括支援センターの充実のため、市役所及び保健センターで実施する母子保健型、市役所で実施する特定型（保育コンシェルジュ）に加えて、基本型の実施に向けた調整を行い、利用者支援の充実を図ります。

(単位：か所)

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み	基本型・特定型	1	1	2	2	2
	母子保健型	4	4	4	4	4
確保方策	基本型・特定型	1	1	2	2	2
	母子保健型	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

利用者数の見込量の増加に対応できるよう適正な配置及び出張広場の実施箇所の継続的な見直しを行います。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)	198,675人	202,804人	206,961人	211,042人	215,146人
確保方策(施設数)	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所
確保方策(出張広場数)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(3) 一時預かり事業

■一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

私立幼稚園や認定こども園における預かり保育への支援を継続します。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (1号認定による利用)	4,075	4,266	4,217	4,231	4,178
確保方策 (在園児対象型)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240

■一時預かり（幼稚園型以外）

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保育所・認定こども園の整備にあわせて実施箇所の増加を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)	
量の見込み	44,918	45,971	46,068	46,654	46,683	
確保 方策	全体	38,613	42,933	44,373	45,813	47,253
	うち一時預かり	36,000	40,320	41,760	43,200	44,640

注：確保方策には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む

(4) 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果による利用意向はかなり強いですが、実際に利用した人の状況を勘案した量を見込みます。見込量の増加に対して、利用者ニーズを考慮した適正な配置による整備を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み	1,715	1,737	1,742	1,756	1,764
確保方策	2,160	<u>2,880</u>	<u>2,880</u>	<u>2,880</u>	<u>2,880</u>

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

会員登録制のため、援助を行う提供会員の増加によって見込量を確保するようにします。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み（就学後）	1,295	1,258	1,271	1,262	1,289
確保方策	全体	3,920	3,920	3,920	3,920
	うち就学後	1,307	1,307	1,307	1,307

注：「量の見込み（就学前）」及び「確保方策（就学前）」は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査の結果から算出される見込量はかなり多いため、実際の利用状況を勘案した量を見込みます。家庭と同様の環境における養育を推進しつつ、児童相談所と連携しながら、施設の利用に結びつく強いニーズに留意して事業を推進します。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み	207	201	203	202	206
確保方策	<u>153</u>	<u>153</u>	<u>153</u>	<u>153</u>	<u>153</u>

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施率を維持し、月齢にあわせた支援を行います。また、訪問できなかった場合は、関係各課と連携をとって状況把握に努めます。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み（出生見込数）	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235
確保方策（訪問人数）	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235

(8) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

市内の医療機関等との協力・連携により、対象者への事業の周知をはじめ、健診もれないように業務を推進します。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み(延べ人数)	2,133人	2,169人	2,213人	2,235人	2,267人
量の見込み(延べ回数)	29,862回	30,366回	30,982回	31,290回	31,738回
確保方策(延べ回数)	29,862回	30,366回	30,982回	31,290回	31,738回

(9) 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の取組を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳幼児の増加に伴い、養育支援が必要な家庭が増える見込みであることから、適切な指導・助言、相談に対応できるように必要な人材の確保と関係機関との連携を行い、養育支援体制を確保します。

また、要保護児童対策協議会については、的確に対象事案・ケースに対応できるように開催します。

(単位:人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (延べ訪問人数)	252	255	260	265	267
確保方策 (延べ訪問人数)	252	255	260	265	267

(10) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保護者の就労時間だけでなく就労時間帯も勘案しながら、新たに整備する認可保育所等において実施し、実施箇所の増加を図ります。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (1日当たりの利用人数)	239 人	245 人	245 人	248 人	248 人
確保方策（施設数）	74 施設	78 施設	82 施設	86 施設	90 施設

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得で生計が困難である保護者や保護者の世帯所得の状況等を勘案して定める市の基準に該当する対象者に対して補助を行います。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み（物品購入費等）	15	15	15	15	15
量の見込み（副食費）	300	300	300	300	300

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように、当面、市の窓口での業務の充実を図り、多様な事業者の参入の促進を図ります。

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） （全修正）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

【 確保方策 】

現在、児童クラブの専用スペースの確保については、児童館併設型、単独の児童クラブ施設及び小学校の余裕教室等の活用の3種類の手法で実施しています。しかし、児童館併設型や児童クラブ施設においては、児童クラブの需要に見合うスペースが十分に確保できておらず、待機児童や床面積要件（児童一人当たり 1.65 m²以上）超過の課題が発生しています。

この課題を解決するために、児童館敷地内や学校敷地内での児童クラブ施設の増築又は新築を進めるとともに、小学校に余裕教室等がある場合は、児童クラブ室としての活用を推進していきます。また、つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区や待機児童などの課題が発生している小学校区については、民間児童クラブの積極的な誘致を図っていきます。

なお、設置する児童クラブ室の一部屋は、原則として定員40人の適正規模となります。

【 量の見込み 】

■児童クラブ員数と児童クラブ数の見込量（各年度4月1日現在）

区分		実績	計画期間の見込				
		令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
児童クラブ員数	1年生	1,143人	1,265人	1,420人	1,577人	1,736人	1,890人
	2年生	1,112人	1,229人	1,378人	1,532人	1,696人	1,819人
	3年生	869人	942人	1,044人	1,143人	1,247人	1,365人
	4年生	598人	647人	714人	782人	862人	945人
	5年生	376人	405人	444人	485人	531人	552人
	6年生	214人	225人	243人	261人	282人	299人
	合計	4,312人	4,713人	5,243人	5,780人	6,354人	6,870人
児童クラブ数 (1クラブおおむね40人)		104クラブ	121クラブ	136クラブ	151クラブ	166クラブ	181クラブ

【 目標整備量 】

■新たに設置する放課後児童クラブ（施設の建築、余裕教室等の活用）

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)	5か年度の 増加数
新たに開設する 公設児童クラブの箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	15箇所
新たに開設する 公設児童クラブのクラブ数	6クラブ	6クラブ	6クラブ	6クラブ	6クラブ	30クラブ
新たに開設する 民間児童クラブのクラブ数	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	45クラブ

注：公設児童クラブについては、40人規模の児童クラブ室を2部屋備える施設を建築した場合、箇所数1、クラブ数2とカウント
民間児童クラブについては、おおむね40人規模1部屋を開設することが多いため、クラブ数の目標値のみ表示

(14) 放課後子供教室 (全修正)

放課後において、学校施設等を活用して全ての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

【単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施】

当市では、全市立小学校と県立特別支援学校の学校施設内で放課後子供教室を実施しています。

現行の実施状況は、年度当初の学校への希望調査の結果に基づき、主に学校施設内でスポット開催でのイベント実施を基調としています。近年、事業協力者と開催回数共に増加していることから、当計画期間内においても、質と量の両面で一層の充実を図っていきます。

具体的な考え方として、当市は他自治体と比較してより多くの児童館を有していますが、逆に児童館のない小学校区の児童にとっては、放課後の選択肢が少なくなっている状況にあると考えられるため、特に実施を強化していきます。一方で、児童館のある小学校区については、児童館でも従来から様々な行事を毎月実施していることから、学校施設での放課後子供教室を向上させながら、併せて児童館行事の充実にも努めていきます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」(放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の一体的な実施)については、児童館が小学校区にある場合は、児童館が両事業を一体的に実践できる場であると捉え、児童館において、児童クラブ施設の増築などにより施設の飽和状態を緩和し、児童館本来の機能である「全ての地域児童に開かれた遊びの場」として、プランの実施を進めていきます。また、児童クラブを専用施設又は小学校の余裕教室等で実施している児童館のない小学校区においては、教育局や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいくことが事業拡充の鍵と考えます。そのために、人材の掘り起こしや育成のための地域への呼びかけを積極的に行っていきます。

なお、平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設では、新たなモデル事業として施設内において放課後子供教室の定期開催を開始しました。さらに、令和元年度には、学園の森及びみどりの学園児童クラブ施設内でも定期開催を開始しました。当計画期間内では、3施設での開催回数の増加に努めるとともに、令和5年度以降に新設を予定している児童クラブ施設においても、放課後子供教室の定期開催の実施を推進していきます。

【目標整備量】

■放課後子供教室のイベント開催

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
イベント実施回数	138回	153回	168回	183回	198回	213回	228回

■放課後子供教室の定期開催実施校

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
学校数	1校	3校	3校	3校	3校	4校	5校
イベント実施回数	79回	300回	320回	330回	340回	390回	440回

沿革：平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設内で実施開始(イベント日以外にも学業日の毎日図書室等を開放)

令和元年度から学園の森とみどりの学園児童クラブ施設内で実施開始(週3回程度実施)

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

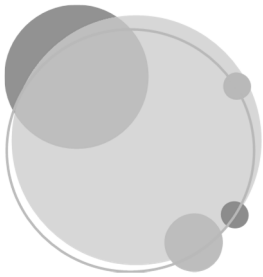
① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。



參考資料

1 計画策定体制・策定の経緯

第2期つくば市子ども・子育て支援プランの策定にあたっては、つくば市子ども・子育て会議条例に基づき設置した「つくば市子ども・子育て会議」において審議しました。

同会議は、当市の子ども・子育てに関係する市民代表、事業者、団体・機関及び有識者によって構成されています。

また、子育て家庭を始め、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査、パブリックコメントを実施しました。

年 度	月 日	内 容
平成30年度 (2018年度)	10月25日(木)	第3回子ども・子育て会議
	11月22日(木) ~12月14日(金)	ニーズ調査
	2月14日(木)	第4回子ども・子育て会議
令和元年度 (2019年度)	5月30日(木)	第1回子ども・子育て会議
	7月17日(水)	第2回子ども・子育て会議
	9月4日(水)	第3回子ども・子育て会議
	9月30日(月)	第4回子ども・子育て会議
	11月11日(月) ~12月9日(月)	パブリックコメント
	1月28日(火)	第5回子ども・子育て会議

■子ども・子育て会議において指摘された課題

1. 子育て当事者の視点からの支援の整備・充実

項目	委員の意見
市内での出産を可能とする分娩施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・不足している現状の解決、等
一時預かり事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な利用によって占められている現状の解決、等
病児・病後児保育事業の方向性についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・普及が停滞していることの背景の分析 ・今後の展開についての検討、等
利用者支援のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多様にして柔軟な支援が可能となる体制づくり ・既に導入している利用者支援事業特定型・母子保健型の充実 ・利用者支援事業・基本型導入についての検討、等
利用者支援における子育て総合支援センターの位置付けと役割についての再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多角的、多面的な情報提供と的確な支援の提供につながる体制の確立 ・地域の子育て支援ネットワークの充実と活用 ・諸施設・諸機関、サークル・団体等との連携・協力、地域資源の発掘・活用など、支援のコーディネーションができる人材の育成と配置、等
障害児保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開における公私の連携協力 ・中核的な施設の設置や専門職による訪問等、支援の高度化についての検討 ・民間保育所における加配保育士の配置 ・医療的ケア児への対応の検討、等
乳幼児の発達支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に止まらない、確実にして継続的な支援の提供とそのため専門職の配置、等
相談事業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の多様化を背景とした虐待、育児不安等に対応できる体制、虐待の防止、早期発見につながる体制の確立 ・開かれた窓口の開設、ケースに応じた専門職・専門機関との連携、等

項 目	委員の意見
児童虐待防止に向けた総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭を支える地域の取り組みの強化 ・すべての家庭を対象にしたアプローチの充実 ・親子の交流や親子関係の支援 ・放課後の居場所など社会的な子育て基盤の充実 ・児童相談所、保育所・幼稚園・認定こども園、警察などの連携の強化、等
困難な状況の置かれた子どもを救うシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自ら相談できる環境の構築 生活・学習支援の場の拡充 ・支援の場、支援者に対する支援、等
「心のゆとり」を生み出す支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所、集まり、イベントの工夫 ・「声かけ」「手助け」に向けた啓発、等
各種講座・教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な医療の受診や家庭看護の基礎知識など、子どもの医療・看護に関する講座・教室の開催 ・受講者の受講しやすさを考えた講座・教室の開催場所についての検討、等
家庭教育学級のあり方・役割についての再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中学校をベースとした開設についての再検討 ・指導員の資質向上 ・乳幼児家庭教育学級の役割、特に子育てに対する視野拡大や社会参加に果たす役割の再認識、等
父親、祖父母等、母親以外の子育て力・教育力向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・出産後の生活についてのシミュレーションを取り入れたワークショップの開催や父親の育児休業取得のための準備講座など、特に産前における意識啓発を超えた取組、等
「子育て情報システム」「子育て便利帳」など、情報提供事業の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の支援、インフォーマルセクターの支援等、広範囲の情報を提供することについての検討 ・提供媒体の工夫、等

2. ニーズに応じると同時に、適切にして質の高い教育・保育の提供

項 目	委員の意見
幼児教育・保育需要の地域的アンバランスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線の開発に伴い発生している中央部・西部・北西部エリアにおける待機児童の解消 ・子どもの数が減りつつある北部・南部エリアにおける就学前の子どもの教育・保育の場の再編・活用、等
保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・待遇・処遇の改善 ・就職希望者に対する情報の提供 ・業務・負担の軽減も含む働く環境の整備 ・研修の充実、等
公立幼稚園のあり方・役割の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・定員未充足の園の再編、有効活用 ・子ども・子育て支援の場としての役割の再検討、等
小規模保育事業の検証、その支援とあり方の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業の成果と問題点の整理 ・連携施設の確保や保育の質の向上、安全にして安心できる保育の提供など、事業への支援 ・小規模保育事業の役割、設置場所の適否も含む認可の判断についての検討、等
幼児教育・保育の無償化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育に関する需要の変化の把握、変化への対応 ・無償の対象となる認可外保育施設の保育の質の確保 ・質の高い教育・保育を提供してきた認可外保育施設における無償の対象から外れる事例の扱い、等
平成31年3月に策定した「つくば保育の質ガイドライン」の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保育関係者の研修、教育・保育の場における日常的な点検における利用 ・教育・保育の場を新設する場合の手引きとしての利用 ・活用事例の紹介と有効な活用に対するインセンティブの付与、等
就学前教育の充実と幼保小の円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の強化 ・保育と教育の一元化を視野にいれた「保育の質ガイドライン」の見直し ・「子ども・子育て支援プラン」と「教育大綱」のリンクージ、等

3. 子育ての地域基盤の充実

項目	委員の意見
児童クラブのあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童、特に人口急増地区における待機児童の解消 ・公設民営の児童クラブのあり方の検討 ・学校等既存の施設の利活用 ・放課後児童支援員等の人材の確保とその資質の向上、等
放課後子供教室事業のあり方の全面的再考	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント的な開催の見直しと定期的な開催のための場所の確保、体制の構築 ・地域の施設・人材の有効活用、多世代交流・居場所づくりとの連携強化等、コーディネーションの機能、コーディネーターとしての人材の導入の検討 ・市の実情に合わせた「新・放課後子ども総合プラン」の推進、等
児童館の機能の充実・再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの利用に関わる面積超過問題の解決 ・職員の専門性の向上 ・地域の子ども・子育て支援を視野に入れた機能の再検討、等
地域交流センター、図書館の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援のためのスペースの確保 ・図書・資料の充実、等
自然体験、社会体験等、子どもの体験の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育の場への導入 ・イベント等の充実 ・公園や空き地、雑木林の活用 ・「冒険遊び場」の拡充 ・プレイリーダー等、人材の育成、等
通学路等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検、歩道整備、ガードレールの設置、等
「まちづくり」を視野に入れた「子ども・子育て支援プラン」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを産み育てやすいまち」＝「子どもにとって最善の利益が実現されるまち」＝「子どもの生きる力、意思と努力を応援するまち」＝「地域みんなの力で子育てを応援し、みんなで子どもを育てるまち」など、「子ども・子育て支援プラン」の基本理念の検討と理念を体現する事業計画の策定、等

2 つくば市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

3 つくば市子ども・子育て会議委員

任期：2018年2月20日～2020年2月19日

区 分	氏 名	所 属
議会	橋本 佳子	市議会議員
保育園保護者会	野口 理恵 岡野 玲子 串田 令子	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会
幼稚園PTA	佐口 里枝 鈴木 美穂 成島 美穂	つくば市立幼稚園PTA連絡協議会
小・中学校PTA	高野 佳明 中嶋 信美 根本 一城	つくば市PTA連絡協議会
児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会
小児医療	江原 孝郎	つくば市医師会
学識経験者	飯田 浩之 橋本 佐由理 土井 隆義	大学教授等
民間保育園	舘野 正弘	つくば市民間保育協議会
民間幼稚園	橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会
子育て支援団体	浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会長
	中井 聖 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん 代表理事
主任児童委員	河村 和恵	つくば市主任児童委員連絡会
公立学校長	松本 義明	つくば市学校長会
公立学校長	中島 達夫 遠藤 知昭 土田 十司作	つくば市学校長会 会長
公募	ヘイズ 紀子 栗栖 和恵 浅野 英公子 折本 ちはる 高橋 晃雄	こどもの保護者、 子育て支援に関心がある市民等

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン

発行 令和2年〇月
つくば市こども部こども政策課
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029(883)1111(代表)

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（案）の主な修正点

第3回子ども・子育て会議での意見等を踏まえ、主に以下の3点について修正

1 p.32 基本理念（第3章）

（修正前） 共に力を合わせ、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち

（修正後） 共に、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち

2 p.33 基本目標（第3章）

当初示した基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに対し、それぞれ主題となるフレーズを追記し、説明文を修正

3 p p.44～46 （第4章 施策の展開 基本目標Ⅲ 基本方針1・2）

つくば市の特色をいかした事業展開となるよう、各事業の説明文を修正

協議事項 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

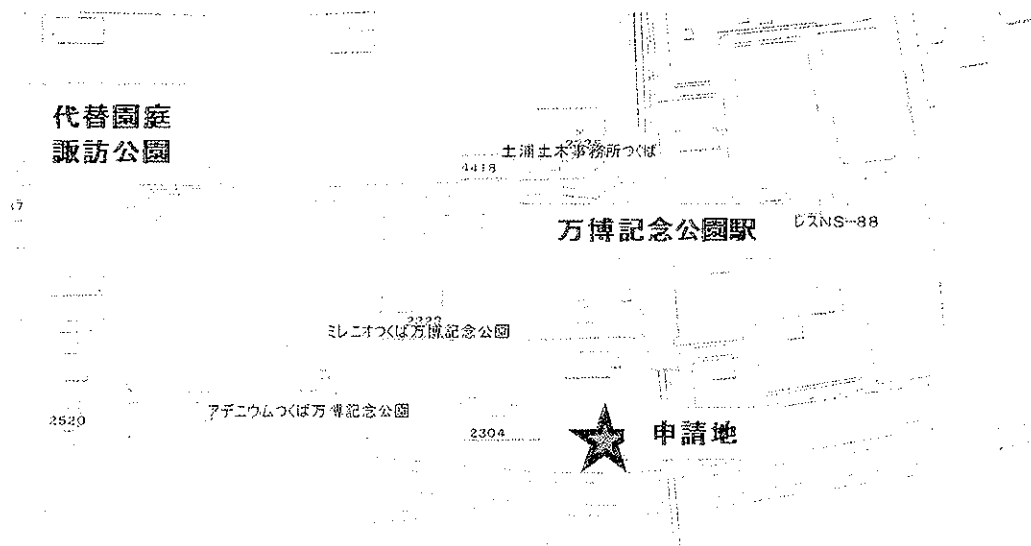
下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ①「(仮称)すてっぷ保育園 万博記念公園」及び②「(仮称)すてっぷ保育園 島名」の創設(小規模保育事業A型)

設置者 ██████████ ██████████ ██████████
設置予定地 つくば市島名 3869 番 1 (諏訪C12街区9) 他
定 員 各 19 名
設置予定日 ①令和元年12月1日
②令和2年4月1日



家庭的保育事業等の事業者について

※同一事業者による同一棟の「2施設」創設となります。

■概要

事業者名：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

施設種別：小規模保育事業A型

場所：つくば市島名 3869 番 1（諏訪C12街区9） 他

建物：新築 鉄骨造 賃貸物件

開設予定：①すてっぷ保育園 万博記念公園（施設西側）令和元年（2019年）12月1日

②すてっぷ保育園 島名（施設東側） 令和2年（2020年）4月1日

定員：各19名（0歳児 3名・1歳児 8名・2歳児 8名）

園庭：敷地内なし

代替園庭：諏訪公園（距離約250m、約5分）、歩車道分離、歩道約5m（植樹帯を含む）
横断歩道（信号有）1カ所、滞留スペースに車止めが複数有

連携施設：島名保育園（つくば市島名 車で約5分）

アカデミア幼稚園（つくば市下横場 車で約15分）※通園バスでの送迎可

吉沼保育園（つくば市吉沼 車で約15分）※通園バスでの送迎可

田中保育園（つくば市水守 車で約25分）

■事業者について

本店：埼玉県越谷市

実施事業：小規模保育事業

運営施設：すてっぷ保育園城東（水戸市 小規模保育事業A型 定員19名）

すてっぷ保育園つくば研究学園（つくば市 小規模保育事業A型 定員19名）

■場所について

子ども・子育て支援プランにおける西部エリアに該当。つくばエクスプレス万博記念公園駅より徒歩約3分、北側及び西側は駐車場等を挟み、テナント兼マンションが立地。南側は歩道付きの道路、東側は歩行者専用道路となっている。

駐車場については敷地内に10台分確保されている。

全体平面図における会社事務所は、事業者である株式会社アマヤの事務所となる。

会 議 録

会議の名称		令和元年度(2019年度)第5回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時		令和2年2月10日 開会13時30分 閉会16時00分		
開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟 会議室1		
事務局(担当課)		こども部こども政策課		
出席者	委員	飯田 浩之、橋本 佳子、串田 令子、成島 美穂、千代原 義文、江原 孝郎、土井 隆義、舘野 正弘、橋本 幸雄、浦里 晴美、間野 聡子、河村 和恵、土田 十司作、ヘイズ 紀子、栗栖 和恵、浅野 英公子、折本 ちはる、高橋 晃雄		
	その他	—		
	事務局	(こども部) 中山部長、松本次長、飯泉政策監 (こども政策課) 安曾課長、飯村課長補佐、柳町課長補佐 (幼児保育課) 岩田課長補佐、鈴木統括保育士 (こども育成課) 鳴海課長、埜口課長補佐 (子育て相談室) 鈴木室長 (学務課) 間中課長 (健康増進課) 小野村統括保健師		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第2号		
議題		報告事項 (1) 令和2年度(2020年度)の教育・保育施設の利用定員変更について (2) 令和3年(2021年)4月の保育所等創設について 協議事項 (1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について		

様式第 1 号

		その他 (1) 第 2 期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)のパブリックコメント実施結果について (2) つくば市立保育所の施設改善に関する基本方針 (案) のパブリックコメント実施結果について	
会議録署名人		確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 報告事項 4 協議事項 5 その他 6 閉会		

<p><審議内容></p> <p>報告事項</p> <p>(1) 令和 2 年度(2020 年度)の教育・保育施設の利用定員変更について</p> <p>ア 事務局説明</p> <p>配布資料に基づき説明。</p> <p>イ 発言</p> <p>飯田会長：令和 2 年度の教育・保育施設の利用定員変更について事務局から説明していただきました。この件につきまして御意見・御質問ございますでしょうか。</p> <p>高橋委員：わかばキラメキ保育園については保育従事者が足りなくなったということで増員を取りやめたという風に読めるのですが、今回、市全体で 584 名の定員が増えるにあたってですね、だいたい保育士がどれぐらい必要というか、概算になると思うのですが、わかりませんか。</p>	
---	--

事務局（幼児保育課）：詳細な数はわからないのですが、1園だけ保育士がなかなか手配できなかったという情報があったのですが、今になって色々なところを探していただいて、4月の開園には間に合うという報告を受けております。ギリギリの所とか早めに保育士が集まった所とか、いろいろな状況が混在しております。もちろん保育士が足りているという認識でおります。

高橋委員：実は本園でも既に市外からの保育者が全体の3分の2になっております。新年度もそうなる予定なのですが、今までは周辺の守谷ですとか、土浦周辺が多かったのですが、ついに常総市のほうからも来るような状況になってですね、これも概ねの数になると思いますが、市外から来ている保育士というのは、常勤しか押さえていないと思うのですが、概ねどれくらいの割合になっていますか。

飯田会長：お分かりになりますか。

事務局（幼児保育課）：本日は手元になく、申し訳ありません。

飯田会長：他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは他にご意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項の2でございます。令和3年(2021年)4月保育所等創設について、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 令和3年(2021年)4月の保育所等創設について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：いかがでしょうか。何かこの件につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

高橋委員：認可保育園の1番のですね、木の間インターナショナル保育

様式第1号

園というのがあるのですが、その保育理念ですとか、このような保育をするというような何かそういう情報はでていますか。

事務局（幼児保育課）：特徴的なものは障害児保育に力を入れた保育園でございます。

橋本(佳)委員：福祉会を今設立準備中という但し書きがあるようですけども、これは開所の関係からいうと、見通しはどうなっているのかということをお聞かせいただきたいのと、中央エリア・西部エリアという待機児童が多いところに保育所の設置ということでいくつか出ておりますけれども、当然、これからも足りないところということで募集をかけていくことになるのですが、これは引き続き募集をかけていかなければ追いつかないというような状況になるのでしょうか。それから、公立保育園の関係から言うと、このエリアで対応できる公立保育園というのはどのぐらいあるのかお願いします。

飯田会長：事務局お願いいたします。

事務局（幼児保育課）：準備中の法人ということでプルメリア地域福祉会なのですが、今年の5月に認可がとれるだろうという状況でございます。また、中央部・西部エリアは待機児童が多く発生しております、やはり人口増加等を考えますと、計画でもどうしても足りないエリアになるかと考えておりますので、今後も同じ数もしくはそれ以上の認可保育所が必要になるかと思っております。

飯田会長：よろしいですか。

橋本(佳)委員：この範囲の中で対応している公立保育園は何園あるのですか。

飯田会長：中央エリアということになりますか。中央エリアの中の公立保育所がいくつあるかということですね。

事務局（幼児保育課）：数字がわかり次第ご報告させていただきます。

様式第1号

飯田会長：他いかがでしょうか。

浅野委員：つくば市においても、いわゆる外国につながる子どもたちというのが非常に増えていると聞いております。私は子どもが吾妻小学校ですので、特に多いエリアではあるのですが、外国人の子どもが1割を超えております。そういう中で、街を歩いておりましたもやっぱり小さいお子さんも目立つわけです。おそらく就学前のお子さんも多いだろうと思われるのですが、そういったお子さんたちというのが、就学前にどこで保育なり教育を受けているのか、市としてはどのように思っているのか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

飯田会長：定員の問題には直接関わりませんが、エリアの問題・特徴として、そういう子どもたちをどこで受け入れるのか、当然ながら考えておかななくてはならないと思います。

事務局（幼児保育課）：保護者の方から入園申し込みがあって、日本語があまり分からない場合でも、わかりやすい方法でお母様方とお話しして、それで子どもを受け入れても大丈夫だという時は受け入れを実施しております。それに特化した、例えば、どこどこ保育所では全部大丈夫です、とか、そういったものにはまだなっていないかと思います。

飯田会長：給付の対象にはなっていないですか。無償化にも関わってまいりますけども。外国籍の子どもたちを受け入れる時に。

事務局（幼児保育課）：認可保育園であればなっています。

飯田会長：給付の対象ですね。ですので、給付上は保証されているということのようです。それともう1つですね。今回の報告は令和2年度の開設ですので、プラン上は、新しく今作っているプランの中に位置付くと考えてよろしいですか。数としてですね。開設年度ですので、先ほどの定員増も含めて、今日ここで最終的に確定いたしますけれども、そのプランの中に位置付く数だというふうにお考えいただければ

と思います。ただ、エリアはちょっと呼び方が変わってきますね。三つになりますので、北西エリアなど資料に記された言い方じゃなくなるのではないかと思います。今回のプランのエリアは、北部エリアと中央部エリアと南部エリアですので、中央部エリアに全て入ってきますね。

事務局（幼児保育課）：今出しているのは、北西部・中央部・西部と今までのエリアで示しています。

飯田会長：先ほどの橋本委員の質問についてどうぞ。

事務局（幼児保育課）：公立保育所について、北西部が公立2か所、中央部が公立11か所、西部が公立2か所というような形になります。

橋本(佳)委員：開発地域で広がっておりますけれども、そこに関しての公立の範疇といたしますか、そういった影響を回避できるという、そういうような位置付けのところはどのぐらいありますか。

飯田会長：影響というのは、待機児童の減少にどのぐらい寄与するかという見込みでございますね。新たな区画でいいますと、中央部エリアになろうかと思っておりますけれども、中央部エリアの待機児童解消に公立の園が数の上でどの程度寄与するものであるかということです。

事務局（幼児保育課）：ほぼ全部かと思えます。

橋本(佳)委員：その中で民間がいろいろなところが進出しておりますが、対応しているところはいくつあるのですか。

事務局（幼児保育課）：民間につきましては、全て待機児童が発生しているところに公募をかけておりますので、全て待機児童解消には寄与することになるかと思えます。

橋本(佳)委員：ここはこれからなのですか。待機児童解消の必要な地域です。

事務局（幼児保育課）：それは民間の園にどれくらい入っているかとい

うことですか。こちらのほうも調べさせていただきたいと思います。

飯田会長：他いかがでしょうか。先ほどの利用定員の増と今回の創設によって定員が増えていくということになりますが、これによって特に中央部エリアの待機児童の解消が見込めるということでございます。

事務局（幼児保育課）：今こちらの手持ちの地図上でカウントしているのですが、民間の園が37ある内、民間の園は園区がございませんでけっこう遠くからも来ますので、大部分、30に近い民間保育園がこのエリアの待機児童に関与しているかと思います。

飯田会長：よろしゅうございますか。報告事項ですのでこの辺でご報告いただいたことにいたしたいと思います。それでは次の案件に移らせていただきます。続いて協議事項になります。

協議事項

(1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

ア 事務局説明

配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：小規模保育事業者認可に関する意見の聴取についてでございます。こちらは、つくば市長から当会議あてに諮問書が提出されておりますので申し添えさせていただきます。ただいま（仮称）ルンルン保育園春日の創設について説明していただきましたが、このことについての御審議をお願いいたします。つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日、法人の代表者が来ておりますので、内容について説明を求めることができますが、いかがいたしましょうか。

他委員：異議なし。

飯田会長：それでは法人の方に入ってください説明をしていただいた上で審議をしていきたいと思います。傍聴者の方をお願い申し上げます。法人代表者に説明を求める際には会議の冒頭において非公開とさせていただきますので、一旦御退室くださいますようお願いいたします。

(傍聴者退室)

(非公開)

(傍聴者入室)

飯田会長：それでは審議を再開いたします。いかがでしょうか。特に意見として出ていたのは衛生管理の問題かと思います。他に何か意見を付けるとしたらでございますけれども。

間野委員：しらかし公園が園庭の代替として使うと書いてあるのですが、ここの通りは私も時々使うのですが、夜はかなり暗くなるのと、あとは結構見通しがいいので、逆に車のスピードが結構早いようなイメージがあります。ここを渡る時とかに、一応、お散歩カーを使うこととか、保育士さんを配置して確認とかっていうのは書いてあるのですが、かなり気をつけないと危ないかなと思います。あとは夜間に外に出ることはないかなと思うのですが、遊歩道とかもあるので、なんかちょっと怖いような。自分の印象なのですが、車についても不審者についても安全面はちょっと注意していただいた方がいい場所かなというのを思いました。あとは先ほども出たのですが、今感染症とかもいろいろ言われていますので、やはりどこか熱が出た時とか、何かの時に隔離ができる場所、隔離という

とちょっと悪い意味に聞こえちゃうかもしれないのですが、お子さんを安心して、他のお子さんと離れた場所できちんとした状態で見守りができる場所っていうのは、事務所と兼用でもいいと思うのですが、やはりあった方がいいのかなっていうのは思いました。

飯田会長：ありがとうございます。

高橋委員：一時保育も業務に入っていますので、一時保育をやるとすると茨城県の一時保育の施設として必要なことも出てきて、そうすると事務所内でもいいのでベッドを置かなければならないということになっていますので、そこはこちらの事務室の中をうまくパーティション等で区切って寝られる場所ですね、その確保が必要かなと思います。

飯田会長：ありがとうございます。

橋本(佳)委員：衛生の面には特に気を付けていただきたいということと、連携の施設のところでは受け入れが不足をするということで依頼を行っていきますと書いてありますが、これはしっかりとさせていただかないと困りますので、その辺の見通しを持っていただきたいということと。避難経路のことについてちょっと聞けなかったのですが、避難先はしらかし公園になるわけでしょうか。

飯田会長：いかかですか。

事務局（幼児保育課）：そうなります。

橋本(佳)委員：そうしますと先ほどから暗いとか車の問題がありますので、7時ぐらいまで保育をやるのだとすれば、災害は暗い時間に起きないとも限らないので、避難先がそこであればその辺はしっかりと対応が必要なのかなと思います。避難経路とか部屋の中の避難の状況等については市としてこれは問題ないというふうに判断しているのか確認したいです。

飯田会長：計画が提出されて、それをきちんと精査されているかどうか

ということになるかと思えます。

事務局（幼児保育課）：適合していると思っております、有事の避難方法としましては、しらかし公園ともう1か所、当園より徒歩5分の高台にある筑波大学会館、こちらをお願いをしたいと思っているということです。

飯田会長：よろしゅうございますでしょうか。今まで出てきたことを整理しますと、1つはオムツも含めて汚物の処理を中心にした衛生管理に気をつけていただきたいということ。連携園の確保になお努力していただきたいということ。子どもが体調に異変をきたした場合に1人だけ引き離して見守る場所の確保をお願いしたいということ。そして、夜間を中心に交通及び犯罪被害の防止など、安全の確保に留意していただきたいこと。その4点が出ているかと思えますが、これらをお伝えするというところでよろしいでしょうか。

河村委員：ここへ来る前に近くなものですから、ちょっと下見をしてまいりました。そしたら、しらかし公園もそれから歩道もですね、大きな木があつてその根が、敷石を持ち上げていて大変危険に感じてきました。子どもはこんなところ通れないし、子どもを抱っこして親が歩いても危ないかなという、凄惨な状態になっていました。歩道があるから安心だと思ったのですが、それは平らな歩道ではなくて敷石が大きな木の根っこで持ち上げていて大変危険だなと思いました。それとここは学生さんがたくさんいらっしゃるの、車もそうですけれど、自転車とかバイクとかが危ないなという風を感じています。資料の最後のページの図には横断歩道が北側と2か所あるように書いてあるのですが、実際行きましたら横断歩道は消えてなくなっていました。道路管理課のコーンがいくつも置いてはあったので、これから修理はなさるのだろうと思えますけれども、そういう点もちょっと注意してみて

いただければと思います。

飯田会長：ありがとうございます。自転車の問題も含めて交通安全のこと。道路整備の方はどういたしましょうか。これは市道ですかね。働きかけをお願いするとしか言いようがないかと思えますけど。これを認可の条件にするわけにはいかないかと思えますので、こども部の方からもこのような保育施設のあるところの歩道の改修の問題、横断歩道のペインティングの問題等の働きかけをより積極的にしていただくということをお願いしたいと思えます。これはちょっと条件には挙げられないかと思えます。

事務局（幼児保育課）：はい分かりました。担当部局と相談をしたいと思えます。

飯田会長：ぜひお願いいたします。先ほど申しあげましたような自転車の問題、歩道の問題もつけ加えながらお伝えして承認することによろしくございますでしょうか。ありがとうございます。では、承認ということで先へ進めさせていただきたいと思えます。5月1日開園ということで、いろいろ急いでやっていただかなければならないところがあるかと思えます。

他委員：異議なし。

飯田会長：それでは協議事項についてはこれで終了といたします。その他につきまして事務局からパブリックコメントの実施の結果についての報告がありますのでお願いいたします。まず第2期プランのパブコメの結果でございます。ご説明をお願いいたします。

(3) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)のパブリックコメント実施結果について

ア 事務局報告

配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：ただいま第2期のプランについて、パブリックコメントの結果とそれを踏まえての修正について御説明いただきました。原案そのものは前回の会議で承認していただいておりますので、この修正部分について確認していただき、今回の会議はその修正を御承認いただくという場になろうかと思えます。修正部分についてよろしゅうございますでしょうか。根本的なところは出てこなかったかと思えます。なお、今事務局からも出ておりますけれども、パブリックコメントの中にはこの会議でもって挙げたつくば市の子ども・子育てについての課題と重なる部分が多々ございます。この報告書には最後のところで付録としてその課題を列挙させていただいておりますので、こうした課題の解決を目指すということも、これからの政策実施の大きな課題であるというふうに受け止めていただき、プランを実施していただければと思う次第です。そのことをここで発言させていただき、確認したうえで、このプランをこの場で承認し、プランの策定は市長から諮問を受けた案件でございますので、私から答申していこうと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

他委員：異議なし。

飯田会長：ありがとうございます。続けて、公立保育所の施設改善パブコメの実施結果についてでございます。

(3) つくば市立保育所の施設改善に関する基本方針（案）のパブリックコメント実施結果について

ア 事務局報告

配布資料に基づき説明。

イ 発言

飯田会長：つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）のパブリックコメントの実施結果について報告していただきました。何か御質問ございますでしょうか。あるいは御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。耐震の問題から始まって、ハードの問題として改修とか建て替えがなされてくるようでございますけれども、その目指すところはやはり保育の質の改善であり、新しい課題に対応するような保育ができるようにするということかと思えます。ハードを整えば良いということではなく、そこでどういような保育をするのかという方向性も含めて、これからこの方針で進めていただければと思うところです。

浦里委員：ちょっと前に戻るのですが、資料5で3ページ、つくば市障害者計画と、障害者という単語が3つ並んでいますけれども、今、障害の害というのは平仮名で表記されることが多くなっていると思うのですが、いかがでしょうか。

飯田会長：これは現行のままでございますね。

事務局（こども政策課）：障害の害は平仮名を使うことが多くなってきているかと思いますが、この計画を策定した時点では漢字で作っておりますので、そのまま掲載をさせていただいたところです。

飯田会長：変えていくような検討がこれからからなされてくるのではないかと考えておりますけれども。よろしゅうございますか。現行に従っているということでございます。他に何かございますでしょうか。

他委員：（意見なし）

飯田会長：それでは長時間にわたり慎重な御審議をくださりありがとうございました。これで第5回子ども・子育て会議を閉じさせていただきます。

様式第 1 号

以上

令和元年度(2019年度)第5回つくば市子ども・子育て会議

日 時：令和2年(2020年)2月10日(月)
午後1時30分から4時00分まで
場 所：市役所 コミュニティ棟会議室1

<次 第>

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

- (1) 令和2年度(2020年度)の教育・保育施設の利用定員変更について
- (2) 令和3年(2021年)4月の保育所等創設について

4 協議事項

小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

5 そ の 他

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)のパブリックコメント
実施結果について

6 閉 会

報告事項（1）令和2年度(2020年度)の教育・保育施設の利用定員変更について

下記の案件につきまして茨城県に定員変更等の手続きを行うため、御報告いたします。

記

（1）定員変更

令和2年(2020年)4月1日より変更を予定しております。

【認可保育所】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員			変更事由	
				2号	3号			合計
					0歳	1・2歳		
学園保育園	中央部	現行	90	45	15	30	90	分園の児童の受け入れを開始するため。
		変更後	96	51	15	30	96	
		増減	+6	+6	0	0	+6	

※ 当初定員増を予定していたわかばキラメキ保育園については、保育従事者に退職者が出たため、定員増を取りやめます。

【認定こども園】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員				変更事由	
				1号	2号	3号			合計
						0歳	1・2歳		
栄幼稚園	中央部	現行	210	180	30	0	0	210	幼児教育・保育無償化に伴う保育の需要の増加を受け、1号から2号へ定員内訳を変更するため。
		変更後	210	150	60	0	0	210	
		増減	0	-30	+30	0	0	0	
みどり流星 こども園	中央部	現行	135	35	31	12	27	105	開園3年目となり、児童進級に合わせて利用定員を増加するため。
		変更後	135	41	45	12	30	128	
		増減	0	+6	+14	0	+3	+23	
豊里もみじ こども園	北西部	現行	325	165	45	15	30	255	幼児教育・保育無償化に伴い、土曜日を含めた新2号認定子どもの預かり保育の需要が大幅に増加し、保育教諭の不足が生じたため。
		変更後	325	155	45	15	30	245	
		増減	0	-10	0	0	0	-10	

(2) 平成31年度(2019年度)と令和2年度(2020年度)の利用定員の比較(1号・2号・3号設定区分のある施設に限る)

	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
平成31年度(2019年度) 4月利用定員 合計	3,611	4,003	722	2,181	10,517
令和2年度(2020年度) 4月利用定員 合計	3,577	4,311	803	2,410	11,101
比較増減	-34	+308	+81	+229	+584

※ 年度途中での新規認可等も含まれるため、(1)定員変更での数値とは一致しません。

参考 1 : 新規保育施設について

【認可保育所】

今年度整備を行っていた保育所について、現在茨城県へ認可申請を行っており、当初スケジュールの通り令和 2 年 4 月 1 日開園見込みとなっています。

施設名	設置者	設置場所	エリア	開園 予定	認可 定員	利用定員			
						2号	3号		合計
							0歳	1・2歳	
つくばスマイル保育園	(福) 緑生福祉会	みどりの2	西部	4月1日	90	54	6	30	90
南十字保育園	(福) 和幸会	谷田部	西部	4月1日	90	30	12	24	66
みらいのもり保育園	(福) 関耀会	鬼ヶ窪	西部	4月1日	90	45	15	30	90
ぐっどふれんど保育園	(福) 育慈会	島名	西部	4月1日	110	80	6	24	110

【小規模保育事業】

前回までの子ども・子育て会議での意見の聴取後に認可、または現在認可申請中であり令和 2 年 4 月 1 日までに開園見込みとなっています。

施設名	設置者	類型	設置場所	エリア	開園日 (予定日)	認可 定員	利用定員			
							0歳	3号		合計
								1・2歳		
はこぶね保育園	石川祐也・石川朋子	A型	倉掛	中央部	12月1日	12	0	12	12	
すてっぷ保育園万博記念公園	(株) アマヤ	A型	島名(諏訪)	西部	2月1日	19	3	16	19	
すてっぷ保育園諏訪	(株) アマヤ	A型	島名(諏訪)	西部	4月1日	19	3	16	19	
ソシエルみどりの	(福) 向陽会	A型	みどりの2	西部	4月1日	19	5	14	19	

参考2：利用定員について

(1) 利用定員の概念

子ども・子育て支援新制度では、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定め、市が給付対象施設・事業として確認し、給付費（委託費）を支給します。

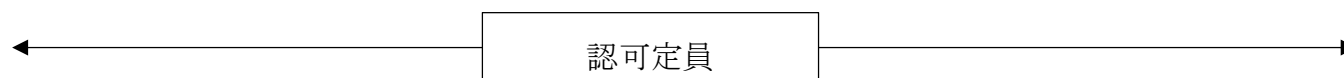
利用定員は保育士配置基準、面積等基準に留意し、1号、2号、3号（0歳と1・2歳）の認定区分ごとに設定します。

各施設・事業への受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用されます。なお、実際の受け入れ人数について、認定区分ごとに設定した利用定員を下回ったり、超過したりする柔軟な取り扱いが認められています。

（例：利用定員 2号 30人、3号 30人 計60人 → 実際の受け入れ人数 2号 25人 3号 35人 計60人）

利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、実利用人数が認可定員を下回っている場合、計画上の確保方策などを踏まえた上で、認可定員を下回る利用定員とすることができます。（例：新たに施設が開園する際、4・5歳児の定員までの利用が見込めない場合等）

なお、特定教育・保育需要の増加があり、待機児童の発生している状況を踏まえ、施設や職員配置を満たす施設については、年度当初より利用定員の120%まで受け入れを現在行っています。



利用定員区分	1号の利用定員	2号の利用定員	3号の利用定員	
対象児童	3～5歳児 (教育認定)	3～5歳児 (保育認定)	0歳児 (保育認定)	1・2歳児 (保育認定)

報告事項（2）令和3年(2021年)4月の保育所等創設について

下記の案件につきまして、民間保育所等選定会議の結果、以下の事業者が選定されましたので御報告いたします。

記

【認可保育所】

	名称(仮称)	設置者	設置予定地	定員※2
①	木の間インターナショナル保育園	(福) プルメリア地域 福祉会※1 本部：つくば市	倉掛 [中央エリア]	156人 (66人)
②	しおどめ保育園つくば	(学) 柴学園 本部：埼玉県八潮市	下平塚 [中央エリア]	90人 (30人)
③	流星台エンジェル保育園	(一社) みらいのこ 本部：つくばみらい市	流星台 [中央エリア]	90人 (27人)
④	ニチイキッズ東光台保育園	(株) ニチイ学館 本部：東京都千代田区	東光台 [北西エリア]	90人 (36人)
⑤	つくばさくら保育園	(福) さくら 本部：阿見町	谷田部 [西部エリア]	90人 (39人)

【幼保連携型認定こども園】

①	かやまる幼保園	(福) 古谷野学園 本部：桜川市	上萱丸 [西部エリア]	102人 (27人)
---	---------	---------------------	----------------	---------------

※1 法人設立準備中

※2 カッコ内は2号定員数(0～2歳)

保育所等整備事業 各事業者の予定地

(★は認定こども園)



協議事項 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして、事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

記

名 称	(仮称) ルンルン保育園春日
設 置 者	合同会社サン 代表社員 張元 礼子
設置予定地	つくば市春日 4-26-3
定 員	19名(0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名)
設置予定日	令和2年(2020年)5月1日



家庭的保育事業等の事業者について

■概要

事業者名：合同会社サン 代表社員 張元 礼子

施設種別：小規模保育事業A型

所在地：つくば市春日4-26-3

建物：新築 平屋建 賃貸物件

開設予定：令和2年（2020年）5月1日

定員：各19名（0歳児 3名、1歳児 8名、2歳児 8名）

園庭：基準を下回る園庭はあり。（19㎡程度。基準では26.4㎡必要）

代替園庭：しらかし公園（距離約30m、約3分）、歩車道分離

横断歩道（信号無）2カ所、滞留スペースに車止めが一部有

連携施設：ラフェリーチェ保育園うさぎ組（企業主導型保育）：つくば市研究学園
5丁目 車にて約10分程度

■事業者について

今回の計画に合わせて新たに立ち上げた合同会社である。

本店：つくば市春日4-26-3

実施事業：小規模保育事業の運営

運営実績：張元氏個人として、認可外保育施設「ルンルン保育園春日（所在地：春日4-2-20 朝日レジデンス101）」を2018年10月より運営、主に0～2歳児の保育を行っている。現在の施設では手狭であり、駐車場の確保もできないことから、場所を移転し、認可施設へ移行する計画である。

■場所について

つくば市子ども・子育て支援プランにおける中央エリアに該当。筑波大学に近接。関鉄バス「大学会館」バス停（大学構内）より徒歩5分の立地。三角地の一角であり、北側及び西側は道路（歩車分離）、南側が賃貸住宅となっている。

歩道については並木道となっており、東側にはしらかし公園及び筑波大学の緑地があり、道路の見通しはよい。

駐車場については敷地内に3台分確保している。別途従業員用についても近隣に確保している。

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：第2期つくば市子ども・子育て支援プラン
(案)】

令和2年2月
つくば市こども部こども政策課

■ 意見集計結果

令和元年11月11日から12月10日までの間、第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(案)について、意見募集を行った結果、11人から36件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	1人
郵便	人
電子メール	人
ファクシミリ	2人
電子申請	8人
合計	11人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 本プラン全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「つくば市は子育てしやすいという人」が減少している結果を受けて、第2期ではどのような改善をしたのか。	1件	本計画では、子育て家庭を取り巻く環境の変化や子ども・子育て会議における指摘事項をもとに課題を改めて整理した上で、子育て世代のライフステージを視野に入れながら3つの基本目標を掲げ、子育て世代包括支援事業、新・放課後子ども総合プラン運営事業等の施策を展開していきます。
2	小学校高学年から中高生についての政策に割かれた部分が少ない。	1件	小学校高学年から中高生については、主に生涯学習推進基本計画の中で青少年の健全育成活動を推進しています。

3	本計画をだれにどのように周知し、具体的な計画の策定に当たり意見をどう集約するのか。現場の声をどう聞き、取捨選択するのか。	1件	本計画については、市ホームページへの掲載、関係施設への設置等により広く周知します。また、個別施策の具体的な計画を策定する際には、関係者の御意見を伺いながら検討していきます。
4	子ども・子育て支援事業は、常に対象が代わり、時代によって変化する課題を行政として、プラン、実施、検証すると同時に研究することが必要だと思います	1件	P4「4 計画の達成状況の点検及び評価」に示すPDCAサイクルに基づいた計画の推進とつくば市子ども・子育て会議での議論を通して、点検、評価及び研究を実施していきます。
5	プランの中に認可外保育施設への対応を含めるべきだと思います。	1件	認可外保育施設への対応については、国の動向を注視しながら、引き続き検討していきます。

○ 第1章 計画の概要 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	教育大綱を教育振興基本計画の上位計画として明記するべきと考えます。	1件	つくば市教育大綱及びつくば市教育振興基本計画については、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて定めるものとなっていますので、頂いた御意見を踏まえ修正します。（修正の内容参照）

○ 第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	人口の推移について、市全体が高齢化しているような書き方は修正していただきたい。	1件	頂いた御意見を踏まえ修正します。（修正の内容参照）
2	出生率が国よりも+2.0 という数値がどういう意味を持つのかを前面に出してほしい。	1件	頂いた御意見を踏まえ修正します。（修正の内容参照）

3	P17②に「認定こども園の教育部分の利用者数は増加しています」とあるが、H30年度はH27年度の1.87倍であり、P6(1)でH31年はH12年の1.8倍で急速な増加というような言葉を使うならば、こちらもそれなりの記載をすべきではないか。	1件	頂いた御意見を踏まえ、P6(1)の説明文を修正します。 (修正の内容参照)
4	一時預かり事業の一般型について、一日当たりの平均利用者数が微減しているのは、利用者枠が固定メンバーで埋まってしまい、新規又は一時的な利用者が受け入れられていないことが懸念されるのではないか。	1件	一日当たりの平均利用者数が微減傾向にあるのは、様々な要因が考えられますが、引き続き利用定員の拡充及び施設数の増加等を検討しながら事業を推進していきます。
5	事業評価について、事業を評価した課の専門と評価者の年齢層、また、D判定、事業の中止又は廃止とした理由を聞きたい。	1件	つくば市子ども・子育て会議において事業の実施状況に関する点検・評価を実施していますので、説明文を修正します。 (修正の内容参照) なお、事業実績や成果、課題を記載した「つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート」を市ホームページで公開しています。

○ 第3章 計画の理念・基本目標 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	すべての子どもが、それぞれに、未来を拓く力を身につけ、一人の人間として生涯を送るとともに、未来の社会の担い手となることを望んでいます。	1件	御意見のとおり、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

○ 第4章 施策の展開 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P41にある放課後児童クラブ待機児童は119人だが、保育所および放課後児童クラブの待機児童ゼロは予算さえ確保すれば簡単に達成できる目標である。	1件	財源の確保を含め、待機児童の解消に努めていきます。
2	子ども・子育て会議において指摘されたつくば市特有の課題である「市内での出産を可能とする分娩施設の確保」や「市立幼稚園のありかた」「まちづくりを視野に入れたプランの策定」などをプランに入れなかったのか説明をいただきたい。	1件	まちづくりを視野に入れた基本理念を掲げ、各基本目標の取組に記載しています。
3	「子どもの主体的な活動の支援の充実」について、「の」が3つも重なりわかりにくい。「子どもが主体的に活動するための支援の充実」くらいにならないでしょうか。	1件	頂いた御意見を踏まえ修正します。（修正の内容参照）
4	P44②について、多様なケースが入れ込まれている。もう少し丁寧な書き込みが必要ではないでしょうか。外国につながる児童生徒も同様です。プロフェッショナルの粘り強い支援が必要と思われまます。	1件	頂いた御意見を踏まえ修正します。（修正の内容参照）
5	プレイパークについて、どこの部署とどのように連携をとって計画していくのか、の書き込みが必要かと考えます。	1件	様々な施策の連携が考えられることから具体的な部署名等を記載していませんが、今後連携部署・方法を検討しながら事業を進めていきます。

6	<p>基本目標Ⅰ「たしかな生命と元気を育む」について、乳幼児期をすこやかに育つためには、妊娠期から、切れ目のない支援が重要です。老人福祉と同じように、ケアマネにおいて、支援につなげ、手厚く、継続した支援が受けられるようになると思います。</p>	1件	<p>妊娠期からの切れ目のない支援として、母子健康包括支援センターにおいて継続的・包括的に進めていきます。</p>
7	<p>基本目標Ⅱ「楽しく着実に育ち学ぶ力を育む」について、現場で、国の最低基準以下の実態があり、持ち帰り実務や残業をどう改善するかの方策をとらなければ、良好な労働環境の確保はできないと思います。</p>	1件	<p>国の示す最低基準を下回るようなことがないように茨城県と協力して指導を強化するとともに、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるように取り組んでいきます。</p>
8	<p>基本目標Ⅲ「主体的にして広く豊かな経験を育む」について、地域における、子どもの自由な活動を考えた時、主体的に自由に遊べるプレイパークをつくと同時に、地域の危険箇所チェックも重要かと思えます。</p>	1件	<p>頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>プレイパークの整備について、市内の公園で定期的開催し、「あそぼう広場の会（ゴンタの丘）」やプレイパークひろめ隊の活動のサポートの拡充（プレイリーダーの人件費と場所の確保）、筑波大学の学生（ボランティア）を募集してほしい。</p>	1件	<p>頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。</p>

10	第4章の施策は、市民が求めている課題に対し、十分であるといえない。保育施設を拡充し子どもに育ちの場を提供することは必要であるが、同時に子どもを見守る大人が育つ場を設けることも必要であると思う。	1件	各基本目標のもと、市民ボランティア等の地域人材の掘り起こしや人材育成等に努めていきます。
----	--	----	--

○ 第5章 重点事業 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	放課後児童クラブについて、民間学童の誘致に励むというコメントのみで、研究学園、万博記念公園駅周辺の具体的な方策について言及願いたい。	1件	つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区については、学校敷地内での児童クラブ施設の増築又は新築を進めるとともに、民間児童クラブの誘致を図っていきます。
2	放課後子ども教室はイベントとなっているが、今の子どもに最も必要なものは、自由な時間であり、子どもが主体的に過ごすことのできる時間だと思う。子どもたちが放課後、そのまま校庭に残り、または近隣の公園で自由に過ごせることこそが必要ではないか。	1件	「すべての地域児童に開かれた遊びの場」である児童館や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいく事業の拡充を行っていきます。
3	子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、認可外保育施設の働いていない親の子には何の補助もないのは明らかに不公平と言わざるをえないのではないのでしょうか。	1件	国の動向を注視しながら、引き続き検討していきます。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	P17に「待機児童が発生しています」とあるが、P23「乳児家庭全戸訪問事業」とP16「認可保育所等の申込者数」把握をつなぐ考えはないのか。	1件	頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。
2	ファミリーサポートセンター事業について、登録料を支払ってからでないマッチする協力会員がいるかどうか分からない現状を改善する計画はないのか。	1件	頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。
3	つくば市のウェブサイトには、産後ケアについて、対象施設や料金、申込みに必要な書類などの掲載がない。もっと情報をオープンにする改善の計画はあるか。	1件	頂いた御意見を踏まえ、市ホームページの掲載内容を修正しました。
4	つくば市保育士等処遇改善助成金は、民間保育所に勤務する無期雇用職員のみが対象で月3万円、時給にして250円ほどで待遇改善とはいえないと思う。	1件	頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。
5	“待機児童”という言葉こそが子育て世代の親たちの不安をあおり、子育てを楽しむ余裕を奪っていると感じる。その場しのぎの政策ではなく、これから生れてくる子どもたちのために考えを改めるときが来ていると思う。	1件	待機児童をはじめとする、子ども・子育て支援にかかわる課題の解決に向けて、積極的に取り組んでいきます。

6	出産にお金がかかるのでは、少子化対策の話にもならない。市としても調査し、対策を考えてほしい。	1件	頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。
7	幼児教育無償化のため、保護者が他の幼稚園や保育園と対等に比較できず、存続の危機にあるところもある。市内には全国でも珍しく自然保育を実施している施設が複数あり、市としても応援する制度を作ってほしい。	1件	自然保育を実施する施設を支援する自然保育認証制度については、先進事例を調査しながら、つくば市においても導入可能か研究していきます。
8	筑波研究学園都市らしく子供の時から科学やITを取り入れた保育を希望します。科学嫌いにならず、わくわく興味、好奇心を持たせるのが良い。児童向けの出張科学教室などもあったとよい。	1件	頂いた御意見については、個別施策の参考とさせていただきます。
9	学校以外で子どもが安心して過ごせる場所を各校区に、公に設ける必要があると考えます。不登校の子ども、地域・社会から取りこぼさない、社会参加できる人に育てようという視点を入れてほしいと思います。	1件	教育振興基本計画、生涯学習推進計画等との調和を保ち、教育局と一層連携していきます。
10	保育所・幼稚園・認定こども園だけでなく、認可外保育施設など、小規模な民間施設に対する整備やサポートをしてほしい。	1件	認可外保育施設への対応については、国の動向を注視しながら、引き続き検討していきます。
11	つくば市のすべての子どもたちに幼保無償化の恩恵が平等に受けられるよう支援していただきたい。	1件	国の動向を注視しながら、引き続き検討していきます。

■ 修正の内容

○ P3 計画の位置づけ について

修正前	修正後
<p>その他関連計画</p> <p>つくば市教育振興基本計画（つくば市教育プラン） つくば市生涯学習推進計画 つくば市男女共同参画推進基本計画 つくば市子ども未来プラン</p>	<p>その他関連計画等</p> <p>つくば市教育大綱 つくば市教育振興基本計画（つくば市教育プラン） つくば市生涯学習推進計画 つくば市男女共同参画推進基本計画 つくば市子ども未来プラン</p>

○ P6（1）人口の推移 について

修正前	修正後
高齢化が急激に進んでいることがうかがえます。	高齢者層の増加が進んでいます。

○ P8（5）出生数・出生率 について

修正前	修正後
出生率は県、国より高い水準で推移していますが、近年減少傾向にあります。	出生率は、近年減少傾向にありますが、 <u>県、国より高い水準で推移しています。</u>

○ P24 ② 事業評価 について

修正前	修正後
平成 30 年度の 91 事業についての担当課による評価は、	平成 30 年度の 91 事業についての評価は、

○ P43 基本方針2 について

修正前	修正後
子どもの主体的な活動の支援の充実	子どもが <u>主体的に活動するための</u> 支援の充実 (P34、41 も同じく修正)

○ P44 ② 特別な配慮を必要とする児童の支援事業 について

修正前	修正後
主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。	主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や <u>専門性を有する関係機関</u> と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。



第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン (案)

～はじめに～

こどもの幸せは、保護者共通の願いであり、また、こどもは、未来に生き、未来の社会を形成します。子育てにかかわるすべての人々が「子育て＝未来を拓く力を育む」という意識を持つことで、こどもの生きる力を養成するとともに、希望に満ちた未来を創造することにもつながります。

つくば市は、これまで第1期つくば市子ども・子育て支援プランに基づき、市民・事業者・行政が一体となってこどもの育ちと子育てを支援する地域づくりを目指し、教育・保育施設の整備による待機児童の解消を始め、こども・子育て支援を総合的に推進してきました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、保育等に対する市民ニーズはますます多様化し、あるべき姿の実現のためには、行政はそれらのニーズに適切に responding しなければなりません。一方で、市民・事業者・行政には、こども・子育て支援について各々の役割を果たすとともに、より一層連携を強化していくことが求められています。

このような状況の中、こども一人ひとりが幸せな人生を送りながら、持続可能な社会の構築に貢献できる大人へ成長することを後押しするために「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定しました。このプランに基づき様々な施策を展開することにより、すべてのこどもが健やかに育ち、保護者はこどもを育てる喜びや生きがいを感じられる「安心の子育てができるまちつくば」の実現を目指します。

最後に、本計画の策定に当たりまして、慎重に御審議くださいましたつくば市子ども・子育て会議委員を始め、アンケート調査やパブリックコメント等により貴重な御意見、御提案を頂きました市民の皆様から御礼申し上げます。

令和2年3月

つくば市長 五十嵐立青



目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の達成状況の点検及び評価	4

第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の現状	6
2 ニーズ調査結果・子育ての現状	9
3 子ども・子育て支援事業の利用状況	16
4 「つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価	24

第3章 計画の理念・基本目標

1 基本理念	30
2 計画の基本目標	31

第4章 施策の展開

基本目標と事業の体系	34
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む	35
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む	38
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む	41

第5章 重点事業

1 教育・保育提供区域の設定	46
2 人口の見込み	48
3 教育・保育の見込量と確保方策	50
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	55
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	63

参考資料	65
------	----

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の件数の増加及び深刻化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる、そして次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる環境の整備など、子どもを育てる家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の利用希望の増加などにより、保育を必要とするすべての子どもが利用できていない状況にあり、待機児童の解消は喫緊の課題となっています。

さらに、就学児童についても、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることが、新たな課題として顕在化してきました。

つくば市（以下、「当市」という）においては、つくばエクスプレス沿線地区、特に研究学園地区やみどりの地区において、子育て世代を中心に人口の流入が続いていることに伴い、特に、認可保育所では県内で最多となる待機児童が発生していて、必要な保育が提供できていない状況であり、また、就学児童については、放課後等に安全に安心して過ごす場所の整備等が強く望まれている状況です。

こうした中、当市では、平成27年3月に策定した「つくば市子ども・子育て支援プラン」の下、子ども・子育て支援対策を総合的に推進してきました。

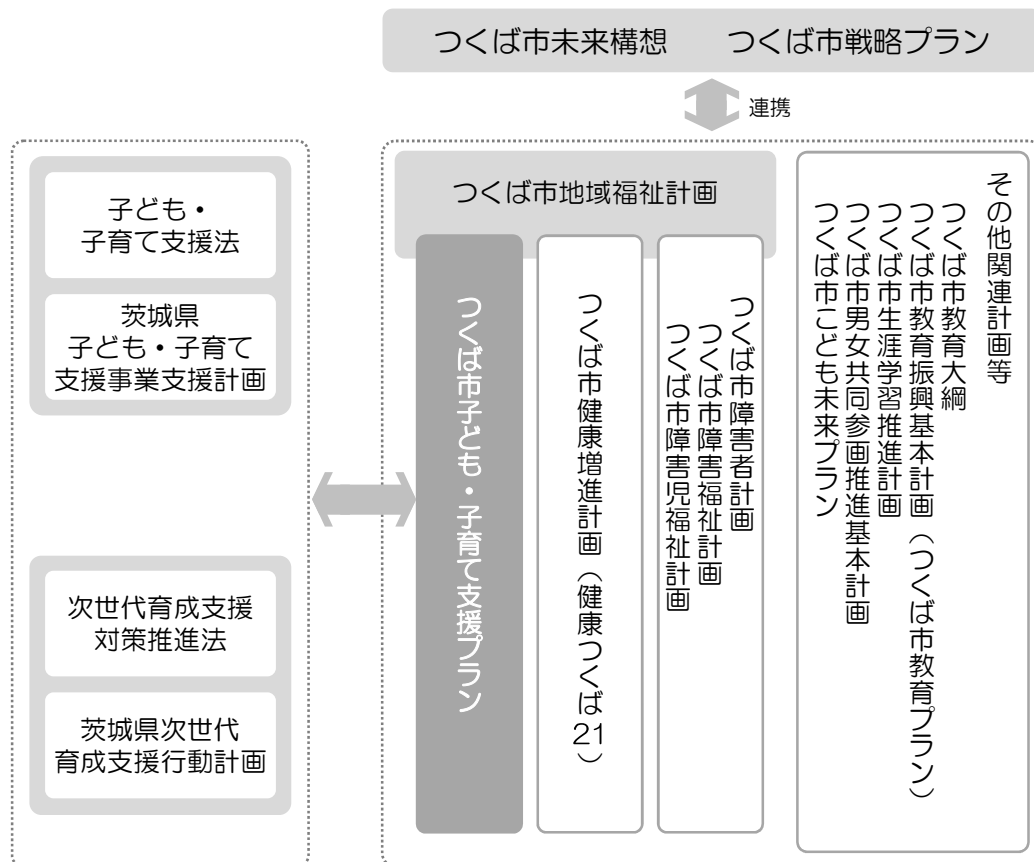
これまでの課題で解決に至らなかったものについては引き続き、さらに、新たな課題にも対応するため「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定したものです。

市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画は、根拠法は異なるものの、子どもの育ちと子育てを支援する地域づくりという計画の目指す理念は共通しており、今後の子ども・子育て支援施策の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

本計画は、まちづくりの基本理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、教育振興基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等）と調和を保って策定しています。



3 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

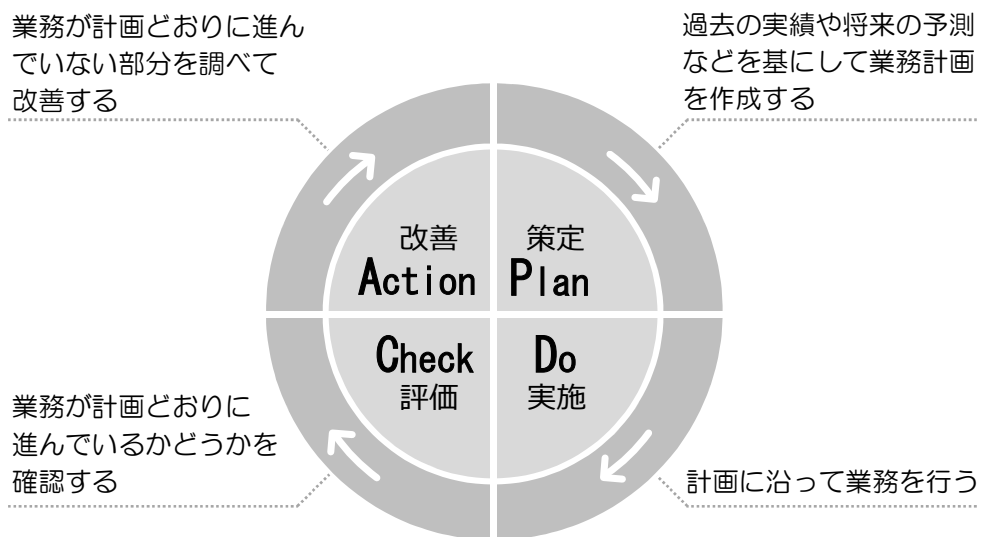
また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度) 以降
第1期つくば市 子ども・子育て支援プラン					第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン (本計画)					次期 計画
						適宜見直し				

4 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。





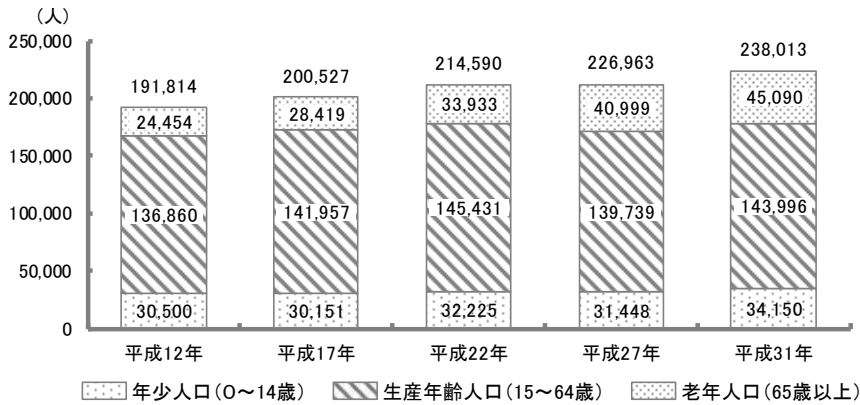
第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の現状

(1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、平成31年4月現在で238,013人となっています。年少人口、生産年齢人口については微増傾向で推移していますが、老年人口は平成12年に比べ、平成31年で約1.8倍となっており、高齢者層の増加が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移



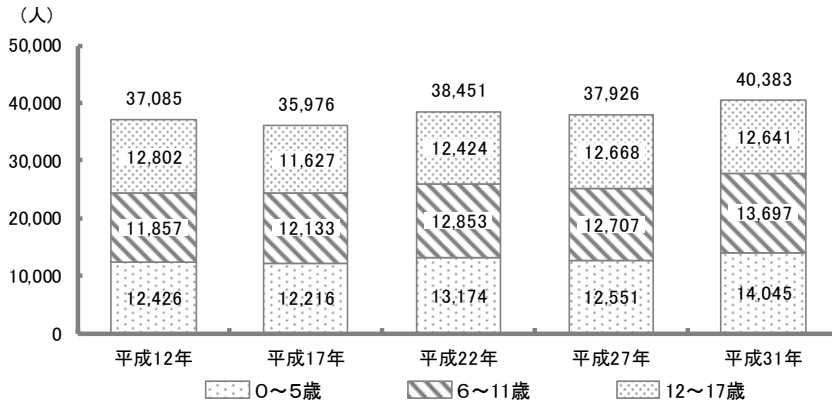
資料：国勢調査、平成31年は常住人口（4月1日現在）

※ 年齢不詳があるため、内訳の計は総数に一致しません。

(2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、平成31年4月現在で40,383人となっています。平成27年以降0~5歳、6~11歳は増加傾向にあります。

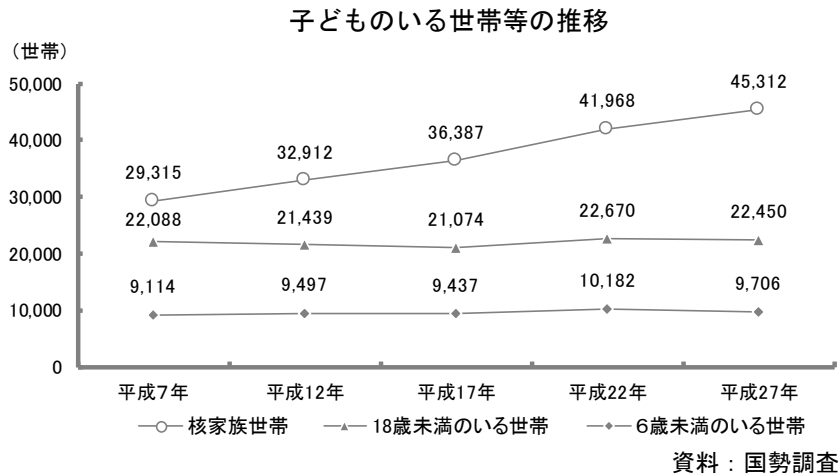
児童人口の推移



資料：国勢調査、平成31年は常住人口（4月1日現在）

(3) 子育て世帯等の現状

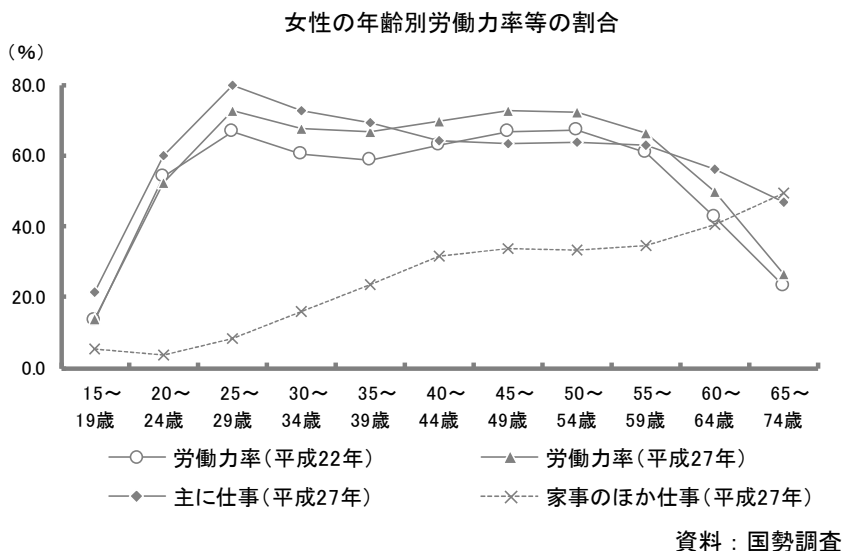
当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、平成 27 年で 45,312 世帯と、平成7年に比べ 1.5 倍となっています。一方、18 歳未満のいる世帯、6 歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ平成 27 年で 22,450 世帯、9,706 世帯となっています。



(4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25 歳から 39 歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M 字カーブ」を描いていますが、平成 22 年と比較すると、平成 27 年で M 字カーブは緩やかになっています。

「主に仕事」の割合は、25～29 歳の 79.8%が最も高く、次いで 30～34 歳の 72.7%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は 25～29 歳で 72.7%、50～54 歳で 72.1%となっています。



※主に仕事 : 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
 家事のほか仕事 : 主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をした場合

(5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、平成29年でそれぞれ2,186人、9.9となっており、出生率は、近年減少傾向にありますが、県、国より高い水準で推移しています。また、当市の合計特殊出生率は、平成25年以降ほぼ横ばいになっています。

出生数・出生率の推移

単位：人等

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（市）		2,175	2,232	2,232	2,205	2,186
出生率 （人口千人対）	市	10.4	10.4	10.4	10.1	9.9
	茨城県	8.0	7.6	7.5	7.3	7.2
	国	8.3	8.0	8.0	7.8	7.6
合計特殊出生率	市	1.37	1.43	1.41	1.46	1.48
	茨城県	1.41	1.43	1.48	1.47	1.48
	国	1.40	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：茨城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、ほぼ横ばいになっており、婚姻・離婚件数は平成29年でそれぞれ1,414件、360件となっています。

県、国に比べ、婚姻率は高く、離婚率は平成28年以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
つくば市	婚姻	1,291	1,300	1,300	1,327	1,414	
	離婚	374	402	402	328	360	
	婚姻率（人口千対）	6.1	6.1	6.1	6.1	6.4	
	離婚率（人口千対）	1.8	1.88	1.88	1.51	1.63	
茨城県	婚姻率（人口千対）	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	
	離婚率（人口千対）	1.74	1.72	1.80	1.68	1.65	
	平均初婚 年齢	夫	30.7	30.8	30.8	31.1	31.0
		妻	28.9	29.0	29.1	29.1	29.1
全国	婚姻率（人口千対）	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	
	離婚率（人口千対）	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	
	平均初婚 年齢	夫	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
		妻	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

資料：茨城県人口動態統計

2 ニーズ調査結果・子育ての現状

(1) アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の策定に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、子ども・子育て支援施策に関する利用ニーズの把握のための調査を実施しました。

② 調査対象

つくば市在住の「就学前の子ども」（平成30年4月1日現在の0歳児～5歳児）及び「就学児童」（平成30年4月1日現在の小学1年生～6年生）から各2,000人の保護者を無作為抽出

③ 調査期間

平成30年11月22日から平成30年12月14日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,000通	1,128通	56.4%
小学生児童の保護者	2,000通	1,144通	57.2%

(2) アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、主に「第5章 重点事業」に示す子ども・子育て支援事業に関するニーズ量を把握することを目的としているため、ここでは子ども・子育てに関わる背景・環境の概要を取りまとめています。

○現在家庭類型・潜在家庭類型

家庭類型をみると、タイプA「ひとり親家庭」は3.2%です。タイプB「両親共働き家庭」は38.3%、タイプC「父母いずれかがフルタイム就労でいずれかが長時間パートタイム」が18.0%、タイプC'「父母いずれかがフルタイム就労でいずれかが短時間パートタイム」が6.7%で、両親共働き家庭は潜在家庭類型では多くなっています。タイプD「専業主婦(夫)家庭」は33.1%ですが、潜在家庭類型では25.5%と少なくなっています。

*現在家庭類型：ニーズ調査結果から現在の父母の有無、就労状況、教育・保育事業等の利用意向に応じて、家庭類型をタイプAからタイプFまで8種類に区分した分布です。

*潜在家庭類型：算出した現在家庭類型に、主に母親の就労状況の変化及び教育・保育事業の利用意向を反映させた分布です。

■0歳～就学前

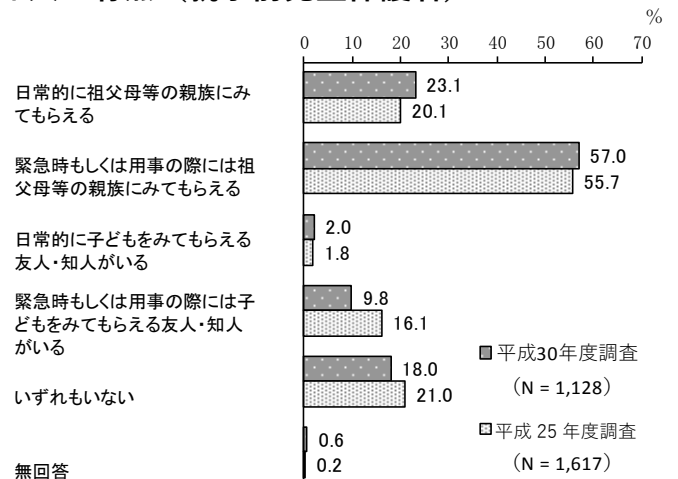
	現在家庭類型		潜在家庭類型	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	32	3.2%	32	3.2%
タイプB フルタイム×フルタイム	384	38.3%	423	42.2%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	181	18.0%	195	19.4%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	67	6.7%	90	9.0%
タイプD 専業主婦(夫)	332	33.1%	256	25.5%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	3	0.3%	3	0.3%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1	0.1%	1	0.1%
タイプF 無業×無業	3	0.3%	3	0.3%
全体	1003	100.0%	1003	100.0%

■就学児

	現在家庭類型		潜在家庭類型	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	74	6.9%	74	6.9%
タイプB フルタイム×フルタイム	370	34.5%	414	38.6%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	365	34.0%	365	34.0%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	68	6.3%	70	6.5%
タイプD 専業主婦(夫)	191	17.8%	145	13.5%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	3	0.3%	3	0.3%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	1	0.1%	1	0.1%
全体	1072	100.0%	1072	100.0%

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.1%、「いずれもない」の割合が18.0%となっています。

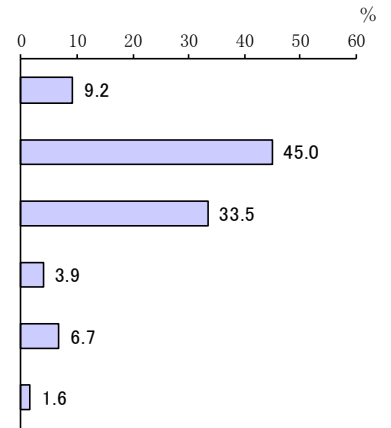


○子育てに関する不安や負担感（就学前児童保護者）

「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が 33.5%、「非常に不安や負担を感じる」の割合が 9.2%となっています。

回答者数 = 1,128

非常に不安や負担を感じる
 なんとなく不安や負担を感じる
 あまり不安や負担などは感じない
 まったく不安や負担などは感じない
 なんともいえない
 無回答



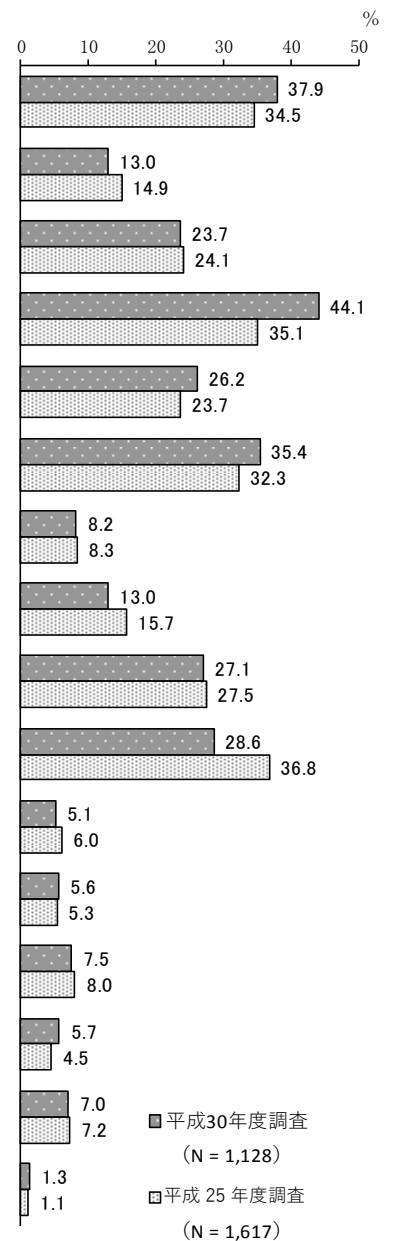
○子育てに関して、日常悩んでいることや気になること（就学前児童保護者）

「子育てで出費がかさむこと」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「子どもの健康や発育・発達に関すること」の割合が 37.9%、「仕事と子育ての両立が難しいこと」の割合が 35.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「子育てで出費がかさむこと」の割合が増加しています。

（複数回答）

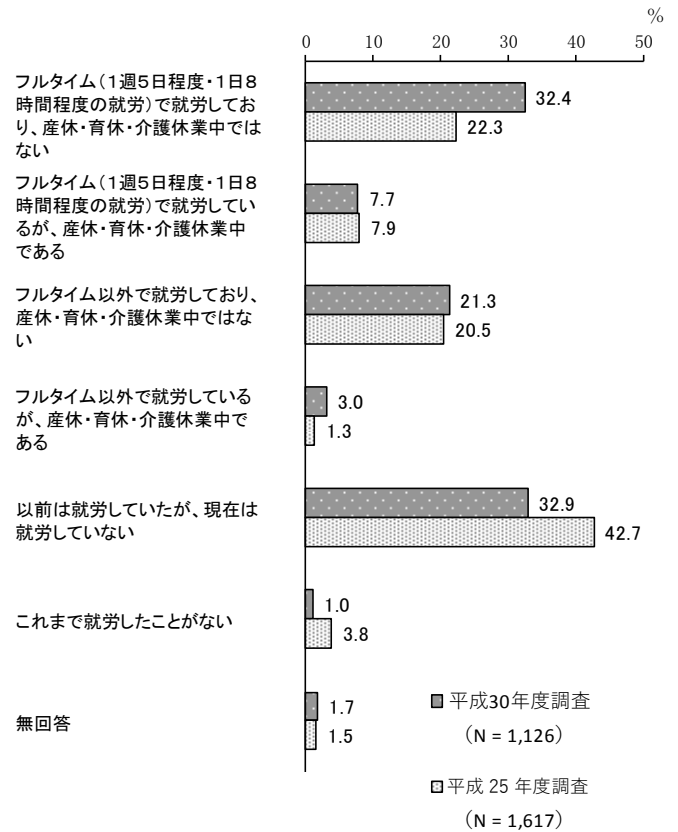
子どもの健康や発育・発達に関すること
 育児の方法や子どもとの接し方が分からないこと
 子育てによる精神的・身体的な疲れが激しいこと
 子育てで出費がかさむこと
 自分自身や夫婦で楽しむ時間が持てないこと
 仕事と子育ての両立が難しいこと
 子育てに関して配偶者や家族の協力・理解が不十分なこと
 配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
 緊急の場合に子どもを預かってくれる場所がないこと
 子どもをしかりすぎているような気がする
 ストレスなどで子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと
 身近に気軽に相談できる人や場所がないこと
 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないこと
 その他
 特にな
 無回答



○母親の就労状況（就学前児童保護者）

母親の就労状況では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 32.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 32.4%、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 21.3%、「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 3.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 42.7%、「これまで就労したことがない」の割合が 1.0%、「無回答」の割合が 1.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

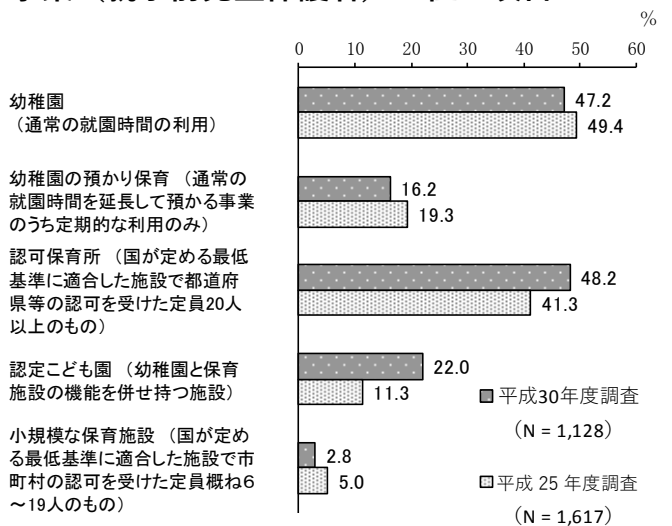


○今後、定期的にご利用したいと考える事業（就学前児童保護者）上位5項目

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 48.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 47.2%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 22.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。

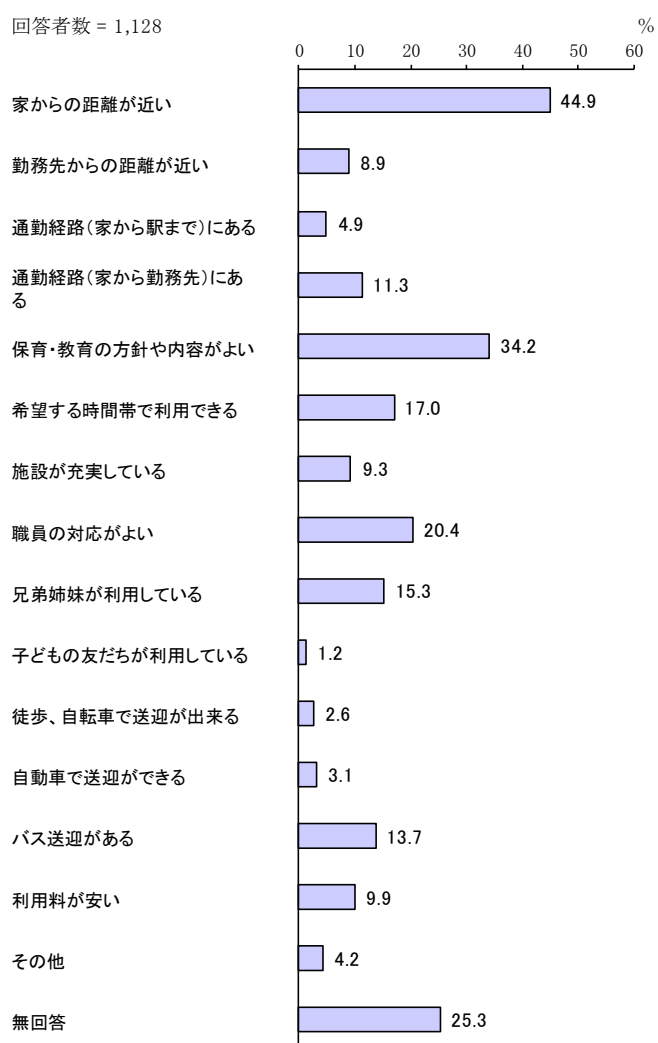
（複数回答）



○教育・保育事業を選ぶ基準（就学前児童保護者）

「家からの距離が近い」の割合が 44.9%と最も高く、次いで「保育・教育の方針や内容がよい」の割合が 34.2%、「職員の対応がよい」の割合が 20.4%となっています。
（複数回答）

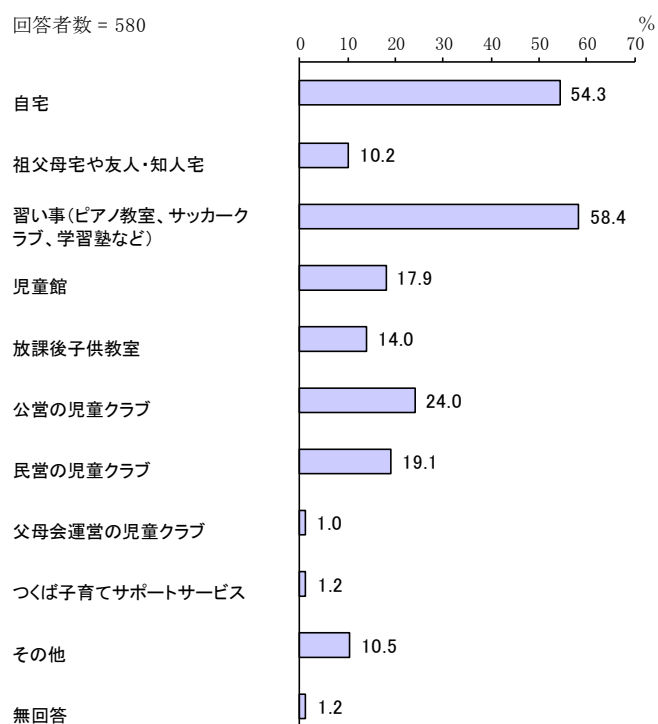
回答者数 = 1,128



○低学年（1～3年生）時に、放課後過ごさせたい場所（小学生児童保護者）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 58.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 54.3%、「公営の児童クラブ」の割合が 24.0%となっています。
（複数回答）

回答者数 = 580

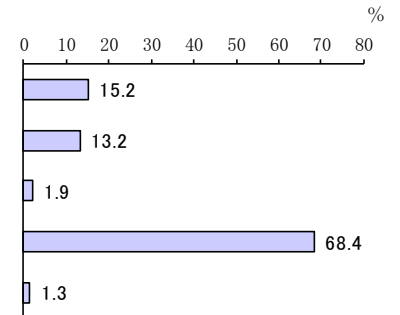


○児童クラブの利用状況（小学生児童保護者）

「公営の児童クラブを利用している」の割合が15.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が13.2%となっています。

回答者数 = 1,144

公営の児童クラブを利用している
 民営の児童クラブを利用している
 父母会運営の児童クラブを利用している
 利用していない
 無回答

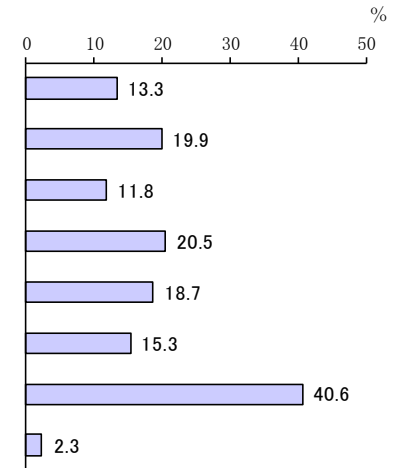


○現在通っている児童クラブに対する要望（小学生児童保護者）

「現在のままでよい」の割合が40.6%と最も高く、次いで「施設設備を改善してほしい」の割合が20.5%、「土曜日も開いてほしい」の割合が19.9%、「指導内容を工夫してほしい」の割合が18.7%となっています。（複数回答）

回答者数 = 347

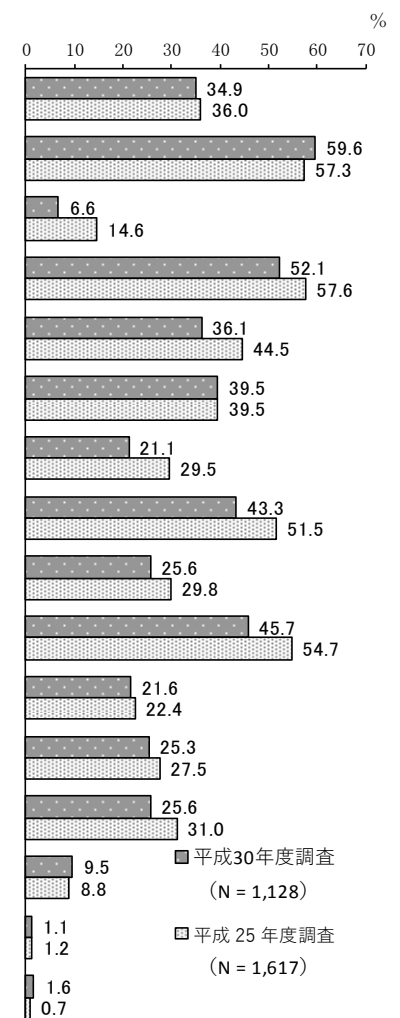
利用時間を延長してほしい
 土曜日も開いてほしい
 日曜日・祝日も開いてほしい
 施設設備を改善してほしい
 指導内容を工夫してほしい
 その他
 現在のままでよい
 無回答



○力を入れてほしい事業や対策（就学前児童保護者）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が59.6%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が52.1%、「子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実」の割合が45.7%となっています。（複数回答）

児童館など、親子が安心して集まれる場所
 子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり
 子育て支援のサークルなどの充実
 保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実
 一時保育などの一時的な預かりサービスの充実
 妊娠・出産に対する支援
 母親・乳幼児の健康に対する支援
 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
 育児休暇の取得促進など企業に対する職場環境改善の働きかけ
 子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実
 子育てに困ったときに相談できる体制の充実
 幼児教育の内容・環境等全般的な充実
 子育て情報を入手しやすい体制づくり
 その他
 特になし
 無回答

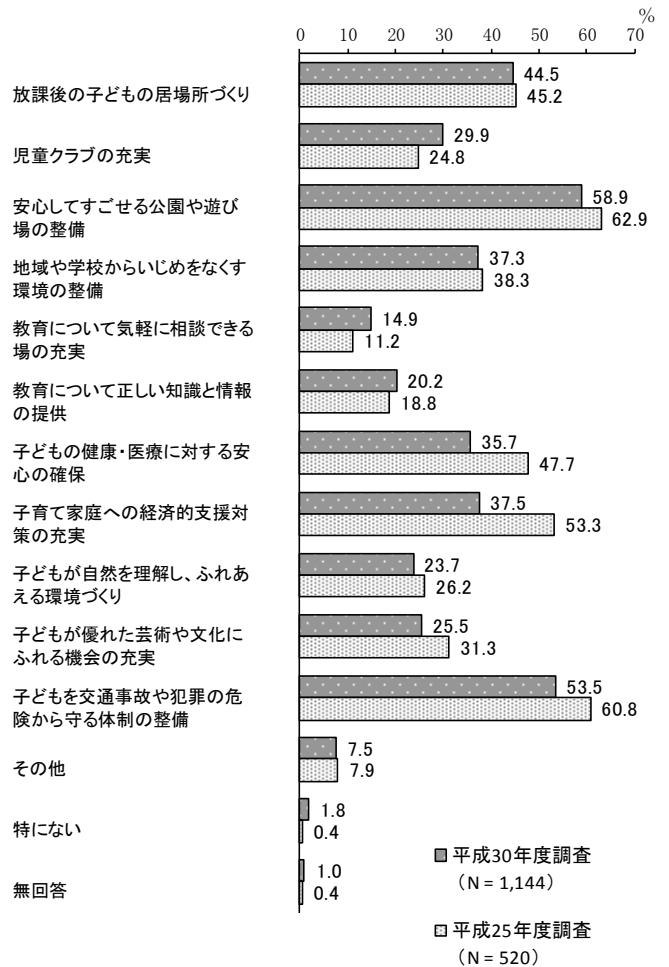


○力を入れてほしい事業や対策（小学生保護者）

「安心してすごせる公園や遊び場の整備」の割合が58.9%と最も高く、次いで「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」の割合が53.5%、「放課後の子どもの居場所づくり」の割合が44.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「児童クラブの充実」の割合が増加しています。

（複数回答）

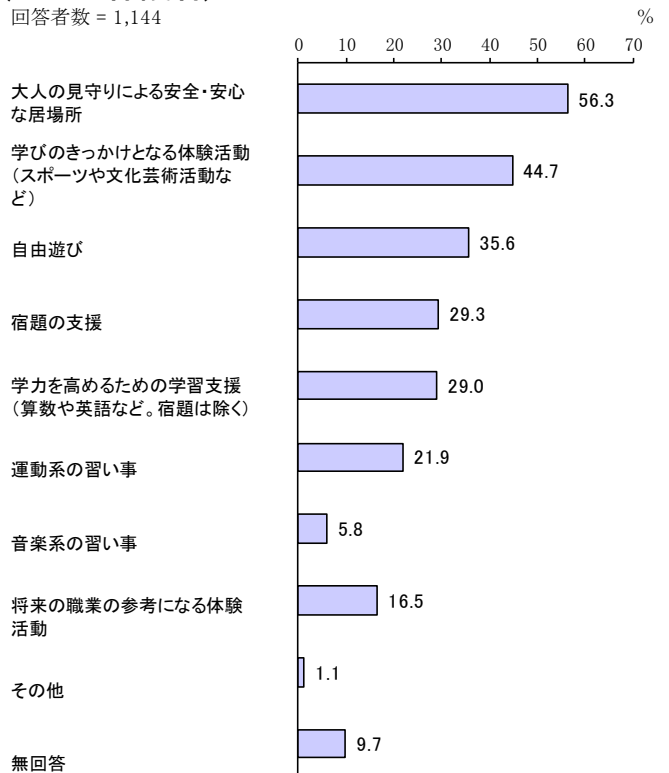


○子どもの放課後に必要と思うもの（小学生保護者）

回答者数 = 1,144

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が56.3%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動（スポーツや文化芸術活動など）」の割合が44.7%、「自由遊び」の割合が35.6%となっています。

（複数回答）



3 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

① 認可保育所等

就学前児童数の増加に伴い、認可保育所等の申込者数が増加していることに加えて、申込率も年々増加しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前児童数	0 歳児	2,286 人	2,314 人	2,267 人	2,286 人
	1・2 歳児	4,643 人	4,777 人	4,866 人	4,864 人
	3 歳以上児	7,125 人	7,206 人	7,314 人	7,523 人
	合計	14,054 人	14,297 人	14,447 人	14,673 人
認可保育所等 申込者数	0 歳児	267 人	282 人	319 人	445 人
	1・2 歳児	1,850 人	1,984 人	2,122 人	2,298 人
	3 歳以上児	3,059 人	3,196 人	3,399 人	3,602 人
	合計	5,176 人	5,462 人	5,840 人	6,345 人
認可保育所等 申込率	0 歳児	11.7%	12.2%	14.1%	19.5%
	1・2 歳児	39.8%	41.5%	43.6%	47.2%
	3 歳以上児	42.9%	44.4%	46.5%	47.9%
	合計	36.8%	38.2%	40.4%	43.2%
認可保育所等 利用児童数	0 歳児	251 人	274 人	306 人	419 人
	1・2 歳児	1,719 人	1,816 人	1,964 人	2,083 人
	3 歳以上児	3,035 人	3,174 人	3,388 人	3,575 人
	合計	5,005 人	5,264 人	5,658 人	6,077 人

注：4月1日現在。申込者数には市外への委託児童を含む。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値		240 人	515 人	610 人	584 人
実績値		270 人	476 人	474 人	249 人
(実績内訳)	保育所新設	150 人	360 人	180 人	132 人
	保育所拡充等	30 人	60 人	40 人	10 人
	認定こども園	90 人	—	180 人	—
	認定こども園拡充等	—	—	—	73 人
	小規模保育事業	—	56 人	74 人	34 人
	その他地域型保育事業	—	—	—	—

② 幼稚園・認定こども園（教育部分）

3歳以上の児童数の増加に伴い、認定こども園の教育部分の利用者数は増加しています。幼稚園の利用者数は、ほぼ横ばいの状況です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園	設置数	23 園	23 園	22 園	22 園
	園児数	2,272 人	2,217 人	2,234 人	2,195 人
認定こども園 (教育部分)	設置数	5 園	6 園	6 園	8 園
	園児数	313 人	387 人	461 人	586 人

注：5月1日現在。幼稚園には市外からの受託児童を含む。

③ 認可外保育施設等

認可保育所等の整備による定員の増加により、認可外保育施設の利用者数は減少傾向です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可外 保育施設	設置数	37 か所	32 か所	36 か所	42 か所
	園児数	877 人	770 人	635 人	602 人
企業主導型 保育事業	設置数	—	2 か所	7 か所	8 か所
	園児数	—	29 人	97 人	101 人

④ 認可保育所等の待機児童

当市の認可保育所では、毎年、定員増加等を行っていますが、希望しても入所できない待機児童が発生しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
待機児童数 (4月1日)	0歳児	3人	0人	0人	0人
	1歳児	73人	75人	84人	72人
	2歳児	18人	26人	30人	44人
	3～5歳児	10人	0人	0人	0人
	合計	104人	101人	114人	116人
待機児童数 (10月1日)	0歳児	104人	41人	36人	36人
	1歳児	80人	78人	89人	81人
	2歳児	12人	24人	57人	63人
	3～5歳児	0人	0人	0人	0人
	合計	196人	143人	182人	180人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

① 時間外保育事業

時間外保育事業の1日あたりの利用児童数及び1園当たりの利用児童数は微減しています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日平均利用児童数	258人	224人	229人	227人
1日平均利用児童数 (1園当たり)	9.9人	7.5人	7.6人	7.3人

※1日平均利用児童数は、一般型（保育標準時間認定）の児童が保育標準時間後に利用した人数。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値		55か所	58か所	63か所	70か所
実績値		50か所	54か所	57か所	63か所
(内訳)	公立	17か所	16か所	16か所	16か所
	民間	33か所	38か所	41か所	47か所

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、児童数及び保護者の就業率の増加に伴い、登録児童数も増加しています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録 児童数	1年生	780人	873人	914人	1,075人
	2年生	779人	781人	849人	956人
	3年生	602人	648人	702人	838人
	4年生	246人	316人	335人	484人
	5年生	140人	145人	193人	279人
	6年生	59人	80人	97人	150人
	合計	2,606人	2,843人	3,090人	3,782人

注：登録児童数は5月1日現在。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値		55 クラブ	61 クラブ	68 クラブ	82 クラブ
実績値		55 クラブ	61 クラブ	68 クラブ	89 クラブ
(内訳)	公設公営	18 クラブ	18 クラブ	20 クラブ	34 クラブ
	公設指定管理者	2 クラブ	2 クラブ	2 クラブ	2 クラブ
	公設民営	17 クラブ	18 クラブ	16 クラブ	12 クラブ
	民設民営	18 クラブ	23 クラブ	30 クラブ	41 クラブ

注：クラブ数は、定員 40 人規模（支援の単位）で算出

③ 放課後子供教室

放課後子供教室は、実施回数及び利用児童数が共に増加し、1 回当たりの利用児童数も微増傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	35 か所	38 か所	38 か所	40 か所
実施回数	154 回	169 回	180 回	217 回
延べ利用児童数	6,955 人	8,531 人	8,379 人	11,310 人
利用児童数（1 回当たり）	45.2 人	50.5 人	46.6 人	52.1 人

④ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、利用者数及び利用日数が共に増加傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	17 人	7 人	12 人	18 人
延べ利用者数	28 人	24 人	26 人	32 人
延べ利用日数	132 日	60 日	67 日	116 日

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
実績値	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、利用者数の増加とともに、1日当たりの平均利用者数も増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	110,805 人	129,513 人	140,214 人	151,976 人
一日平均利用親子組数	155 組	185 組	191 組	205 組

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所
実績値	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所

⑥ 一時預かり事業

■一般型

一時預かり事業は、開所日数に比例して利用者数は増加していますが、1日当たりの平均利用者数は微減傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	21,385 人	24,286 人	22,714 人	23,275 人
開所日数	4,908 日	6,289 日	6,719 日	6,294 日
1日平均利用者数	4.4 人	3.9 人	3.4 人	3.7 人

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	23 か所	25 か所	27 か所	30 か所
実績値	21 か所	24 か所	26 か所	25 か所

■幼稚園型

幼稚園在籍児童を対象とする一時預かり事業（預かり保育）は、実施日数及び利用者数が共に増加傾向です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実施日数	平日	197 日	205 日	421 日	475 日
	長期休業日	—	—	101 日	70 日
	休日	55 日	45 日	190 日	175 日
延べ利用者数	平日	3,350 人	2,678 人	3,263 人	3,450 人
	長期休業日 (8 時間未満)	—	—	618 人	1,120 人
	長期休業日 (8 時間以上)	—	—	655 人	194 人
	休日	556 人	339 人	125 人	221 人

注：市内に所在する幼稚園の在籍園児のうち、当市分のみ合計。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	10 か所	11 か所	12 か所	14 か所
実績値	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、利用者数が減少傾向にあります。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	延べ利用者数	550 人	700 人	850 人	1,000 人
	実施箇所	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所
実績値	延べ利用者数	634 人	451 人	556 人	460 人
	実施箇所（病児対応型）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	実施箇所（病後児対応型）	—	—	—	—

⑧ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、協力会員の活動回数が増加しており、協力会員一人当たりの活動回数も増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力会員の実活動者数	75 人	69 人	82 人	85 人
協力会員の延べ活動者数	336 人	374 人	407 人	488 人
協力会員の活動回数	2,569 回	2,448 回	2,978 回	3,794 回
協力会員一人当たりの活動回数	34.3 回	35.5 回	36.3 回	44.6 回

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	利用会員数	1,440 人	1,570 人	1,700 人	1,830 人
	協力会員数	257 人	280 人	303 人	326 人
実績値	利用会員数	1,164 人	1,154 人	1,165 人	1,210 人
	両方会員数	42 人	42 人	47 人	40 人
	協力会員数	200 人	209 人	202 人	197 人

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業は、特定型(保育コンシェルジュ)及び母子保健型(母子健康包括支援センター)を実施しており、特定型は相談件数が年々増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育コンシェルジュ 相談件数	—	39 件	472 件	687 件
母子健康包括支援センター 妊娠届出時面接	—	—	2,342 件	2,326 件

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	特定型・基本型	—	—	—	1 か所
	母子保健型	—	1 か所	1 か所	1 か所
実績値	特定型・基本型	—	—	—	1 か所
	母子保健型	—	—	1 か所	1 か所

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、訪問対象家庭に対する訪問数は例年どおりの状況です。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（訪問数）	2,262 人	2,266 人	2,268 人	2,272 人
実績値（訪問数）	2,326 人	2,257 人	2,258 人	2,277 人

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、平成 27 年度から平成 29 年度まで減少傾向です。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（訪問数）	81 人	81 人	82 人	82 人
実績値（訪問数）	161 人	138 人	126 人	276 人(※)

注：訪問時不在は除く。※印は非常勤職員と常勤職員の訪問数の合計としたため参考値。

⑫ 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、延べ対象者数に対する延べ受診者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（延べ対象者数）	31,724 人	31,752 人	31,808 人	31,696 人
実績値（延べ受診者数）	27,770 人	27,160 人	26,430 人	25,705 人

注：計画値（延べ対象者数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14 回から算出

(1) 実施事業の評価

① 計画の進捗状況の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページ等で公表してきました。

② 事業評価

平成30年度の91事業についての評価は、「A：計画を先行して進んでいる」が5.5%、「B：計画どおりに進んでいる」が81.3%、「C：計画に遅れが生じている」が11.0%、「D：計画の見直し等の必要性が生じている」が2.2%です。

また、今後の事業方針では、「i：計画を前倒して実施」が5.5%、「ii：継続」が91.2%、「iii：計画の変更（拡充又は縮小）」が1.1%、「iv：事業の中止又は廃止」が2.2%です。

基本目標		施策の方向性	基本施策	個別事業	(うち重点事業)	延べ担当課	平成30年度評価		%	今後の方針		%
I	子ども・子育て支援の総合的な推進	3	6	29	(18)	33	A	1	3.4	i	1	3.4
							B	18	62.1	ii	25	86.2
							C	8	27.6	iii	1	3.4
							D	2	6.9	iv	2	6.9
II	すべての子どもの健やかな育成・教育環境の整備	3	9	26	(0)	30	A	2	7.7	i	2	7.7
							B	22	84.6	ii	24	92.3
							C	2	7.7	iii	0	0.0
							D	0	0.0	iv	0	0.0
III	どの子どもかがやくきめ細かな事業の充実	3	9	23	(0)	25	A	2	9.5	i	2	9.5
							B	21	91.3	ii	21	91.3
							C	0	0.0	iii	0	0.0
							D	0	0.0	iv	0	0.0
IV	安心して子育てできる地域の環境づくり	3	8	13	(0)	15	A	0	0.0	i	0	0.0
							B	13	100.0	ii	13	100.0
							C	0	0.0	iii	0	0.0
							D	0	0.0	iv	0	0.0
計		12	32	91	(18)	103	A	5	5.5	i	5	5.5
							B	74	81.3	ii	83	91.2
							C	10	11.0	iii	1	1.1
							D	2	2.2	iv	2	2.2

〈評価基準〉

- A：計画を先行して進んでいる
- B：計画どおりに進んでいる
- C：計画に遅れが生じている
- D：計画の見直し等の必要性が生じている

〈今後の事業方針〉

- i：計画を前倒して実施
- ii：継続
- iii：計画の変更（拡充又は縮小）
- iv：事業の中止又は廃止

(2) 重点事業の評価

つくば市子ども・子育て支援プランでは3項目の重点事業を設定して積極的に事業推進を図ってきました。

① 教育・保育施設の整備

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について、公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

事業名	評価		方針	
保育所	C	計画に遅れが生じている	iii	拡充
幼稚園	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
認定こども園	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続

② 地域型保育事業の整備

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業があり、市民の保育ニーズに対応し、施設配置に努めました。

事業名	評価		方針	
小規模保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
その他の地域型保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続

③ 地域子ども・子育て支援事業

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

事業名	評価		方針	
時間外保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
放課後児童健全育成事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
子育て短期支援事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
地域子育て支援拠点事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
一時預かり事業（保育所等・幼稚園）	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
病児・病後児保育事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
ファミリーサポートセンター事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
利用者支援事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
乳児家庭全戸訪問事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
養育支援訪問事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
妊婦健診事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
実費徴収に係る補足給付を行う事業	D	計画の見直し等の必要性が生じている。	iv	中止・廃止
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	D	計画の見直し等の必要性が生じている。	iv	中止・廃止

(3) 成果指標の評価

「つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「子育てと仕事が両立しているという母親」が増加している一方で、「つくば市は子育てしやすいという人」「子育ては楽しいと思う人」「子育て・教育についての相談・情報提供を良好という人」「子育てしやすい地域環境づくりを良好という人」はいずれも減少しています。

	成果指標項目	当初値	現状値	評価	備考
1	つくば市は子育てしやすいという人の増加	70.5%	59.9%	×	「子育てしやすい」と「どちらかといえば～」の計
2	子育ては楽しいと思う人の増加	69.9%	61.2%	×	「楽しいと感じることのほうが多い」
3	子育てへの不安や負担感を持つ人の減少	52.3%	54.2%	△	「非常に不安や負担を感じる」と「どちらかといえば～」の計
4	子育てと仕事が両立しているという母親の増加	35.7%	46.1%	○	「問題なく両立」と「多少の困難はあるが両立」の計
5	教育・保育サービスを良好という人の増加	64.3%	63.7%	△	「良い」と「まあ良い」の計
6	子どもの健康や医療にかかわる事業を良好という人の増加	68.7%	66.9%	△	「良い」と「まあ良い」の計
7	子育て・教育についての相談・情報提供を良好という人の増加	53.6%	48.5%	×	「良い」と「まあ良い」の計
8	子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業を良好という人の増加	31.0%	28.5%	△	「良い」と「まあ良い」の計
9	子育てしやすい地域環境づくりを良好という人の増加	46.9%	37.2%	×	「良い」と「まあ良い」の計

○=改善 △=横ばい（標本誤差の範囲内の変化） ×=悪化

（注）当初値は「つくば市子育てアンケート・就学前調査結果」（平成25年11月実施）

5 子ども・子育て支援にかかわる課題

(1) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になるなど、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、保護者の子育ての負担や不安、孤立感が高まっていると考えられます。アンケート調査結果を見ると、半数の保護者が子育てに関して不安や負担を感じており、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に子どもを見てもらえ親族・知人がいない保護者も2割弱見られます。こうした家庭における子育てに対する負担や不安、孤立感が深まらないようにするとともに、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後の初期段階における母子が支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制や子育て親子の交流等を促進する場の提供など、子育て世帯の包括的な支援体制を充実していくことが必要です。

また、貧困が世代を超えて連鎖する、いわゆる貧困の連鎖が問題となっています。当市においても経済的に困難を抱える子育て世帯が一定数見られ、また、アンケート調査結果によると、子育てに関して日常悩んでいることや気になることとして、「子育てで出費がかさむこと」が最も高くなっています。経済的に困難を抱える子育て世帯を、適切な支援やサービスに結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、子どもの貧困の連鎖を断ち切るための環境整備が必要です。

さらに、各種相談窓口での相談において、子どもの発達相談の件数が増加しています。当市としても早期発見・早期支援に取り組んでいますが、発達支援の専門機関を中心としたフォロー体制の更なる充実が必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- ・市内での出産を可能とする分娩施設の確保
- ・一時預かり事業の拡充
- ・病児・病後児保育事業の方向性についての検討
- ・利用者支援のあり方の検討
- ・利用者支援における子育て総合支援センターの位置付けと役割についての再検討
- ・障害児保育事業の充実
- ・乳幼児の発達支援体制の確立
- ・相談事業の高度化
- ・児童虐待防止に向けた総合的な取組
- ・困難な状況に置かれた子どもを救うシステムの構築
- ・「心のゆとり」を生み出す支援の提供
- ・各種講座・教室の充実
- ・家庭教育学級のあり方、役割についての再検討
- ・父親、祖父母等、母親以外の子育て力・教育力向上のための取組
- ・「子育て情報システム」「子育て便利帳」など、情報提供事業の改善

(2) 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上

女性の年齢別労働力率を見ると、「M字カーブ」は以前に比べて緩やかであることから、共働き世帯が増加しています。アンケート調査結果においても、フルタイムで就労している母親が増加しており、また、就労していない母親も今後の就労を希望する人が多くなっているなど、母親の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズが高まっており、特に低年齢児における保育利用が求められています。現在発生している待機児童を解消する取組を継続するとともに、地域ごとの子どもの数の動向や保護者の保育の利用希望の傾向を見据えて、保育ニーズの変化に対応していくことが必要です。

また、教育・保育事業を選ぶ基準として、家からの距離に次いで、「保育・教育の方針や内容がよい」、「職員の対応がよい」等の質に関するニーズが高くなっており、幼児教育・保育の量の確保とともに、質の向上にも取り組むことが必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育需要の地域的アンバランスへの対応・保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上・公立幼稚園のあり方・役割の再検討・小規模保育事業の検証、その支援とあり方の再検討 | <ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育の無償化への対応・平成31年3月に策定した「つくば保育の質ガイドライン」の有効活用・就学前教育の充実と幼保小の円滑な接続 |
|---|--|

(3) 地域や放課後における子どもの居場所づくり

女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれ、待機児童を解消し、いわゆる「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっています。

アンケート調査結果によると、保護者の約4割が低学年時に放課後過ごさせたい場所に児童クラブを挙げるとともに、市に力を入れてほしい事業や対策についても児童クラブの充実を求める声が増加しており、放課後児童クラブの拡充による待機児童の解消が必要です。

また、子どもの放課後に必要なものとして、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」や「学びのきっかけとなる体験活動」などの希望が高く、地域や放課後において子どもが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保していくことが必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・児童クラブのあり方の検討・放課後子供教室事業のあり方の全面的再考・児童館の機能の充実・再検討・地域交流センター、図書館の利活用 | <ul style="list-style-type: none">・自然体験、社会体験等、子どもの体験の機会の拡充・通学路等の安全確保・「まちづくり」を視野に入れた「子ども・子育て支援プラン」の策定 |
|---|--|



第3章 計画の理念・基本目標

1 基本理念

子どもは、未来に生き、未来の社会をつくる存在です。子どもたちの未来を拓く力を育むことは、子どもたち自身にとっても、また、社会にとっても重要な課題です。

子どもたちの未来を拓く力を育むためには、子どもたちの生命・暮らし・育ちを確かなものとする必要があります。子どもたちの生命・暮らし・育ちに関わる環境を整備・充実させ、権利を保障し、子どもたち一人ひとりの現在（いま）を未来（あした）につなげていくことが不可欠です。

つくばは、現在を未来につなげる力のあるまちです。つくばに住む人々は、すべての子どもが、それぞれに、未来を拓く力を身につけ、一人の人間として生涯を送るとともに、未来の社会の担い手となることを望んでいます。

当市では、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めます。

[基本理念]

共に、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち



本計画においては、『つくば市未来構想』における目指すまちの姿や『つくば市 SDGs 未来都市計画』における子どもの未来の方向性の考え方などを踏まえ、基本理念を具現化するために各施策を実施していきます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、子育て世代のライフステージを視野に入れながら、3つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ たしかな生命（いのち）と元気を育む

～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びを通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する「量の拡充」と、つくば保育の質ガイドライン等を活用した「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がってきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくこととなります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。



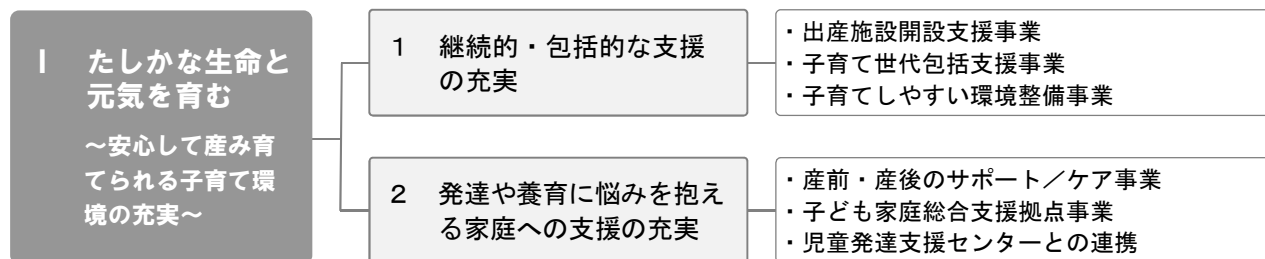
第4章 施策の展開

基本目標と事業の体系

[基本目標]

[基本方針]

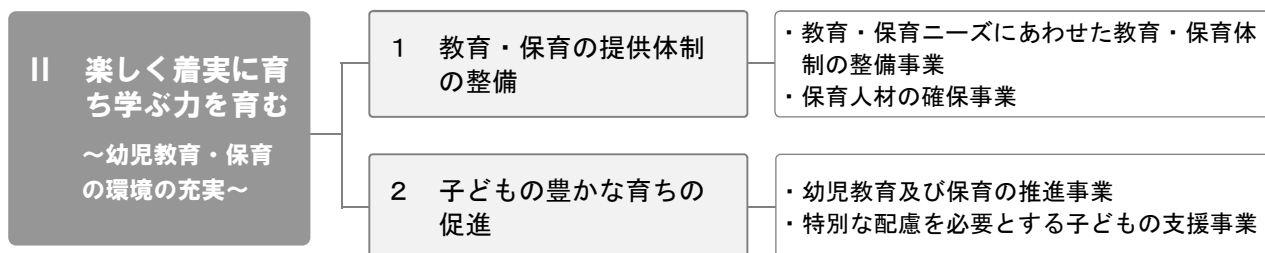
[基本事業]



[基本目標]

[基本方針]

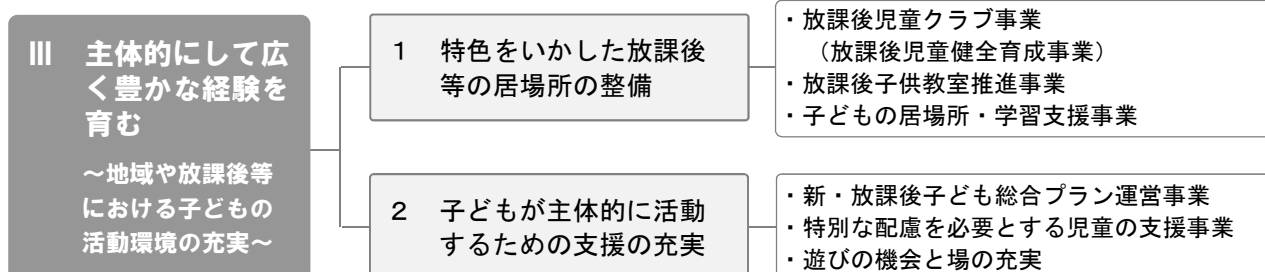
[基本事業]



[基本目標]

[基本方針]

[基本事業]



基本目標 I

たしかな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

【目標値】

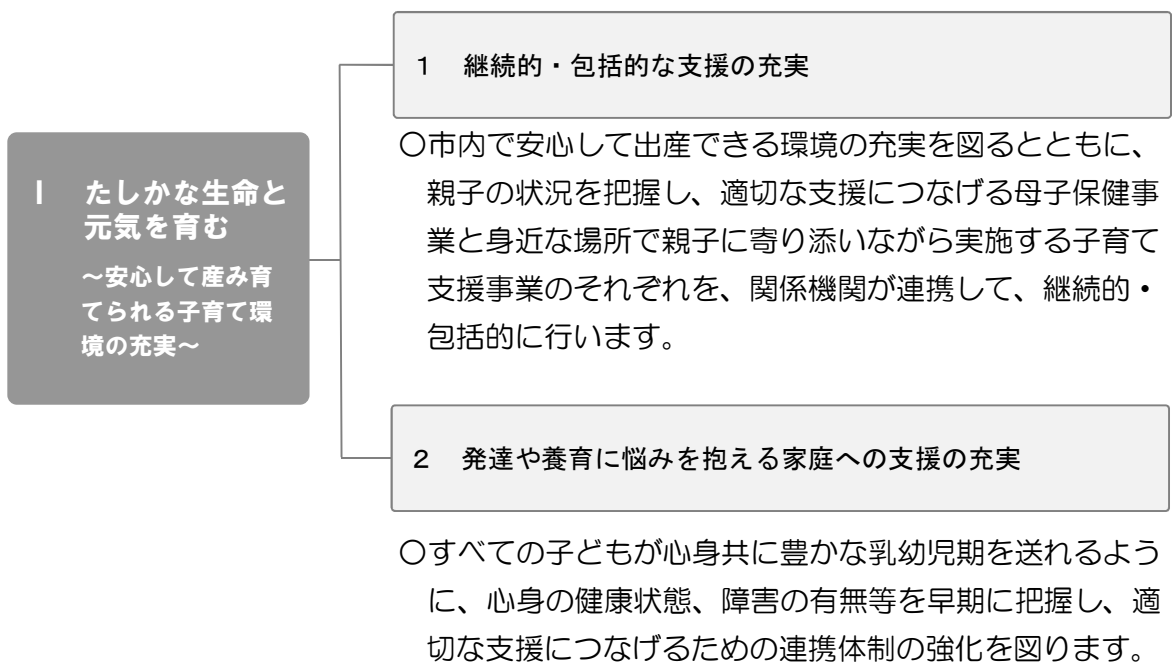
指標	
つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	
計画策定時	目標（令和6年度）
59.9%	70.5%

指標	
子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合	
計画策定時	目標（令和6年度）
9.2%	6.2%

【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]



基本方針1 継続的・包括的な支援の充実



【 取組 】

① 出産施設開設支援事業

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

② 子育て世代包括支援事業

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

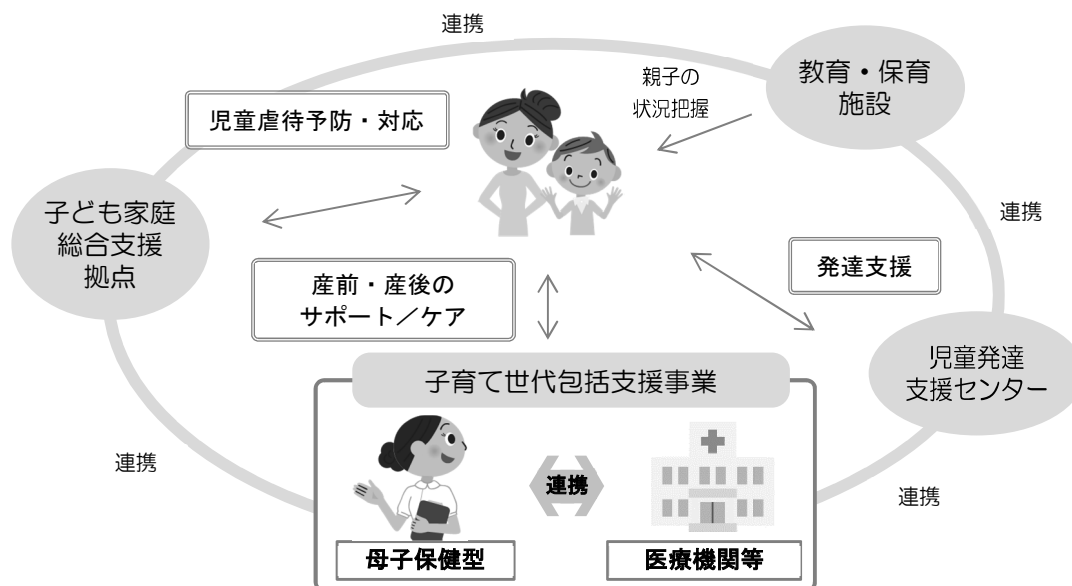
○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本型・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

③ 子育てしやすい環境整備事業

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境の整備を図ります。

基本方針2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実



【 取組 】

①産前・産後のサポート／ケア事業

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

②子ども家庭総合支援拠点事業

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

③児童発達支援センターとの連携

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

基本目標Ⅱ

楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

【目標値】

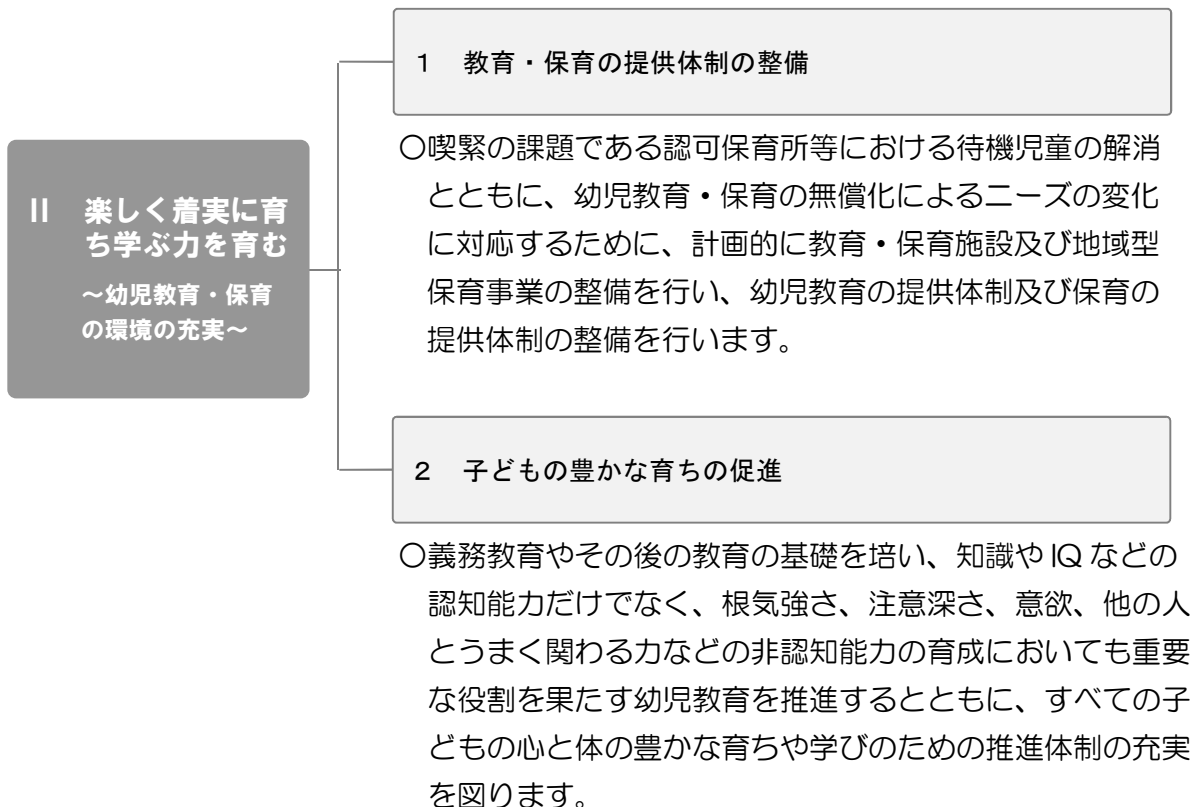
指標	
保育所等の待機児童ゼロ (4月1日時点)	
計画策定時	目標(令和6年度)
131人	0人

指標	
保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合	
計画策定時	目標(令和6年度)
63.7%	68.0%

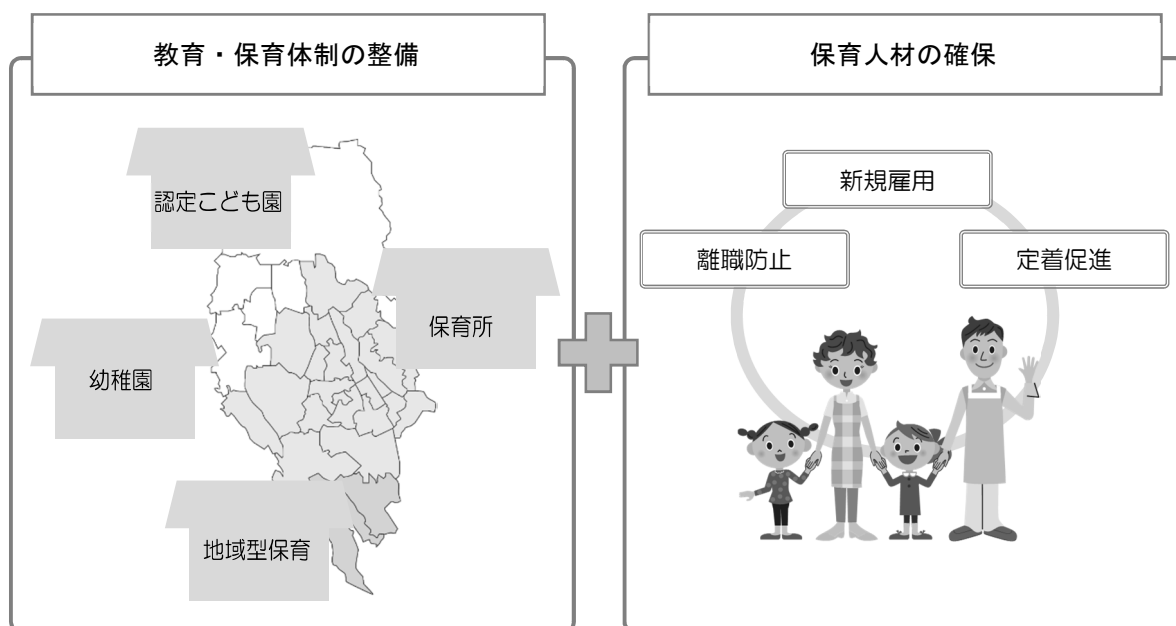
【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]



基本方針1 教育・保育の提供体制の整備



【 取組 】

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

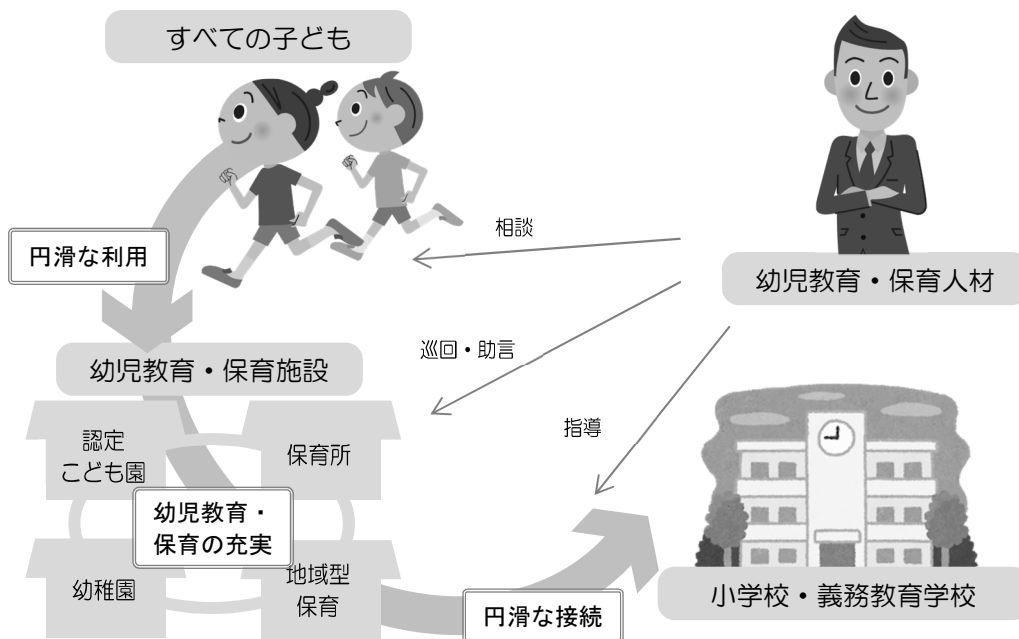
○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

②保育人材の確保事業

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

基本方針2 子どもの豊かな育ちの促進



【取組】

① 幼児教育及び保育の推進事業

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿（※）に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿（茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン 平成29年3月）

- ① 健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
- ② 自分のことを自分で行おうとする子ども
- ③ 早寝早起き朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
- ④ 自然と触れ合い、命を大切にしている子ども
- ⑤ 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを守ろうとする子ども
- ⑥ 生活や遊びを通じた物事（物の性質や数量、図形、文字、標識等）への関心・感覚をもつ子ども
- ⑦ 豊かな感性とそれを表現できる言葉などをもち、自分の考えや思いを様々な方法で伝えようとする子ども

基本目標Ⅲ

主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

【目標値】

指標	
放課後児童クラブ待機児童ゼロ (5月1日時点)	
計画策定時	目標(令和6年度)
119人	0人

指標	
放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思える保護者の割合	
計画策定時	目標(令和6年度)
48.3%	53.0%

【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

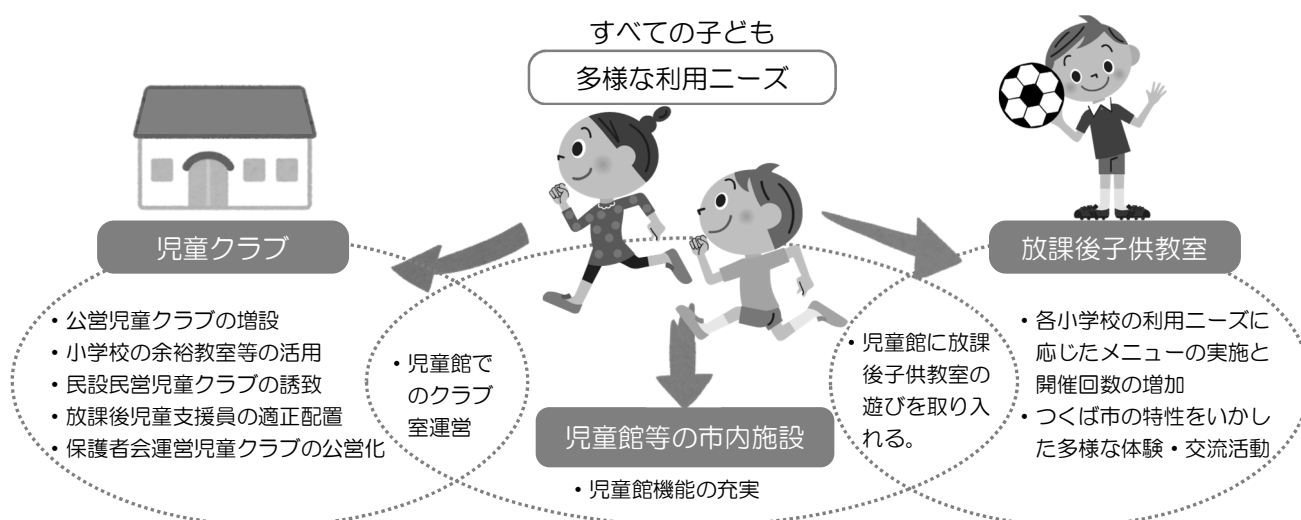
1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

○保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう、市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

○子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

基本方針1 特色をいかした放課後等の居場所の整備



【 取組 】

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり 1.65 m²以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

○子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

②放課後子供教室推進事業

○放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特色をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

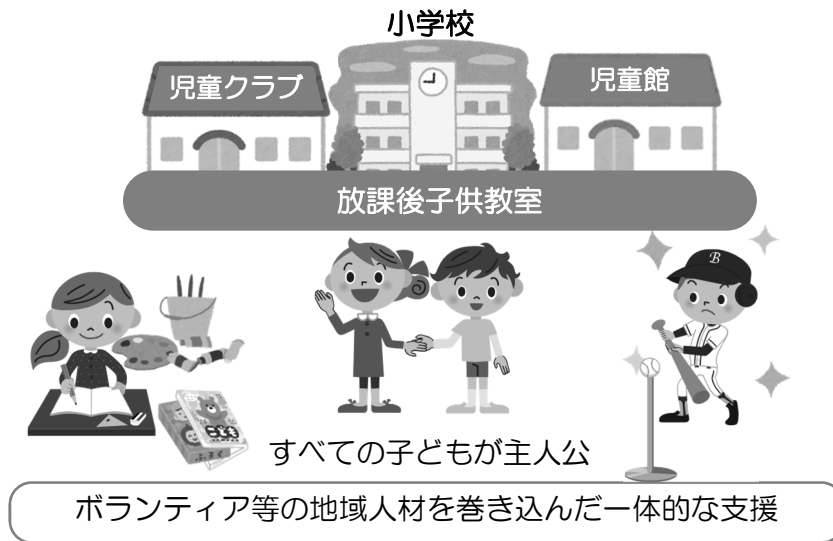
○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

③子どもの居場所・学習支援事業

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実



【 取組 】

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

- 放課後のすべての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- 当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実践しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学生の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。
- 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
- 平成 30 年度に開校した 3 義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3 義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

③遊びの機会と場の充実

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。



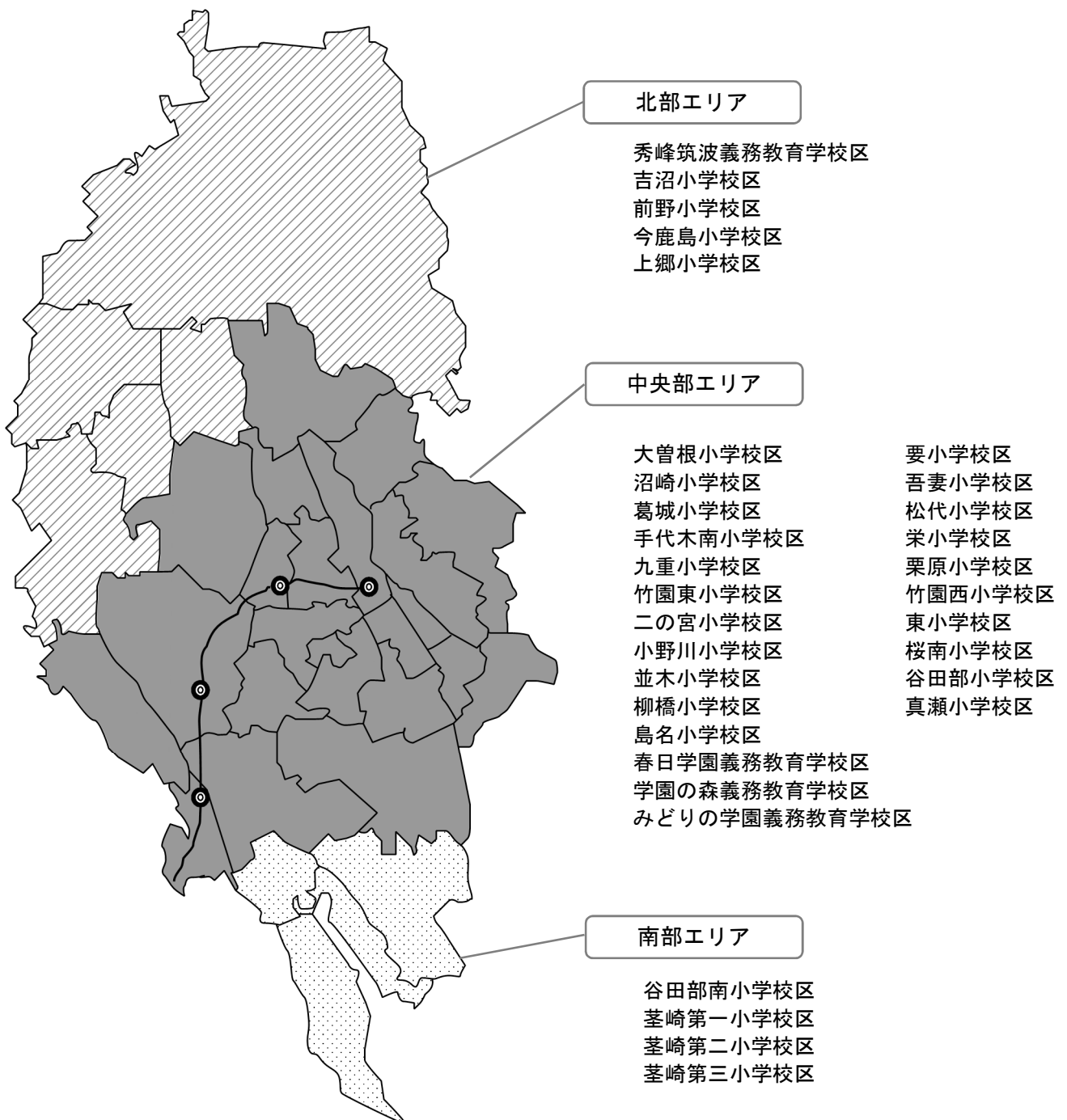
第5章

重点事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

当市の認可保育所等の申込率やつくばエクスプレス沿線地域の待機児童の発生状況を勘案し、教育・保育提供区域の基本区域として3つのエリアを設定します。



また、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとの性格や特徴から提供区域を定めます。

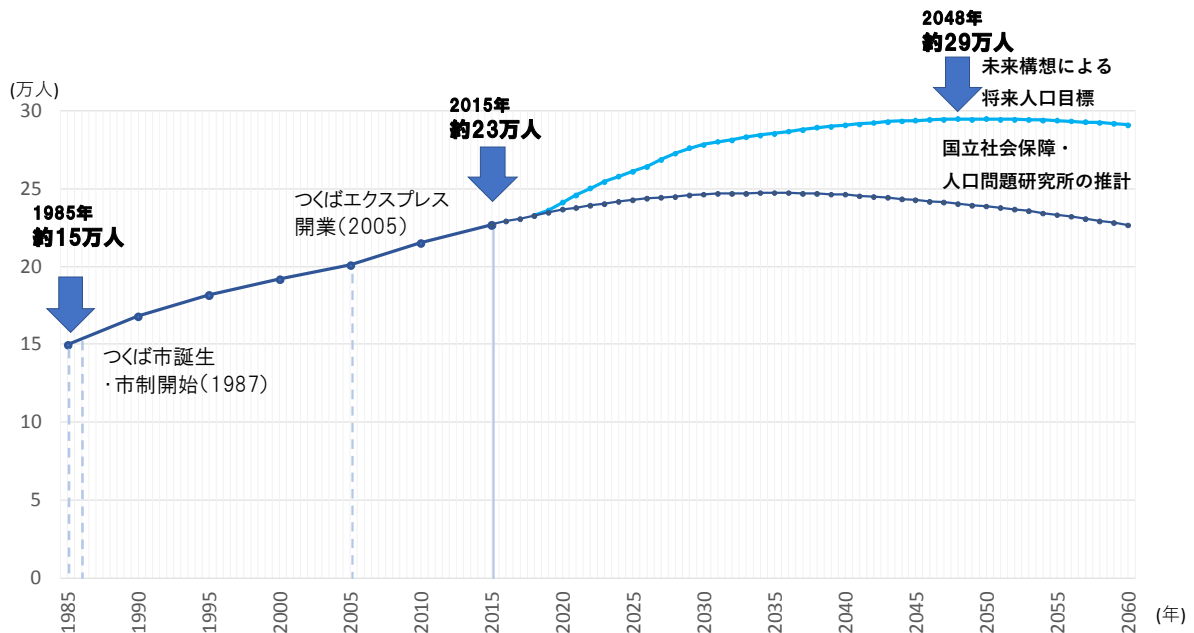
- 1) 教育・保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）及び教育・保育施設と一体的な性格をもつ時間外保育事業は基本区域とします。
- 2) その他の事業は事業の性格から、市全域での提供事業とします。

【 事業ごとの提供区域 】

区分	事業	基本目標	区域	備考
教育・保育施設	保育所	Ⅱ	基本区域	
	幼稚園	Ⅱ		
	認定こども園	Ⅱ		
地域型保育事業	小規模保育事業	Ⅱ	基本区域	
	家庭的保育事業	Ⅱ		
	事業所内保育事業	Ⅱ		
	居宅訪問型保育事業	Ⅱ	市全域	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	Ⅰ	市全域	
	地域子育て支援拠点事業	Ⅰ	市全域	
	一時預かり事業	Ⅰ	市全域	
	病児保育事業	Ⅰ	市全域	
	子育て援助活動支援事業	Ⅰ	市全域	
	子育て短期支援事業	Ⅰ	市全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	Ⅰ	市全域	
	妊婦健診事業	Ⅰ	市全域	
	養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	市全域	
	時間外保育事業	Ⅱ	基本区域	教育・保育施設との連携
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	市全域	
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	市全域	
	放課後児童健全育成事業	Ⅲ	市全域	
	放課後子供教室	Ⅲ	市全域	

2 人口の見込み

人口の将来展望は、「つくば市未来構想等改定 中間取りまとめ案」（令和元年5月30日公表）の人口ビジョンの推計値によると、これまでの人口推移やつくばエクスプレス沿線の市街地開発等を踏まえ、各開発地区での定着見込みを考慮し、加えて、社会増と自然増の両方で積極的な政策を行うことによる定着人口の維持及び自然増加によって、2048年に約29万人のピークを迎えると推計しています。



本計画の計画期間の人口の見込みは、上記の人口ビジョンの推計値から各年の0～11歳までの年齢ごとに次のとおり見込みます。

【市全体】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235
1歳	2,262	2,303	2,335	2,394	2,417
2歳	2,483	2,423	2,460	2,507	2,554
3歳	2,475	2,602	2,532	2,597	2,626
4歳	2,568	2,593	2,721	2,670	2,712
5歳	2,483	2,684	2,535	2,547	2,377
6歳	2,592	2,457	2,627	2,521	2,546
7歳	2,641	2,522	2,356	2,560	2,477
8歳	2,381	2,597	2,448	2,325	2,538
9歳	2,597	2,316	2,491	2,386	2,282
10歳	2,371	2,515	2,375	2,632	2,607
11歳	2,595	2,337	2,601	2,361	2,663
合計	29,550	29,482	29,650	29,713	30,034

【 北部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	155	166	177	189	200
1歳	166	179	190	204	216
2歳	183	189	200	214	228
3歳	182	202	206	222	234
4歳	189	201	222	228	242
5歳	234	242	217	207	183
6歳	245	221	225	205	196
7歳	249	226	202	207	190
8歳	225	234	209	189	195
9歳	245	208	213	194	175
10歳	270	275	250	267	254
11歳	295	256	274	239	259
合計	2,638	2,599	2,585	2,565	2,572

【 中央部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,842	1,852	1,865	1,884	1,884
1歳	1,983	1,999	2,008	2,039	2,038
2歳	2,177	2,103	2,115	2,135	2,155
3歳	2,170	2,258	2,178	2,211	2,215
4歳	2,251	2,251	2,340	2,274	2,287
5歳	2,088	2,276	2,169	2,198	2,070
6歳	2,179	2,084	2,248	2,176	2,217
7歳	2,222	2,141	2,016	2,211	2,158
8歳	2,002	2,203	2,095	2,007	2,210
9歳	2,184	1,965	2,132	2,059	1,988
10歳	1,901	2,038	1,944	2,175	2,175
11歳	2,081	1,893	2,129	1,952	2,222
合計	25,080	25,063	25,239	25,321	25,619

【 南部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	105	115	127	140	151
1歳	113	125	137	151	163
2歳	123	131	145	158	171
3歳	123	142	148	164	177
4歳	128	141	159	168	183
5歳	161	166	149	142	124
6歳	168	152	154	140	133
7歳	170	155	138	142	129
8歳	154	160	144	129	133
9歳	168	143	146	133	119
10歳	200	202	181	190	178
11歳	219	188	198	170	182
合計	1,832	1,820	1,826	1,827	1,843

3 教育・保育の見込量と確保方策

(1) 市全体の教育・保育の見込量と確保方策

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

特に、待機児童が発生しているエリアにおいては、待機児童の早期解消に向けて地域型保育事業の追加整備を行う等の対策を強化します。満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との円滑な連携が可能となるように支援します。

また、引き続き、教育・保育の一体的・連続的な提供を可能とする認定こども園の普及促進を図ります。

計画期間である令和2年度から令和6年度(令和7年4月1日を含む)における、市全体の教育・保育の見込量と確保方策は次頁に示すとおりです。

【令和2年度～令和7年度】

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	2,695	1,037	3,618	505	2,454	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,631	365	3,849	760	2,260
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				41	105
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,001	405	3,927	837	2,452	
過不足(③-①)	2,306	△632	309	332	△2		
令和3年度	①量の見込み	2,567	1,037	3,748	539	2,561	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	410	4,203	781	2,445
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				47	137
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,031	450	4,281	864	2,669	
過不足(③-①)	2,464	△587	533	325	108		
令和4年度	①量の見込み	2,441	1,037	3,876	573	2,669	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	410	4,383	790	2,526
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				59	201
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,031	450	4,461	885	2,814	
過不足(③-①)	2,590	△587	585	312	145		
令和5年度	①量の見込み	2,315	1,037	4,004	607	2,779	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,691	455	4,503	799	2,604
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				71	265
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,061	495	4,581	906	2,956	
過不足(③-①)	2,746	△542	577	299	177		
令和6年度	①量の見込み	2,191	1,037	4,130	641	2,889	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,691	455	4,683	808	2,685
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				83	329
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,061	495	4,761	927	3,101	
過不足(③-①)	2,870	△542	631	286	212		
令和7年度	①量の見込み	2,067	1,037	4,256	676	3,000	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,721	500	4,803	817	2,763
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				95	393
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,091	540	4,881	948	3,243	
過不足(③-①)	3,024	△497	625	272	243		

注：4月1日時点

(2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策

① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、北条保育所の整備のほか、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。(単位:人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		509	33	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	509	33	178	
過不足(③-①)	531	△ 122	202	19	△ 25		
令和3年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和4年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和5年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和6年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和7年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		

注: 4月1日時点

② 中央部エリア

定員 90 人規模の保育所の整備を基本として、事業者からの提案状況を勘案しながら、確保見込量を満たすよう地域型保育事業の整備も含めて柔軟に対応していきます。

待機児童が発生している1歳児・2歳児について、令和4年4月1日までに1歳児 156 人分・2歳児 180 人分を、令和7年4月1日までに1歳児 360 人分・2歳児 405 人分を確保するようにします。

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	2,406	851	3,086	477	2,104	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,581	275	3,173	686	1,950
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				41	105
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,531	315	3,251	763	2,142	
過不足(③-①)	1,125	△ 536	165	286	38		
令和3年度	①量の見込み	2,278	851	3,216	511	2,211	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,611	320	3,473	704	2,109
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				47	137
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,561	360	3,551	787	2,333	
過不足(③-①)	1,283	△ 491	335	276	122		
令和4年度	①量の見込み	2,152	851	3,344	545	2,319	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,611	320	3,653	713	2,190
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				59	201
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,561	360	3,731	808	2,478	
過不足(③-①)	1,409	△ 491	387	263	159		
令和5年度	①量の見込み	2,026	851	3,472	579	2,429	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,641	365	3,773	722	2,268
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				71	265
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,591	405	3,851	829	2,620	
過不足(③-①)	1,565	△ 446	379	250	191		
令和6年度	①量の見込み	1,902	851	3,598	613	2,539	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,641	365	3,953	731	2,349
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				83	329
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,591	405	4,031	850	2,765	
過不足(③-①)	1,689	△ 446	433	237	226		
令和7年度	①量の見込み	1,778	851	3,724	648	2,650	
	②確保方針	特定教育・保育施設	2,671	410	4,073	740	2,427
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				95	393
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,621	450	4,151	871	2,907	
過不足(③-①)	1,843	△ 401	427	223	257		

注：4月1日時点

③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位:人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和3年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和4年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和5年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和6年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和7年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		

注: 4月1日時点

4

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てにかかわるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

子育て世代包括支援事業の充実のため、市役所及び保健センターで実施する母子保健型、市役所で実施する特定型（保育コンシェルジュ）に加えて、基本型の実施に向けた調整を行い、利用者支援の充実を図ります。

（単位：か所）

区分		令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
量の見込み	基本型・特定型	1	1	2	2	2
	母子保健型	4	4	4	4	4
確保方策	基本型・特定型	1	1	2	2	2
	母子保健型	4	4	4	4	4

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

利用者数の見込量の増加に対応できるよう、適正な配置及び出張広場の実施箇所の継続的な見直しを行います。

区分		令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
量の見込み （年間利用人数）		198,675人	202,804人	206,961人	211,042人	215,146人
確保方策	施設数	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所
	出張広場数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

③ 一時預かり事業

■幼稚園型

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

認定こども園や私立幼稚園における預かり保育への支援を継続します。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (1号認定の利用人数)		4,075人	4,266人	4,217人	4,231人	4,178人
確保 方策	在園児対象型	6,240人	6,240人	6,240人	6,240人	6,240人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

■幼稚園型以外

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保育所・認定こども園の整備にあわせて実施箇所の増加を図ります。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		44,918人	45,971人	46,068人	46,654人	46,683人
確保 方策	全体	38,613人	42,933人	44,373人	45,813人	47,253人
	うち一時預かり	36,000人	40,320人	41,760人	43,200人	44,640人
	施設数	25か所	28か所	29か所	30か所	31か所

注：確保方策（全体）には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む

④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果による利用意向はかなり強いですが、実際に利用した人の状況を勘案した量を見込みます。見込量の増加に対して、利用者ニーズを考慮した適正な配置による整備を図ります。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		1,715人	1,737人	1,742人	1,756人	1,764人
確保 方策	病児対応型	2,160人	2,880人	2,880人	2,880人	2,880人
	施設数	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

会員登録制のため、援助を行う提供会員の確保によって、見込量を上回るように努めます。

(単位：人)

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み（就学後）		1,295	1,258	1,271	1,262	1,289
確保 方策	全体	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
	うち就学後	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	提供会員数	245	245	245	245	245

注：「量の見込み（就学前）」及び「確保方策（就学前）」は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査の結果から算出される見込量はかなり多いため、実際の利用状況を勘案した量を見込みます。家庭と同様の環境における養育を推進しつつ、児童相談所と連携しながら、施設の利用に結びつく強いニーズに留意して事業を推進します。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		207人	201人	203人	202人	206人
確保 方策	確保人数	153人	153人	153人	153人	153人
	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施率を維持し、月齢にあわせた支援を行います。また、訪問できなかった場合は、関係各課と連携して状況把握に努めます。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (出生見込数)	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235
確保方策 (訪問人数)	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235

⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

市内の医療機関等との協力・連携により、対象者への事業の周知をはじめ、健診もれがないように業務を推進します。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み(延べ人数)	2,133人	2,169人	2,213人	2,235人	2,267人
量の見込み(延べ回数)	29,862回	30,366回	30,982回	31,290回	31,738回
確保方策(延べ回数)	29,862回	30,366回	30,982回	31,290回	31,738回

⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の取組を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳幼児の増加に伴い、養育支援が必要な家庭が増える見込みであることから、適切な指導・助言、相談に対応できるように必要な人材の確保と関係機関との連携を行い、養育支援体制を確保します。

また、要保護児童対策協議会については、的確に対象事案・ケースに対応できるように開催します。

(単位:人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (延べ訪問人数)	252	255	260	265	267
確保方策 (延べ訪問人数)	252	255	260	265	267

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保護者の就労時間だけでなく就労時間帯も勘案しながら、新たに整備する認可保育所等において実施し、実施箇所の増加を図ります。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (1日当たりの利用人数)	239人	245人	245人	248人	248人
確保方策(施設数)	74施設	78施設	82施設	86施設	90施設

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得で生計が困難である保護者や保護者の世帯所得の状況等を勘案して定める市の基準に該当する対象者に対して補助を行います。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み(物品購入費等)	15	15	15	15	15
量の見込み(副食費)	300	300	300	300	300

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

当面、市の窓口での業務の充実を図り、教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように多様な事業者の参入の促進を図ります。

⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

【 確保方策 】

現在、児童クラブの専用スペースの確保については、児童館併設型、単独の児童クラブ施設及び小学校の余裕教室等の活用の3種類の手法で実施しています。しかし、児童館併設型や児童クラブ施設においては、児童クラブの需要に見合うスペースが十分に確保できておらず、待機児童や床面積要件（児童一人当たり 1.65 m²以上）超過の課題が発生しています。

この課題を解決するために、児童館敷地内や学校敷地内での児童クラブ施設の増築又は新築を進めるとともに、小学校に余裕教室等がある場合は、児童クラブ室としての活用を推進していきます。また、つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区や待機児童などの課題が発生している小学校区については、民間児童クラブの積極的な誘致を図っていきます。

なお、設置する児童クラブ室の一部屋は、原則として定員40人の適正規模となります。

【 量の見込み 】

■児童クラブ員数と児童クラブ数の見込量（各年度4月1日現在）

区分		実績	計画期間の見込				
		令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
児童クラブ員数	1年生	1,143人	1,265人	1,420人	1,577人	1,736人	1,890人
	2年生	1,112人	1,229人	1,378人	1,532人	1,696人	1,819人
	3年生	869人	942人	1,044人	1,143人	1,247人	1,365人
	4年生	598人	647人	714人	782人	862人	945人
	5年生	376人	405人	444人	485人	531人	552人
	6年生	214人	225人	243人	261人	282人	299人
	合計	4,312人	4,713人	5,243人	5,780人	6,354人	6,870人
児童クラブ数 (1クラブおおむね40人)		104クラブ	121クラブ	136クラブ	151クラブ	166クラブ	181クラブ

【 目標整備量 】

■新たに設置する放課後児童クラブ（施設の建築、余裕教室等の活用）

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)	5か年度の 増加数
新たに開設する 公設児童クラブの箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	15か所
新たに開設する 公設児童クラブのクラブ数	6クラブ	6クラブ	6クラブ	6クラブ	6クラブ	30クラブ
新たに開設する 民間児童クラブのクラブ数	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	45クラブ

注：公設児童クラブについては、40人規模の児童クラブ室を2部屋備える施設を建築した場合、箇所数1、クラブ数2とカウント
民間児童クラブについては、おおむね40人規模1部屋を開設することが多いため、クラブ数の目標値のみ表示

⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

【単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施】

当市では、全市立小学校と県立特別支援学校の学校施設内で放課後子供教室を実施しています。

現行の実施状況は、年度当初の学校への希望調査の結果に基づき、主に学校施設内で不定期でのイベント実施を基調としています。近年、事業協力者と開催回数共に増加していることから、当計画期間内においても、質と量の両面で一層の充実を図っていきます。

具体的な考え方として、当市は他自治体と比較してより多くの児童館を有していますが、逆に児童館のない小学校区の児童にとっては、放課後の選択肢が少なくなっている状況にあると考えられるため、特に実施を強化していきます。一方で、児童館のある小学校区については、児童館でも従来から様々な行事を毎月実施していることから、学校施設での放課後子供教室を向上させながら、併せて児童館行事の充実にも努めていきます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」（放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の一体的な実施）については、児童館が小学校区にある場合は、児童館が両事業を一体的に実践できる場であると捉え、児童館において、児童クラブ施設の増築などにより施設の飽和状態を緩和し、児童館本来の機能である「すべての地域児童に開かれた遊びの場」として、プランの実施を進めていきます。また、児童クラブを専用施設又は小学校の余裕教室等で実施している児童館のない小学校区においては、教育局や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいくことが事業拡充の鍵と考えます。そのために、人材の掘り起こしや育成のための地域への呼びかけを積極的に行っていきます。

なお、平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設では、新たなモデル事業として施設内において放課後子供教室の定期開催を開始しました。さらに、令和元年度には、学園の森及びみどりの学園児童クラブ施設内でも定期開催を開始しました。当計画期間内では、3施設での開催回数の増加に努めるとともに、令和5年度以降に新設を予定している児童クラブ施設においても、放課後子供教室の定期開催の実施を推進していきます。

【量の見込み】

■放課後子供教室のイベント開催

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
イベント実施回数	138回	153回	168回	183回	198回	213回	228回

■放課後子供教室の定期開催実施校

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
学校数	1校	3校	3校	3校	3校	4校	5校
イベント実施回数	79回	300回	320回	330回	340回	390回	440回

沿革：平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設内で実施開始（イベント日以外にも学業日の毎日図書室等を開放）

令和元年度から学園の森とみどりの学園児童クラブ施設内で実施開始（週3回程度実施）

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

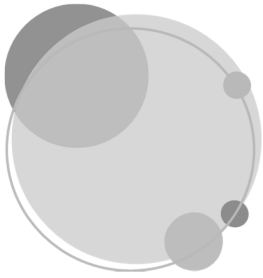
① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けられることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。



參考資料

1 計画策定体制・策定の経緯

第2期つくば市子ども・子育て支援プランの策定にあたっては、つくば市子ども・子育て会議条例に基づき設置した「つくば市子ども・子育て会議」において審議しました。

同会議は、当市の子ども・子育てに関係する市民代表、事業者、団体・機関及び有識者によって構成されています。

また、子育て家庭を始め、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査、パブリックコメントを実施しました。

年 度	月 日	内 容
平成30年度 (2018年度)	10月25日(木)	第3回子ども・子育て会議
	11月22日(木) ~12月14日(金)	ニーズ調査
	2月14日(木)	第4回子ども・子育て会議
令和元年度 (2019年度)	5月30日(木)	第1回子ども・子育て会議
	7月17日(水)	第2回子ども・子育て会議
	9月4日(水)	第3回子ども・子育て会議
	9月30日(月)	第4回子ども・子育て会議
	11月11日(月) ~12月10日(火)	パブリックコメント
	2月10日(月)	第5回子ども・子育て会議

■子ども・子育て会議において指摘された課題

① 子育て当事者の視点からの支援の整備・充実（1/2）

項 目	委員の意見
市内での出産を可能とする分娩施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・不足している現状の解決、等
一時預かり事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な利用によって占められている現状の解決、等
病児・病後児保育事業の方向性についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・普及が停滞していることの背景の分析 ・今後の展開についての検討、等
利用者支援のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多様にして柔軟な支援が可能となる体制づくり ・既に導入している利用者支援事業特定型・母子保健型の充実 ・利用者支援事業・基本型導入についての検討、等
利用者支援における子育て総合支援センターの位置付けと役割についての再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多角的、多面的な情報提供と的確な支援の提供につながる体制の確立 ・地域の子育て支援ネットワークの充実と活用 ・諸施設・諸機関、サークル・団体等との連携・協力、地域資源の発掘・活用など、支援のコーディネーションができる人材の育成と配置、等
障害児保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開における公私の連携協力 ・中核的な施設の設置や専門職による訪問等、支援の高度化についての検討 ・民間保育所における加配保育士の配置、等
乳幼児の発達支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に止まらない、確実にして継続的な支援の提供とそのため専門職の配置、等
相談事業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の多様化を背景とした虐待、育児不安等に対応できる体制、虐待の防止、早期発見につながる体制の確立 ・開かれた窓口の開設、ケースに応じた専門職・専門機関との連携、等

① 子育て当事者の視点からの支援の整備・充実（2/2）

項 目	委員の意見
児童虐待防止に向けた総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭を支える地域の取り組みの強化 ・ すべての家庭を対象にしたアプローチの充実 ・ 親子の交流や親子関係の支援 ・ 放課後の居場所など社会的な子育て基盤の充実 ・ 児童相談所、保育所・幼稚園・認定こども園、警察などの連携の強化、等
困難な状況の置かれた子どもを救うシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども自ら相談できる環境の構築 ・ 生活・学習支援の場の拡充 ・ 支援の場、支援者に対する支援、等
「心のゆとり」を生み出す支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所、集まり、イベントの工夫 ・ 「声かけ」「手助け」に向けた啓発、等
各種講座・教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な医療の受診や家庭看護の基礎知識など、子どもの医療・看護に関する講座・教室の開催 ・ 受講者の受講しやすさを考えた講座・教室の開催場所についての検討、等
家庭教育学級のあり方・役割についての再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・小中学校をベースとした開設についての再検討 ・ 指導員の資質向上 ・ 乳幼児家庭教育学級の役割、特に子育てに対する視野拡大や社会参加に果たす役割の再認識、等
父親、祖父母等、母親以外の子育て力・教育力向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産後の生活についてのシミュレーションを取り入れたワークショップの開催や父親の育児休業取得のための準備講座など、特に産前における意識啓発を超えた取組、等
「子育て情報システム」「子育て便利帳」など、情報提供事業の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の支援、インフォーマルセクターの支援等、広範囲の情報を提供することについての検討 ・ 提供媒体の工夫、等

② ニーズに応じると同時に、適切にして質の高い教育・保育の提供

項 目	委員の意見
幼児教育・保育需要の地域的アンバランスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線の開発に伴い発生している中央部・西部・北西部エリアにおける待機児童の解消 ・子どもの数が減りつつある北部・南部エリアにおける就学前の子どもの教育・保育の場の再編・活用、等
保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・待遇・処遇の改善 ・就職希望者に対する情報の提供 ・業務・負担の軽減も含む働く環境の整備 ・研修の充実、等
公立幼稚園のあり方・役割の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・定員未充足の園の再編、有効活用 ・子ども・子育て支援の場としての役割の再検討、等
小規模保育事業の検証、その支援とあり方の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業の成果と問題点の整理 ・連携施設の確保や保育の質の向上、安全にして安心できる保育の提供など、事業への支援 ・小規模保育事業の役割、設置場所の適否も含む認可の判断についての検討、等
幼児教育・保育の無償化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育に関する需要の変化の把握、変化への対応 ・無償の対象となる認可外保育施設の保育の質の確保 ・質の高い教育・保育を提供してきた認可外保育施設における無償の対象から外れる事例の扱い、等
平成 31 年 3 月に策定した「つくば保育の質ガイドライン」の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保育関係者の研修、教育・保育の場における日常的な点検における利用 ・教育・保育の場を新設する場合の手引きとしての利用 ・活用事例の紹介と有効な活用に対するインセンティブの付与、等
就学前教育の充実と幼保小の円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の強化 ・保育と教育の一元化を視野にいれた「保育の質ガイドライン」の見直し ・「子ども・子育て支援プラン」と「教育大綱」のリンケージ、等

③ 子育ての地域基盤の充実

項 目	委員の意見
児童クラブのあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童、特に人口急増地区における待機児童の解消 ・公設民営の児童クラブのあり方の検討 ・学校等既存の施設の利活用 ・放課後児童支援員等の人材の確保とその資質の向上、等
放課後子供教室事業のあり方の全面的再考	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント的な開催の見直しと定期的な開催のための場所の確保、体制の構築 ・地域の施設・人材の有効活用、多世代交流・居場所づくりとの連携強化等、コーディネーションの機能、コーディネーターとしての人材の導入の検討 ・市の実情に合わせた「新・放課後子ども総合プラン」の推進、等
児童館の機能の充実・再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの利用に関わる面積超過問題の解決 ・職員の専門性の向上 ・地域の子ども・子育て支援を視野に入れた機能の再検討、等
地域交流センター、図書館の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援のためのスペースの確保 ・図書・資料の充実、等
自然体験、社会体験等、子どもの体験の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育の場への導入 ・イベント等の充実 ・公園や空き地、雑木林の活用 ・「冒険遊び場」の拡充 ・プレイリーダー等、人材の育成、等
通学路等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検、歩道整備、ガードレールの設置、等
「まちづくり」を視野に入れた「子ども・子育て支援プラン」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを産み育てやすいまち」＝「子どもにとって最善の利益が実現されるまち」＝「子どもの生きる力、意思と努力を応援するまち」＝「地域みんなの力で子育てを応援し、みんなで子どもを育てるまち」など、「子ども・子育て支援プラン」の基本理念の検討と理念を体現する事業計画の策定、等

2 つくば市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

3 つくば市子ども・子育て会議委員

任期：2018年2月20日～2020年2月19日

区 分	氏 名	所 属
議会	橋本 佳子	市議会議員
保育園保護者会	野口 理恵 岡野 玲子 串田 令子	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会
幼稚園PTA	佐口 里枝 鈴木 美穂 成島 美穂	つくば市立幼稚園PTA連絡協議会
小・中学校PTA	高野 佳明 中嶋 信美 根本 一城	つくば市PTA連絡協議会
児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会
小児医療	江原 孝郎	つくば市医師会
学識経験者	飯田 浩之 橋本 佐由理 土井 隆義	大学教授等
民間保育園	舘野 正弘	つくば市民間保育協議会
民間幼稚園	橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会
子育て支援団体	浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会長
	中井 聖 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん 代表理事
主任児童委員	河村 和恵	つくば市主任児童委員連絡会
公立学校長	松本 義明	つくば市学校長会
公立学校長	中島 達夫 遠藤 知昭 土田 十司作	つくば市学校長会 会長
公募	ヘイズ 紀子 栗栖 和恵 浅野 英公子 折本 ちはる 高橋 晃雄	こどもの保護者、 子育て支援に関心がある市民等



第2期つくば市子ども・子育て支援プラン

世界の
あした
が見えるまち。
TSUKUBA

発行 令和2年3月
つくば市こども部こども政策課
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029 (883) 1111 (代表)

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：つくば市公立保育所の
施設改善に関する基本方針(案)】

令和2年(2020年)2月
つくば市こども部こども政策課

■ 意見集計結果

令和元年11月11日から12月10日までの間、(つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(案))について、意見募集を行った結果、9人(団体を含む。)から27件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	1人
電子申請	8人
合計	9人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 基本方針全体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	今回、公立保育所について、民営化ではなく、継続で運営する方針とのこと、心より感謝します。市にとって補助金の関係で赤字になることは重々承知ですが、ぜひこのまま進めてください。	1件	本方針の施設改善の考え方及び方向性を踏まえながら、具体的手法を検討し、推進していきます。
2	施設改善にあたっては保育所職員、公立保育所父母会(毎年要望調査を提出している)の意見を招請し、実情に沿った修繕をお願いしたい。	1件	御意見のとおり、関係保護者等と意見交換を行いながら、施設改善を進めていきます。

○ 2 つくば市立保育所の現状 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「待機児童の解消までには至っていない」とあるにもかかわらず、「定員」まで受け入れ児童を増やしていない市政には失望をおぼえる。	1件	待機児童の早期解消に向け、現在進めている保育施設整備等の対策事業を引き続き積極的に推進していきます。

○ 5 施設改善の考え方 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	公立保育所の定員の拡大により、保育室、園庭の狭隘化、保育室を2階以上に拡大することによる事故の可能性など、現在の保育環境からさらに悪化することが懸念される。施設改修ではなく新設を目指してほしい。	1件	修繕または改修する必要がある施設については、保育環境が、より一層向上するよう配慮するとともに、保育士等が働きやすい環境にも努めていきます。なお、老朽化が特に著しい施設については、建て替えにより保育環境の向上を図ります。

○ 6 施設改善の基本的方向 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	「長寿命化のための大規模な修繕又は必要に応じた改修を実施する」とあるが、「長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修を実施する」の誤りではないか。	1件	御意見を踏まえ、修正します。
2	新耐震基準を満たしていない公立保育所の9施設については、早急に建て替えに取り掛かる必要がある。	1件	御指摘のとおり、施設改善の基本的方向を踏まえ、速やかに検討・着手していきます。

○ 7 施設改善の具体的手法 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>市で建設・運営する方法以外に、社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法が各保育所にとって適切ではないか、保育所ごとに検討する、という部分には反対である。つくば市の公立保育所は高く安定した保育士の質と統一された保育理念、明朗な会計、という点で民間保育所に比べ優れている。老人介護施設や私立幼稚園に併設された民間保育所のような法人に建設および運営を移管することは保育士の待遇を更に悪化させ、児童にとってもお金さえ払えば土曜保育、延長保育が利用でき保育に欠けていなくても保育が長時間化するおそれがあり、保護者にとってはせつかく無償化した保育料のほかに制服代、カバン代、靴代、教材費などが必要になるなど、好ましくない。</p>	1 件	<p>建て替えにおける建設・運営等の手法につきましては、保育所ごとに整備計画を策定する過程で、地域住民や保護者等と十分に意見交換を行いながら検討していきます。</p>
2	<p>6の「施設改善の基本的方向」と見出しが対応しておらず、わかりにくい。「大規模な修繕」「必要に応じた改修」の内容・具体例について明示していただきたい。</p>	1 件	<p>御意見を踏まえ、わかりやすく修正するとともに、具体例等を記載します。</p>
3	<p>「社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法」の記載があるが、民営化</p>	1 件	<p>今後、施設改善を推進していく上で、社会福祉法人等との連携も選択肢の一つとして考えてい</p>

	<p>の議論は施設改善とは別の議論を行うべきである。加えて民営化には反対である。現在、公営であることで国の基準より手厚い配置、障害児保育の実施、定期的な人事異動による風通しの良い運営がされている。今後も市が整備し、公設公営を維持していただきたい。</p>		<p>ます。</p>
4	<p>荃崎地区は高齢者が多いエリアであることから、ゆくゆくは高齢者の寄り合い所や或いは災害時の避難所などにも転用できるような、フレキシブル且つトランスファラブルな建物にして頂ければと思います。</p>	1 件	<p>今後の事業の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>良好な保育環境の確保のために修繕場所をどのように修繕するか、現場の職員等の意見も聞いて実施していただきたい。</p>	1 件	<p>御意見のとおり、保育所の職員等と意見交換を行いながら、施設改善を進めていきます。</p>
6	<p>改修又は建て替えについては、子どもの保護者、現場の職員等の意見も聞いて実施していただきたい。</p>	1 件	<p>御意見のとおり、関係保護者等と意見交換を行いながら、施設改善を進めていきます。</p>
7	<p>安易な民間委託を行わず、建て替える場合、場所についても法律にあるように児童施設としてふさわしい環境を選定していただきたい。</p>	1 件	<p>施設ごとの整備計画を策定する過程で検討していきます。</p>
8	<p>社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法をとると、旧荃崎地区は、公立保育所は1カ所もなくなり、同じくこれから人口が増えると思われる旧桜地区の3</p>	1 件	<p>社会福祉法人等との連携については、施設改善の考え方を踏まえ、施設ごとの整備計画を策定する過程で検討していきます。</p>

	<p>カ所、旧谷田部地区、旧筑波地区も無くなってしまいます。建て替えと合わせ、産休明け保育や延長保育などニーズに合わせて公立保育所を存続させる方向で検討して欲しいと思います。公立保育所の保育方針を選び希望する保護者も沢山います。</p>		
--	--	--	--

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>建て替えの期間に限っては、近隣の民間保育所に公立保育所の保育士および児童を「定員」まで振り分ける必要がある。その期間中、市職員である公立保育所の保育士には異なった環境で働かざるを得ない手当が支給されるべきであり、また利用者である児童の保護者には送迎バス利用料や移動にかかる時間およびコストをカバーするための経済的支援が市からなされることを期待する。</p>	1 件	<p>今後の事業の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>つくば市は出産できる医療機関が3つしかなく、そのため出産費用も大変高価で、産後も未成年者が医療機関を受診する際の自己負担額が無料ではなく、保育所は主食を持参、待機児童は解消されておらず、満足な美術館、博物館、図書館、動物園がなく、学童保育も不足しており、まったく少子化問題への取り</p>	1 件	<p>御指摘のとおり、少子化への対応は、重要な課題と認識しております。今後も引き続き課題解決に向けて、積極的に取り組んでいきます。</p>

	組みが十分だとは感じられない。改善を強く望みます。		
3	つくば市の場合外国人が非常に多いので、そういう親を持つ子供でも安心して預けられるような施設が増えてほしい。(外国人向けの言語や教材など)	1件	今後の事業の参考にさせていただきます。
4	筑波大生や学院大生など学生結婚などの子供でも安心して預けられる環境が欲しい。	1件	今後の事業の参考にさせていただきます。
5	つくばならこどもの管理にうまくIoTやセンサー、カメラなどを使って、預けた親が職場などでも子供を安心して見守れるような環境が欲しい	1件	今後の事業の参考にさせていただきます。
6	シングル親などや親を亡くして、または病気や育児放棄、障害、遠方転勤などで預けられているような家族でもうまく預けられる環境が欲しい	1件	今後の事業の参考にさせていただきます。
7	つくばならではの国際性や科学力、農業など活かした保育も欲しい	1件	今後の事業の参考にさせていただきます。
8	障害を持つ子供でも安心できるようなのが欲しい	1件	今後の施設改善を推進する中で、引き続き対応していきます。
9	アレルギー対応、ベジタリアンなどの宗教対応などを考えた保育をしてほしい	1件	今後の施設改善を推進する中で、引き続き対応していきます。
10	空き状況や自分の評価では入れるのか、どこなら入れるのかなどがすぐわかるようなシステムが欲しい(できればネットフォームから検索	1件	今後の事業の参考にさせていただきます。

	出来てほしい)		
11	現在主食を持参しています が衛生的に不安があります。 主食費上乘せで構いません ので、主食についても所で対 応頂けないでしょうか。	1 件	現在、どのようにすれば主食提 供が可能なのか、検討していま す。
12	小さい頃に性別のことなど でいじめられたことがあつ たため、同じような人を増や さないためにも LGBT などに 考慮した施設や教育がある のを望みます。	1 件	今後の事業の参考にさせていた だきます。
13	つくば市では保育所を増や したりするよりも、被災によ り仮設住宅に住んでいる避 難民に住宅を提供するのが 大事なのではないかと。	1 件	つくば市では、SDGs の理念に基 づいて、誰一人取り残さないた めの様々な施策を展開していま す。その一つとして、保育環境 を向上させるため、今回、施設 改善の基本方針を策定するもの です。

■ 修正の内容

○ P5 6 施設改善の基本的方向 について

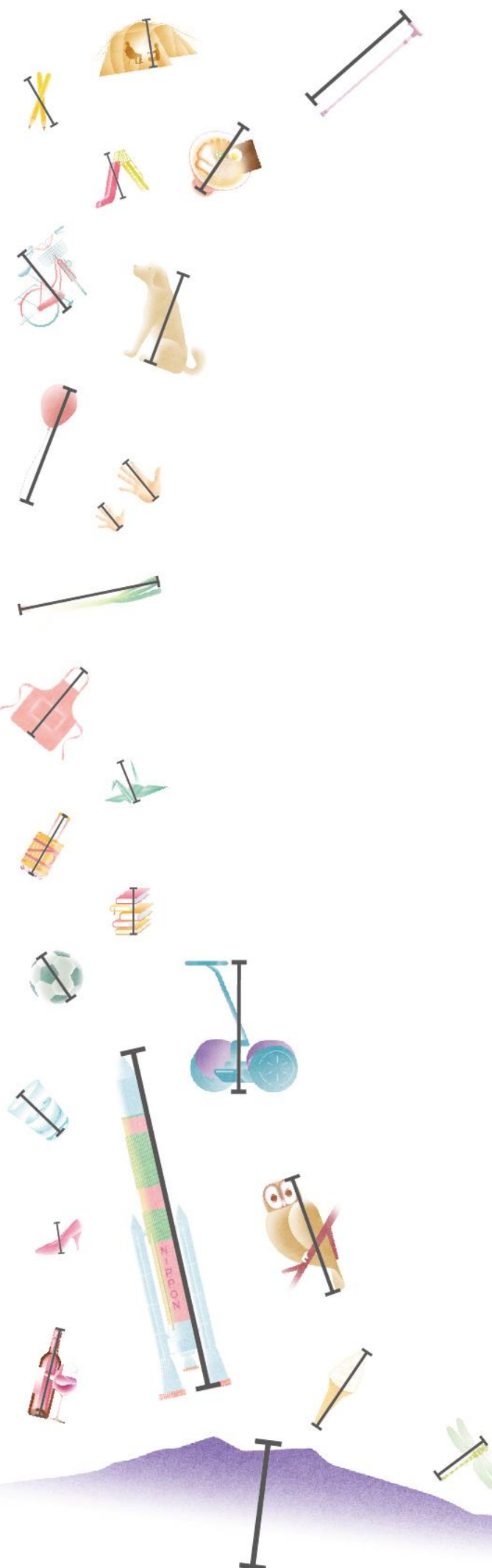
修正前	修正後
<p>(1) 新耐震基準適用後に建設され た施設</p> <p>○長寿命化のための大規模な修繕 を実施する。</p>	<p>(1) 新耐震基準適用後に建設され た施設</p> <p>◎基本的方向：長寿命化のための 大規模な修繕</p> <p>計画的な維持保全を図ること で建物の耐久性を維持し、劣化 を最小限にとどめ、最も経済的 なライフサイクルコストを目指 す。</p>
<p>(2) 新耐震基準適用前に建設し、 新耐震基準を満たしている施設</p> <p>○長寿命化のための大規模な修繕 又は必要に応じた改修を実施する。</p>	<p>(2) 新耐震基準適用前に建設し、 新耐震基準を満たしている施設</p> <p>◎基本的方向：長寿命化のための 大規模な修繕及び必要に応じた 改修</p>

	修繕や改修を施すことと、建て替えることを比較考量し、将来的に最善と考えられる方法を検討していく。
(3)新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設 ○建て替えを推進する。	(3)新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設 ◎基本的方向：建て替え 建て替えにあたっては、市で建設・運営する方法、子ども・子育てに精通し実績がある社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法等がある。各保育所にとってどの方法がより適切かは、保育所ごとに整備計画を立てる中で検討する。

○ P6 7 施設改善の具体的手法 について

修正前	修正後
(1)長寿命化のための修繕 ○計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、最も経済的なライフサイクルコストを目指す。現在順次実施している大規模修繕については、引き続き適切に対応し、良好な保育環境の確保に努める。 ①大規模修繕（外壁・屋根防水工事等）を計画的に行う。 ②主に衛生面における修繕等（トイレ、エアコン、雨漏り、給排水、厨房機器）を行いながら建物の長寿命化を図る。 ③突発的な不良箇所（ガラスの破損、建物部材の不良等）は随時、迅速な修繕を行う。	(1)長寿命化のための大規模な修繕 ①大規模修繕（外壁・屋根防水工事等）を計画的に行う。 ②主に衛生面における修繕等（トイレ、雨漏り、給排水、厨房機器等）を行いながら建物の長寿命化を図る。

<p>(2)長寿命化のための修繕又は改修</p> <p>○大規模修繕(外壁・屋根防水工事等)に加えて、改修及び建て替えを検討する。</p> <p>①大規模修繕及び衛生面に配慮した修繕を行う。</p> <p>②修繕工事のみならず、社会・時代の変化によって向上する建築水準に見合う施設の機能・性能を改良するための改修を行う。</p> <p>③建て替えの検討</p> <p>修繕や改修を施すことと、建て替えることを比較考量し、将来的に最善の方法を検討する。</p>	<p>(2)長寿命化のための改修</p> <p>社会・時代の変化によって向上する建築水準に見合う施設の機能・性能を改良するための改修(照明設備、床、建具、エアコン等)を行う。</p>
<p>(3)建て替え</p> <p>○新耐震基準を満たしていない9施設については、安全性に課題があるだけでなく、建築年数40年～50年であることにより著しく老朽化しているため、建て替えに当たっての基本事項、建て替え場所、規模、整備・運営手法等を保育所ごとに定めた整備計画書を策定し、新たな建物を建築する。</p> <p>具体的な整備は、市で建設・運営する方法や、子ども・子育てに精通し実績がある社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法等がある。各保育所にとってどの方法がより適切かは、保育所ごとに整備計画を立てる中で検討する。</p>	<p>(3)建て替え</p> <p>新耐震基準を満たしていない施設については、安全性に課題があるだけでなく、建築年数が40年～50年であることにより著しく老朽化しているため、建て替えに当たっての基本事項、建て替え場所、規模、整備・運営手法等を保育所ごとに定めた整備計画書を策定し、新たな建物を建築する。</p>



I つくば市 公立保育所の 施設改善に関する 基本方針（案）

令和2年(2020年)3月

1 趣旨

少子高齢化が進行する中、つくば市では TX 沿線開発地区を中心に人口増加が続いている。市の人口推計では 2048 年まで増え続けるとされている。このような中で、女性の就労機会の増大や核家族化の進行等により、保育ニーズはますます増加している。また、就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化し、その対応が強く求められており、保育を巡る状況はめまぐるしく変化している。

当市では、公立 22 か所、民間 50 か所、合わせて 72 か所の認可保育園等と、51 か所の認可外保育施設等でこれらの需要に対応している(平成 31 年 4 月 1 日現在)。しかし、現在、公立保育所は、新耐震基準適用(昭和 56 年 6 月 1 日以降)以前に建築した施設が 13 施設、うち新耐震基準を満たしていない施設が 9 施設あり、早期の対応が必要である。

このようなことから「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を定め、その方針に基づき各施設の整備計画を策定し、良好な保育環境を確保するため、速やかに改善に着手する。

2 つくば市立保育所の現状

(1) 施設の状況

保育所	所在地	延床面積(m ²)	建築年度	構造
大穂保育所	大曾根 3410	904	1987(S62)	木造
上郷保育所	上郷 2499	584	1985(S60)	木造
今鹿島保育所	今鹿島 5087	584	1984(S59)	木造
上横場保育所	上横場 1228	761	1968(S43)	RC 造
真瀬保育所	真瀬 582-イ	543	2014(H26)	S 造
稲岡保育所	稲岡 195	474	1976(S51)	CB 造
手代木南保育所	松代 4-15-1	782	1979(S54)	RC 造
二の宮保育所	二の宮 4-9-1	783	1988(S63)	木造
松代保育所	松代 2-21-3	847	1995(H07)	木造
上ノ室保育所	上ノ室 2482	374	1972(S47)	木造
上境保育所	上境 309-2	367	1973(S48)	木造
上広岡保育所	上広岡 113-1	571	1974(S49)	木造
竹園保育所	竹園 3-18-1	828	1976(S51)	RC 造
並木保育所	並木 4-2-3	786	1976(S51)	RC 造
吾妻保育所	吾妻 2-5-4	798	1979(S54)	RC 造
桜南保育所	並木 4-7-2	786	1987(S62)	RC 造
小田保育所	小田 2413	362	1969(S44)	木造
沼田保育所	沼田 39-3	883	1993(H05)	木造

作岡保育所	作谷 1737-1	699	1990(H02)	木造
高見原保育所	高見原 3-7-11	545	1976(S51)	木造
城山保育所	高崎 667	467	1977(S52)	木造
岩崎保育所	下岩崎 2105	475	1978(S53)	木造

北条保育所（令和2年度中に開所予定）は除く。

施設の半数が築40年を経過しており、築50年を超える施設もある。また、未耐震施設が9か所あるほか、多くの施設が老朽化により、将来、良好な保育環境の確保ができなくなる恐れがある。

構造及び耐震の状況（平成31年4月1日現在）

（単位：か所）

構造	か所数	10年未満	10～30年未満	30～40年未満	40～50年未満	50年以上
R C 鉄筋コンクリート	6	0	0	3	2	1
W 木造	14	0	5	2	7	0
S 鉄骨	1	1	0	0	0	0
C B コンクリートブロック	1	0	0	0	1	0
計	22	1	5	5	10	1

北条保育所（令和2年度中に開所予定）は除く。

（単位：か所）

未耐震	築37年以上 耐震	築37年未満 耐震	計
9	4	9	22

北条保育所（令和2年度中に開所予定）は除く。

（2）施設修繕等の状況

公立保育所の修繕等については、施設の点検結果や保育所からの要望等に対応する「計画修繕」と突発的な事故に対応する「緊急修繕」を実施している。この他、工事として保育環境改善のための空調設備や給排水設備の改修を始め、プールや冷凍冷蔵庫の交換を実施している。

現状としては、建物等の老朽化による緊急修繕の占める割合が高くなっている。また、限られた予算の中で行うため、計画修繕については、保育運営上必要不可欠な修繕に限られており、施設の長寿命化の視点での維持保全が十分にはできていない状況にある。

修繕関係経費の推移（執行済額）

（単位：千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
13,360	11,285	16,380	12,622

北条保育所を含む。

改修工事費の推移（執行済額）

（単位：千円）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
33,902	46,737	71,861	76,217

北条保育所を含む。

（３）実施事業の状況

つくばエクスプレス沿線への子育て世帯の流入や女性の就労機会の増大、共働き世帯の増加等により保護者の保育に対するニーズが多様化している。一時預かり、産休明け保育等、各種事業の実施状況は、民間保育園の方が公立保育所より高い割合にある。一方で、「障害児保育」の預かり状況は、公立保育所の方が高い割合にある。

各種事業の実施状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：か所）

区分	か所数	延長保育	障害児保育	産休明け保育	一時預かり	休日保育
公立	22	16(73%)	22(100%)	4(18%)	1(5%)	0(0%)
民間	50	49(98%)	22(44%)	48(96%)	28(56%)	1(2%)
計	72	65(90%)	44(61%)	52(72%)	29(40%)	1(1%)

北条保育所は除く。

障害児保育は補助金申請施設数

（４）入所児童等の状況

当市の保育施設には、公立と民間の認可保育所のほか、認定こども園、小規模保育事業所があり、これらの施設で保育が必要な児童を受け入れている。一方、保育を必要とする児童数は年々増加傾向にあるため、保育所の新設や定員増などの対応を図ることにより入所児童数の受け入れを増やしているが、待機児童の解消までには至っていない。

保育施設の設置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区分	か所数	定員	入所児童数
公立保育所	22	2,055	1,690
民間保育所 認定こども園	44	4,743	4,556
計	66	6,798	6,246
小規模保育事業所	6	108	102

北条保育所は除く。

3 国の諸制度等の変遷

平成2年の1.57ショック(合計特殊出生率がそれまでの過去最低を下回る)を契機に、国は本格的に少子化対策に乗り出し、主に仕事と家庭の両立等子供を産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

保育所については、少子化が進む中でも働く母親の増加で入所希望者が増えていたが、保育所の絶対数が不足しており、また公立中心でサービスが硬直化していること等により、保護者の保育ニーズに合わず、待機児童を発生させる要因にもなっていた。

国は、保育の量的拡大や低年齢児保育、延長保育等の多様な保育の充実を図ることを目指した施策として、エンゼルプラン(平成6年)、新エンゼルプラン(平成11年)、待機児童ゼロ作戦(平成13年)、子ども・子育て応援プラン(平成16年)、新待機児童ゼロ作戦(平成19年)等を経て、子ども・子育て支援新制度(平成27年~)を定めた。

その過程において、保育所の設置主体については、市区町村と社会福祉法人に限定されていたが、平成12年の厚生省通知により制限が撤廃され、株式会社、NPO法人、学校法人等にも門戸が開かれた。平成13年の児童福祉法の改正では、市町村は社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置・運営を促進する条文(第56条の7)が加わった。ここで言う「多様な事業者」とは、NPO法人や民間企業も含まれており、公立保育所の民営化を推進する法的根拠が形作られたと言える。また、待機児童ゼロ作戦等においても、規制緩和を根拠に、公立保育所の民間委託や公共施設の民間への貸与・譲渡等が推奨される等、待機児童の解消策として、民間活力の活用が強く打ち出されている。

平成14年に始まった三位一体の改革では、国庫補助・負担金、地方税、地方交付税の配分見直しが進められた。保育所運営費については、地方自治体の一般財源化を基本に検討が進められていたが、最終的に、民間保育所の運営費は引き続き国が責任を負うことになった。一方、公立保育所は、運営費に対する国庫負担金が廃止になり一般財源化され、公立保育所を数多く有する自治体にとっての負担は大きく増加した。

さらに、令和元年10月からの保育の無償化が決定し、保育利用希望者の増加が見込まれ、保育問題は複雑化する様相を呈している。

4 施設改善に関する主な課題

前記「国の諸制度等の変遷」で示されたように、国の子育て支援政策は、目まぐるしく変化しながら、民間活用の流れを推進してきた。この様な中で、保育の現場である自治体では、待機児童の増加、施設の老朽化、事件・事故の発生、保育料無償化への対応や懸念など様々な課題が発生し対策に苦慮している実情もある。つくば市においても「つくば市立保育所の現状」でも述べたとおり、保育環境の改善は、待ったなしの状況がある。

つくば市立保育所の施設改善を推進する上で、最も本質的な課題は、(1)保育の質をどう維持・向上させ、子どもの健やかな育ちを保障するか。(2)関係保護者等の御理解を得るため、しっかりと説明をするとともに、意見を聞くためにどうするか。(3)職員が安心して働ける環境をどう構築するか。(4)膨大な改善費用にどう対応するか。の4点であると考え。その他様々な課題とともに、より適切な対応が必要である。

5 施設改善の考え方

子育てに関するつくば市の抱える様々な課題や国の動向を見据えながら、将来を見通した施設整備や運営方法を検討することが重要である。施設改善に当たっては、次の要件を踏まえる。

- (1) 子どもの成長に寄与する保育環境を創出するため、規模や建築年数等に配慮する。
- (2) 保育時間延長、一時預かり、病児保育等多様なサービスへの対応に配慮する。
- (3) 待機児童解消に資するため、定員の拡充に配慮する。
- (4) 保育士等が働きやすい環境を維持するとともに、更なる向上を図る。
- (5) 建築年数が比較的新しい施設は、長寿命化を図る。
- (6) 保育の質の向上のため「つくば保育の質ガイドライン」を適切に運用する。
- (7) 保育に精通した社会福祉法人等との連携を深める。
- (8) 子育てや保育環境を充実させるため、公立保育所の施設配置の適正化を推進する。
- (9) 国県の支援制度を最大限活用するとともに、更なる支援をしっかりと国県に要望する。

6 施設改善の基本的方向

(1) 新耐震基準適用後に建設された施設

基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、最も経済的なライフサイクルコストを目指す。

(対象施設)

今鹿島保育所（築35年） 上郷保育所（築34年） 桜南保育所（築33年）
大穂保育所（築32年） 二の宮保育所（築31年） 作岡保育所（築30年）
沼田保育所（築26年） 松代保育所（築24年） 真瀬保育所（築5年）
真瀬保育所については、当面必要に応じた修繕で対応する。

(2) 新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

修繕や改修を施すことと、建て替えることを比較考量し、将来的に最善と考えられる方法を検討していく。

(対象施設)

竹園保育所（築44年） 並木保育所（築43年） 吾妻保育所（築41年）
手代木南保育所（築40年）

(3) 新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

基本的方向：建て替え

建て替えにあたっては、市で建設・運営する方法、子ども・子育てに精通し実績がある社会福祉法人や学校法人に建設・運営を移管する方法等がある。各保育所に

とってどの方法がより適切かは、保育所ごとに整備計画を立てる中で検討する。

(対象施設)

上横場保育所（築52年） 小田保育所（築50年） 上ノ室保育所（築47年）
上境保育所（築46年） 上広岡保育所（築45年） 稲岡保育所（築43年）
高見原保育所（築43年） 城山保育所（築42年） 岩崎保育所（築41年）

7 施設改善の具体的手法

(1)長寿命化のための大規模な修繕

大規模修繕（外壁・屋根防水工事等）を計画的に行う。

主に衛生面における修繕等(トイレ、雨漏り、給排水、厨房機器等)を行いながら建物の長寿命化を図る。

(2)長寿命化のための改修

社会・時代の変化によって向上する建築水準に見合う施設の機能・性能を改良するための改修（照明設備、床、建具、エアコン等）を行う。

(3)建て替え

新耐震基準を満たしていない施設については、安全性に課題があるだけでなく、建築年数が40年～50年であることにより著しく老朽化しているため、建て替えに当たっての基本事項、建て替え場所、規模、整備・運営手法等を保育所ごとに定めた整備計画書を策定し、新たな建物を建築する。